

パブリックコメント用
習志野市教育基本計画（案）

実施期間 平成 25 年 9 月 2 日～9 月 27 日

平成 26 年度 ～ 平成 31 年度

習志野市教育基本計画

素案

基本目標

豊かな人間性と優れた創造性を育む
習志野の人づくり

夢・希望・輝け 習志野の子どもたち

一市民、一文化・一スポーツ・一ボランティア

習志野市教育委員会

習志野市文教住宅都市憲章（前文）

昭和45年3月30日議決

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

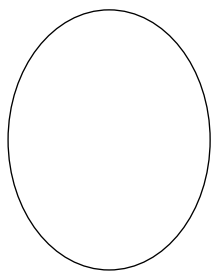
しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいつぼう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしばみ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

1. わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくれます。

1. わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくれます。

1. わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくれます。



は じ め に

習志野市教育委員会

教育長 植 松 榮 人

本書は、平成13年度に策定した「H13 基本計画」及び平成20年度に策定した前「基本計画」に続く、本市の平成26年度から平成31年度までの教育の方向性を示す教育計画（以下、本「基本計画」）です。

本「基本計画」では、基本目標を「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」に置いております。将来にわたって潤いのある充実した人生を送るためには、豊かな人間性を備えていなければなりません。そこで、今後ますます重きを置かれるであろう豊かな人間性の育成を、前「基本計画」の基本目標から踏襲して位置付けました。また、将来の展望を切り開くために、常に最適解を求め続けていかなければならない時代にあっては、何よりも「優れた創造性」が求められることから、習志野の人づくりの目指すものとして、創造性の育成を新たに位置付けました。

さて教育には、『どんなに社会が変化しようとも、「時代を超えて変わらない価値のあるもの」(不易)』（平成8年 中央教育審議会答申）があります。その一方で『「時代の変化とともに変えていく必要があるもの」(流行)』に柔軟に対応していくこともまた、教育に課せられた課題』（同答申）となっています。本「基本計画」においても、グローバル化やICTの進展にともなう「流行」を見極め、迅速かつ的確に対応していくことを目指しております。同時に、子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた力を育成する教師の指導力をさらに高めることなど、「流行」を支える基盤的な施策をこれまで以上に重視し、教育の「不易」の部分について、その質の充実・向上を図ってまいります。

この基本的な方針のもとに、「夢・希望 輝け 習志野の子どもたち」をスローガンに、前「基本計画」の施策・事業を再構成するとともに、学校教育全体を通じた言語活動の充実などの新たな方策を導入し、子どもたちの未来をひらく教育の推進に向けた取り組みを行います。学校教育を包含する生涯学習では、「一市民、一文化・一スポーツ・一ボランティア」のスローガのもと、市民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び自立して活動しようとする意識を醸成するとともに、その実現のための仕組みを整備していきます。その際、「計画→実行→評価→改善→計画……」のサイクルを確立して、不断の改善を加えながらこれらの取り組みを推進し、その過程の中で生じた新たな課題には効率的・効果的に対応してまいります。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

目 次

◆施策の体系イメージ	1
◆政策・基本方針・施策一覧	2

第 1 部 基本理念編

I 「習志野市教育基本計画（H26 年度～H31 年度）」の性格	
1 策定の趣旨	3
2 策定のねらい	3
3 実施期間	3
4 策定にあたっての基本的な考え方	4
5 前「基本計画」期間中の教育委員会の取り組みの概要と今後の課題	4
II 本市教育の目指す姿	
1 基本目標	9
2 基本目標に向けた取り組みへの切り口（キーワード）	9
III 本市教育の方向性	
1 未来をひらく教育の推進（政策Ⅰ）	1 1
2 生涯にわたる学びの推進（政策Ⅱ）	1 5
3 学校・家庭・地域の連携による教育の推進（政策Ⅲ）	1 6
4 教育環境・学習条件の整備（政策Ⅳ）	1 7
5 本市の教育課題について	1 9
※ 資料	2 0
◆基本計画の記述の内容	2 3

第 2 部 基本計画編

◆政策・基本目標・施策・小施策一覧	2 5
-------------------	-----

政策 1 未来をひらく教育の推進

基本方針 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上

施策 1 社会の変化に対応した幼稚園教育の推進	2 7
施策 2 「健康な心と体」を育てる教育の推進	3 0
施策 3 幼児の安全・安心を守る教育の推進	3 2
施策 4 特別支援教育の推進	3 4

施策 5	私立幼稚園との連携及び就園奨励事業の推進	3 5
------	----------------------	-----

基本方針 2 子育て・子育て支援の充実

施策 1	こども園の整備と充実	3 6
施策 2	多様なニーズに対応した子育て支援の推進	3 7
施策 3	家庭・地域との連携の強化	3 8

基本方針 3 信頼を築く習志野教育の進展

施策 1	いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展【教育課題②】	3 9
施策 2	特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展	4 1
施策 3	教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展	4 3

基本方針 4 子どもの生きる力を育む教育の充実

施策 1	確かな学力を保障する教育の推進【教育課題③】	4 4
施策 2	豊かな心を育む教育の一層の推進【教育課題④】	4 5
施策 3	健やかな体を育む教育の推進【教育課題⑤】	4 7
施策 4	食育の充実と安全・安心な学校給食の実施	4 9
施策 5	特色ある学校づくりの推進	5 1

基本方針 5 子どもを未来につなげる教育の展開

施策 1	「思考力、判断力、表現力」を伸ばす教育の展開	5 2
施策 2	国際化社会を生きる資質・能力を培う教育の展開	5 3
施策 3	安全安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開	5 4

基本方針 6 魅力ある市立高校づくり

施策 1	多様な高校教育の一層の展開	5 5
施策 2	地域や社会に開かれた高校づくりの展開	5 8

政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進

基本方針 7 社会教育の充実

施策 1	学習機会の充実	6 0
施策 2	学習成果の活用	6 1
施策 3	社会教育指導者の確保と養成	6 2
施策 4	自主自立課題解決型社会の推進	6 3

基本方針 8 文化財の保存と活用

施策 1	文化財の保存	6 4
施策 2	文化財の活用	6 5

基本方針 9 芸術文化の振興

施策 1	芸術・文化活動の振興	6 6
------	------------	-----

基本方針 10 生涯にわたって親しむスポーツの推進

施策 1 「する・みる・支える」スポーツの推進	6 7
-------------------------	-----

基本方針 11 青少年の健全育成の推進

施策 1 放課後児童会の運営の充実	6 9
施策 2 青少年育成団体の活動支援	7 0
施策 3 家庭や地域の青少年教育力の向上	7 1
施策 4 青少年のための施設における活動の充実	7 2

政策Ⅲ 学校・家庭・地域の連携による教育の推進

基本方針 12 家庭教育力の向上

施策 1 家庭教育に関する学習機会の充実	7 3
施策 2 家庭教育相談の充実	7 4

基本方針 13 地域に開かれた学校づくり [教育課題①]

施策 1 積極的な情報公開と意見交換の充実	7 5
施策 2 地域と共にある学校づくり	7 6

基本方針 14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

施策 1 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進	7 7
----------------------------	-----

政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備

基本方針 15 安全で潤いのある学校環境の整備

施策 1 幼稚園・こども園の教育環境の整備	7 8
施策 2 小中学校の教育環境の整備	7 9
施策 3 習志野高校の教育環境の整備	8 0
施策 4 学校関連施設の点検・整備	8 1

基本方針 16 持続可能な社会教育施設の整備

施策 1 様々な手法による社会教育施設の整備	8 2
------------------------	-----

基本方針 17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備

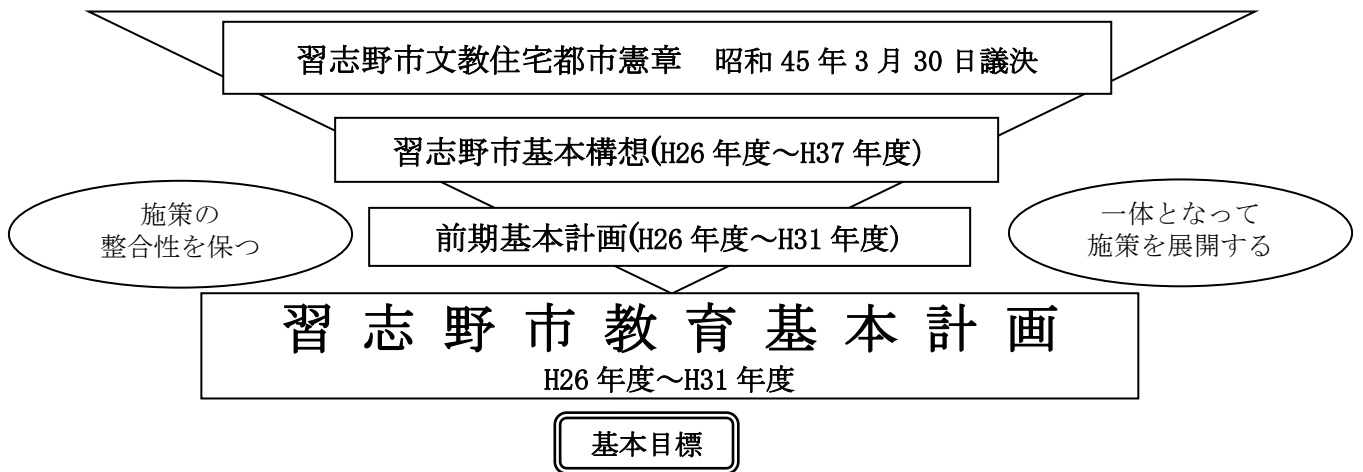
施策 1 健康・体力を育むスポーツ施設の整備	8 3
------------------------	-----

基本方針 18 教育行政の効率的・効果的展開

施策 1 教育委員会の活性化	8 4
----------------	-----

◆習志野市教育基本計画策定要綱・覧	8 6
-------------------	-----

施策の体系イメージ



豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり
～ 情熱あふれる教育、夢のある学び、市民との協働 ～

政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進

基本方針

- [幼児教育の向上]
- 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上
 - 2 子育て・子育て支援の充実
- [学校教育の向上]
- 3 信頼を築く習志野教育の進展
 - 4 子どもの生きる力を育む教育の充実
 - 5 子どもを未来につなげる多様な教育の展開
 - 6 魅力ある市立高校づくり

政策Ⅲ

学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進

基本方針

- 12 家庭教育力の向上
- 13 地域に開かれた学校づくり
- 14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進

基本方針

- [社会教育の推進]
- 7 社会教育の充実
 - 8 文化財の保存と活用
 - 9 芸術文化の振興
- [生涯スポーツの推進]
- 10 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進
 - 11 青少年の健全育成の推進

政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備

基本方針

- 15 安全で潤いのある学校環境の整備
- 16 持続可能な社会教育施設の整備
- 17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備
- 18 教育行政の効率的・効果的展開

政策Ⅰ 中心政策（幼児教育・学校教育）

→変化の激しい社会を生き抜く力の育成・生涯学習の基礎の確立

施策Ⅱ 中心政策（生涯学習）

→生涯学習の充実

政策Ⅲ 政策Ⅰ・Ⅱを補完する政策

政策Ⅳ 政策Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを支える政策

政策・基本方針・施策 一覧

政策			基本方針		施策	通し 番号
政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	幼児教育の向上	基本方針1	生きる力の基礎を育む 幼児教育の向上	(1) 社会の変化に対応した幼稚園教育の推進	1
					(2) 「健康な心と体」を育てる教育の推進	2
					(3) 幼児の安全・安心を守る教育の推進	3
					(4) 特別支援教育の推進	4
					(5) 私立幼稚園との連携及び就園奨励事業の推進	5
		学校教育の向上	基本方針2	子育て・子育て支援の充実	(1) こども園の整備と充実	6
					(2) 多様なニーズに対応した子育て支援の推進	7
					(3) 家庭・地域との連携の強化	8
			基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展	(1) いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展【教育課題②】	9
					(2) 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展	10
					(3) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展	11
			基本方針4	子どもの生きる力を育む 教育の充実	(1) 確かな学力を保障する教育の推進【教育課題③】	12
					(2) 豊かな心を育む教育の一層の推進【教育課題④】	13
					(3) 健やかな体を育む教育の推進【教育課題⑤】	14
					(4) 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施	15
					(5) 特色ある学校づくりの推進	16
			基本方針5	子どもを未来へつなげる 多様な教育の展開	(1) 「思考力、判断力、表現力」を伸ばす教育の展開	17
					(2) 国際化社会を生きる資質・能力を培う教育の展開	18
					(3) 安全安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開	19
			基本方針6	魅力ある市立野高校づくり	(1) 多様な高校教育の一層の展開	20
					(2) 地域や社会に開かれた高校づくりの展開	21
政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	生涯学習の充実	基本方針7	社会教育の充実	(1) 学習機会の充実	22
					(2) 学習成果の活用	23
					(3) 社会教育指導者の確保と養成	24
					(4) 自主自立課題解決型社会の推進	25
			基本方針8	文化財の保存と活用	(1) 文化財の保存	26
					(2) 文化財の活用	27
			基本方針9	芸術文化の振興	(1) 芸術・文化活動の振興	28
			基本方針10	生涯にわたって親しむ スポーツ活動の推進	(1) 「する・みる・支える」スポーツの推進	29
			基本方針11	青少年の健全育成の推進	(1) 放課後児童会の運営の充実	30
					(2) 青少年育成団体の活動支援	31
					(3) 家庭や地域の青少年教育力の向上	32
					(4) 青少年のための施設における活動の充実	33
政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進		基本方針12	家庭教育力の向上	(1) 家庭教育に関する学習機会の充実	34
					(2) 家庭教育相談の充実	35
			基本方針13	地域に開かれた学校づくり 【教育課題①】	(1) 積極的な情報公開と意見交換の充実	36
					(2) 地域と共にある学校づくり	37
			基本方針14	地域ぐるみで子どもを 見守る仕組みづくり	(1) 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進	38
政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備		基本方針15	安全で潤いのある 学校環境の整備	(1) 幼稚園・こども園の教育環境の整備	39
					(2) 小中学校の教育環境の整備	40
					(3) 習志野高校の教育環境の整備	41
					(4) 学校関連施設の点検・整備	42
			基本方針16	持続可能な社会教育施設の整備	(1) 様々な手法による社会教育施設の整備	43
			基本方針17	健康・体力を育む スポーツ施設の整備	(1) 健康・体力を育むスポーツ施設の整備	44
			基本方針18	教育行政の効率的・効果的展開	(1) 教育委員会の活性化	45

第1部 基本理念 編

I 「習志野市教育基本計画（H26年度～H31年度）」の性格

1. 策定の趣旨

本市は、昭和45年に議決した「文教住宅都市憲章」の理念に沿って、教育施策を推進し、特色ある教育を展開してまいりました。その間、国の教育改革が進む中、本市教育の独自性・自主性・自律性を発揮し、意図的・計画的な教育改革の推進を図るために、「習志野市教育基本計画（平成13年度～19年度）（以下「H13基本計画」）」及び「習志野市教育基本計画（平成20年度～26年度）（以下、前「基本計画」）」を策定しております。

これらの基本計画は、「習志野市長期計画（平成13年度～26年度）」の精神である「市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市（まち）習志野」を教育の面から実現することを目指して策定されたものであり、その計画期間は、「習志野市長期計画」の前期・後期とそれぞれ一致しています。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被害からの復旧復興への道筋、厳しい経済状況への対応等を含む、本市の将来像を早急に示す必要性により、次期「習志野市基本構想」「習志野市基本計画」を、本来27年度から開始するところ、1年前倒しした平成26年度より実施（実施期間は、次期「習志野市基本構想」が平成37年度まで、次期「習志野市基本計画」が平成31年度まで）することになりました。

教育委員会におきましても、東日本大震災の被害により、施設の耐震化・大規模改修計画の変更が余儀なくされたこと、安全教育の見直しが求められていること、平成24年度より新学習指導要領が全面実施されていること等から、当初の予定を1年前倒しした平成26年度を開始年度とする「習志野市教育基本計画（以下、本「基本計画」）」を策定し、これからの習志野市の教育の方向性を示すことにしました。

2. 策定のねらい

本「基本計画」は、市教育行政の方向性と施策を広く市民に示すことにより、理解と協力、参画を得ようとするものであります。

あわせて、本市がまちづくりの面からの教育の柱である、「未来をひらく教育の推進」、「生涯にわたる学びの推進」の実現をめざすものであります。

そこで教育委員会では、本「基本計画」において、「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を基本目標とし、変化の激しい社会を生き抜く力の育成と生涯学習の基礎の確立によって、子どもたちの未来をひらき、学習の機会やその成果を発表する場面の充実等により生涯にわたる学びを可能とするための方策を示すことにしました。また、基本目標を実現するための施策に共通する切り口として、「情熱あふれる教育」、「夢のある学び」、「市民との協働」をキーワードといたしました。

なお、平成18年の教育基本法の改正により、国には教育の振興に関する計画（教育振興基本計画）を策定しなければならないことが義務付けられています。地方公共団体については、定めるよう努めなければならないとされていますが、本市では、「計画」及び本「計画」の「実施計画」（「前期実施計画（H26年度～28年度）」及び「後期実施計画（H29年度～31年度）」をもって、本市の「教育振興基本計画」として位置付けます。

※「第2期教育振興基本計画（計画期間；平成25年度～平成29年度）」は、平成25年6月に閣議決定されました。

3. 実施期間

次期「習志野市基本構想」「習志野市基本計画」に合わせ、平成26年度を初年度とし、平成31

年度を目標とします。(6 か年計画)

4. 策定にあたっての基本的な考え方

本「基本計画」の策定にあたり、前「基本計画」に関する行政評価(「中間評価」)を行い、その結果に基づいて策定を進めました。前「基本計画」の理念を継承するとともに、「中間評価」で本「基本計画」に位置づけるとした事業については、すべて継続しています。ただし、同じ事業であっても質を高めるための手立てを講じていきます。また、大きな施策の中に含まれた事業もあります。

策定に際しては、特に次の点に意を用いました。

- (1) 次期「習志野市基本構想」「習志野市基本計画」に基づく、学校教育を中心とする「子どもたちの未来をひらく教育の推進」と、学校教育を含めた市民の「生涯にわたる学びの推進」に向けた体制づくりを進める計画となること。あわせて、教育行政の充実を図る中で、学校教育分野と生涯学習分野との連携及び教育の基盤となる環境の整備を促進する計画となるようにすること。
- (2) 「基本理念編」と「基本計画編」の2部構成とし、「基本計画編」においては、体系を「政策Ⅰ」→「基本方針1」→「施策(1)」→「小施策①」→「小施策の具体的な方針ア」に改め、毎年度作成する「習志野市教育行政方針」との関連を明確にすること。
- (3) 各「小施策」において目標を定性的な表現で示すこと。さらに、できるだけ多くの「小施策」において、成果指標として数値目標(及び数値を導く式)を設定し、設定が難しい場合も、実施前後での経年比較により目標の達成状況を示すことができるようにすること。
- (4) 急速に変化する社会状況の中で、教育における課題は今後ますます多様化すると予想されることから、PDCA サイクルを確立する中で、本「基本計画」の実施期間中においても、恒常的に見直しを図り、必要に応じて修正や新たな事業の策定を行うことができるようにすること。

＜資料の「①補足」を参照 以下同様＞

5. 前「基本計画」期間中の教育委員会の取り組みの概要と今後の課題

前「基本計画」では、「生き生きと未来を拓く、豊かな人間性を育む習志野の人づくり」を基本目標として、14の施策に基づく261の事業に取り組み、これらの施策・事業については、前述のように、「中間評価」を行い、本「基本計画」の策定に生かしました。

また、前「基本計画」実施期間中、毎年度、前「基本計画」の中の重点を「習志野市教育行政方針」として定め、施策に取り組むとともに、「教育に関する事務の管理及び執行に関する点検及び評価」として実施状況を評価し、次の年度の「教育行政方針」に生かしてきました。

これらの結果に基づく、現「基本計画」の取り組みの概要と今後の課題の主なものは、次のとおりです。

(1) 幼児期における教育・保育の充実

【取り組みの概要】

幼児期の自立力の基礎を養うため、年長児の鹿野山少年自然の家で宿泊保育を実施し、自然体験の充実を図りました。

また、幼児期から言葉のリズムや本の楽しさに出合えるように、絵本の読み聞かせを実施することで、幼児期における言語教育を充実させています。

さらに、幼児期の食育を推進するため、農家の人や実物の野菜とふれあうなどの様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力の習得を進めました。あわせて、食育に携わる教職員の意識向上を図るため、食育に関する基礎知識などの研修を実施しました。

発達や学びの連続性を踏まえ、小学校教育への滑らかな接続のため、継続的に幼稚園・保育所・こ

ども園と小学校との交流・連携を行っています。

また、少子化が進み、同年齢の子ども同士の触れ合いが希薄となっていることから、こども園を拠点として幼稚園・保育所との連携を図り、幼児同士の交流を行ないました。地域における子育て支援の拠点として、こども園の整備を進めており、杉の子こども園が2園目のこども園として開園しました。

教職員の資質向上、教育内容の充実を図るため、教職員研修や私立幼稚園との合同研修会を実施しました。また、保護者負担を軽減するため、私立幼稚園就園奨励費を継続して実施し、経済的支援を充実させています。

学校教育法の改正を踏まえ、幼稚園・こども園に特別支援コーディネーターを配置したり、特別支援に関する研修に教職員が積極的に参観したりすることで、幼児期における特別支援教育を充実させることができました。

【課題】

幼児期に「生きる力」の基盤を培うことから、子どもの心身の健全な成長を促す教育の充実を図るとともに、子育て支援の充実を図ってきました。

今後は、幼児教育が義務教育及びその後の小学校教育の基礎が培われることを意識して、幼児理解に基づいた計画的な環境構成と指導の工夫により遊びの充実を図ること、幼児教育と小学校教育との連続性・一貫性を意識した教育課程の編成を推進することが必要です。

また、体を動かす心地よさが味わえる体験や心動かされる感動体験などの充実を図るとともに、体験を通して、相手の話を理解する態度や言葉による伝え合いができるように言葉の指導の充実を図ることが求められます。

（２）小中学校教育の充実

【取り組みの概要】

子どもの「生きる力」、即ち「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を発達段階に応じて育成し、確立させるため、以下の施策に取り組みました。

○「確かな学力」

要請訪問や公開研究会の指導案検討等において、指導目標を明確化した指導案作りを支援しました。目標が明確になることで、児童生徒が、学ぶ方向を見極めて学習できる、「わかる授業」が展開されています。また、評価規準及び評価基準の設定と評価方法の具体化により、指導と評価を一体化することで、個々の児童生徒の知識・技能の定着状況を把握し、十分に身につけていない場合には、より効果的に補充の手立てを講じることができるようになりました。

教師に対する研修の内容・体系について常に見直し、教師の指導力を高めています。さらに、本市独自の学力テストを実施し、その結果の分析を基にした改善授業を提案することで、教育の成果を精査し、その結果に基づいて改善していく体制を整えることができました。

○「豊かな心」

自然の美しさ、神秘性、厳しさに触れての感動体験を広げると共に、友達への思いやり、自律性、協調性、忍耐力、社会性等を培うために、鹿野山少年自然の家や富士吉田青年の家を活用した自然体験学習や集団活動を実践しています。

○「健やかな体」

健康教育の充実、食に関する指導の充実、学校体育の充実を図り、食材・食器・調理の安全・衛生管理を徹底させています。

また、社会教育で推奨される「早寝早起き朝ごはん」運動と連動することで、家庭・地域と一体となった健康教育を推進しました。

○「特別支援教育」

障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うため、特別支援学級・通常学級担任、通級の指導担当者、及び特別支援教育コーディネーターの特別支援教育に対する

理解と専門性を高める研修を行いました。また、全小中学校に学校配置介助員を配置することで通常学級に在籍する児童生徒への支援体制を構築しました。あわせて、乳幼児個別支援計画の確実な引継体制を整えることにより、就学前から小学校１年生へのスムーズに移行できるようになりました。

【課題】

○「確かな学力」

全国学力・学習状況調査や本市独自の学力テストの結果から、本市の子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能の定着が図られていることがわかりました、しかし、それらを「活用」することを問う問題については、さらに改善の余地が残されています。

また、学校教育法に「基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ」（第２章 第３０条）と示されていること、次の「豊かな心」の育成とも関連して、感動や心情が言葉で表現されることなどから、言語活動の一層の充実が求められます。

○「豊かな心」

情報社会の進展、都市化や少子化、自然や人との関わりの激減など、子どもたちが良好な人間関係を構築できない状況が生じ、いじめや自殺、不登校が大きな社会問題へと発展してきました。

子どもたちの「心の教育」は今後もなお重要な課題の一つとなっており、前「基本計画」における取り組みをさらに進展させると共に、特に道德教育の充実を図る必要があります。

○「健やかな体」

市内体力テストの結果は概ね良好であるが、さらに結果を分析して、バランスよく体力を伸ばしていくことを目指していかなければなりません。そのための目安として、運動能力証の合格率も高めていきます。

中学校区の地域保健連絡会の充実を図るとともに、医師会・歯科医師会・薬剤師会等との一層の連携を図り、子どもの健康を促進し、子どもの健康を守る体制をさらに整備していくことが必要です。

平成２４年度に「学校給食における危機管理マニュアル」を作成しました。内容の周知と確実な実践により、給食における食物アレルギーの事故の未然防止を徹底させていかなければなりません。また、食が体作りの基盤であることから、「食育」をさらに推進させて、自分の健康を管理していく態度をさらに伸ばしていく必要があります。

○「特別支援教育」

通常学級に在籍する児童生徒を含め、個別の支援が一層求められています。そのため通級指導を受ける児童生徒数が急増し、通常学級への支援を行う学校配置介助員の複数配置が望まれています。また、インクルーシブ教育システム構築のため、全ての教員は特別支援教育に関する一定の知識・技能を有することが求められており、研修の充実となお一層の受講を促進する必要があります。

（３）魅力ある市立高校づくりの推進

【取り組み概要】

生徒の主体的な学習を促し、自らキャリアプランを立て継続的に学習できる力を育成するため、ティーム・ティーチングや習熟度別授業、地域の協力を得た体験的学習、生徒・保護者・学校の三位一体による進路学習、国際交流、個々の生徒の多様な相談に対応できる教育相談の実施と教員の研修等に取り組みました。

生徒自らが設定した課題の達成に向け粘り強く精進できるたくましい精神と、社会性や規範意識を育成するため、部活動を奨励するとともに人的・物的支援体制を整えました。

地域社会に開かれた学校づくり、学校評議員や地域・保護者の評価・意見を積極的に取り入れた学校運営を進めています。

【課題】

小・中・高等学校の相互の授業公開や、高校教員による出前授業等の実施に向けた具体案の検討に

ついて協議を深めるとともに、市内小中学校との連携による魅力ある授業の実践に努めます。

また、進路学習については、保護者への情報提供や相談活動に関して、さらに充実を図っていく必要があります。

（４）「教育環境の整備・充実」と「安全・安心の確保」

【取り組みの概要】

既存公立幼稚園、保育所の再編・私立化を含むこども園整備計画及び施設の老朽化に伴う施設整備を計画的に行い、安全で安心な環境のもとで教育を受けることができるよう施設を整備しています。

また、「学校施設整備計画」（津田沼小学校全面改築事業を含む）等に基づき、学校校舎、体育館等の耐震補強工事及び老朽化対策としての大規模改造工事を実施しました。あわせて、校内LANを整備し、情報教育の充実、教職員の業務の効率化等を推進しました。

学校・家庭・地域の連携・協力の下、PTAや学校支援ボランティア等による登下校時の見守り活動を推進し、安全・安心な教育環境の確保に努めました。

【課題】

東日本大震災の発生により、巨大地震への画一的な対応は不可能であることが明らかになるなど、防災に対する考え方は、大幅に修正されました。習志野市危機管理課、教育委員会、各学校と充分協議の上、相互の防災計画・防災マニュアルの関連を図り、地域と連携した防災・減災への対応システムを早期に確立し、実地訓練により児童生徒及び地域住民の安全・安心が確保されるようにしていく必要があります。

（５）「地域ぐるみで子どもを育てる」こと

【取り組みの概要】

学校における基本的生活習慣の指導の充実を図り、学校教育と社会教育の連携に努めました。

また、スポーツを通して子どもの健康作りや仲間作りを進めるため、総合型地域スポーツクラブの自主運営に対する支援を行う一方、「こども 110 番の家」の機能の充実や、「愛のひと声」運動、「見守り活動」の推進等、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制作りを進めました。

【課題】

子どもが社会性を培い、全人的な「生きる力」を獲得するためには、学校内の教育活動だけでは難しく、学校を開かれたものにし、家庭・地域からの活力を得ることが求められます。その際は、学校と、保護者、PTA役員や学校評議員、青少年健全育成団体等の地域住民の代表のとの熟議により、地域の実態や特色に応じた目標の設定が必要になります。

また、次代を担う各青少年健全育成団体の指導層を養成し、活動の継承・発展を図っていくことも重要な課題となっています。

<資料「②小学校と中学校の円滑な接続」>

（６）生涯学習の充実

【取り組みの概要】

多様化する学習需要に応じて、市民カレッジや公民館講座の充実、学習相談の充実、指導者の育成、学習成果の地域社会への還元等を進めました。

市民カレッジにおいては、習志野市を知り、地域活動に参画できる市民を育む場として、習志野の自然、歴史、市政などを学ぶ、習志野に係る講義を一層充実させました。

地域住民の学習や発表の場である公民館等の社会教育施設の修繕等を進め、図書館については、携帯電話による図書の検索・予約など情報通信技術を活用した学習環境の整備、CD・DVDなどの視聴覚資料を含めた図書館資料の充実に努めました。

市民の異世代間、異分野間の文化交流と生涯学習活動等の振興を図ることを目的として「市民プラ

ザ大久保」を設置しました。

【課題】

指導者の高齢化が進むとともに、様々な団体を兼務しているリーダーが増加しています。次世代のリーダーを育成するための研修会等の情報を積極的に提供し、生涯学習の担い手を育てることが課題となっています。また、地域の学び、芸術・文化の振興等の拠点として、公民館・図書館の在り方を検討し、機能の充実を図っていく必要があります。

【課題】

指導者の高齢化が進むとともに、様々な団体を兼務しているリーダーが増加しています。次世代のリーダーを育成するための研修会等の情報を積極的に提供していきます。

また、地域の学び、芸術・文化の振興等の拠点として、公民館・図書館の在り方を検討し、機能の充実を図っていく必要があります。また、将来の生涯学習の担い手を育てるために、学校との連携をさらに進めていくことが求められています。

（７）生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進

【取り組みの概要】

生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフ（する・みる・支える 習志野のスポーツ）の実現のため、地域スポーツ活動の充実とそれを支えるスポーツ指導者の育成に取り組みました。また、学校体育施設の開放や「総合型地域スポーツクラブ」を支援し、だれでも気軽にスポーツができる場を提供しました。

【課題】

現在、実施している学校体育施設の開放のみならず、企業や大学等のスポーツ施設の活用、総合型地域スポーツクラブの活動の充実等、更なる環境の整備が必要となります。また、子どもからお年寄りまで世代に応じた活動の推進や、障がいのある人が気軽に運動ができるような支援活動に取り組まなければなりません。

また、施設面においては、バリアフリー化を促進するとともに、老朽化が進んでいる施設の計画的な改修整備が求められます。

Ⅱ 本市教育の目指す姿

1 基本目標

豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり

教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりにつながります。基本目標「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」は、本「基本計画」における人づくりの方向性を示すものであります。

教育委員会では、教育基本法（平成 18 年改正）に示された「教育の目標」と目標を一にする中で、「基本計画編」に示す各政策により、志を持って自立した活動を行いつつ、生涯にわたって意欲的・継続的に学び続け、やさしさと思いやりをもって人とつながり、地域や社会とのかかわりの中で市民及び職業人としての自らの責任と役割を果たし、芸術・文化・スポーツに親しむ中で人生を潤いのあるものにしていくことのできる「**豊かな人間性**」に溢れた人づくりを推進します。

あわせて、生涯学習機会の充実を図り、知識・技能を再構成することや、適切に人と人をつなげること、芸術・文化を発展させることなど、新しいものを生み出すことのできる「**優れた創造性**」を育みます。

＜資料『③教育基本法（平成 18 年改正）に示された「教育の目標」』＞

＜資料「④「生きる力」と「確かな学力」、「学力を構成する 3 つの能力」＞

＜資料「⑤社会で自立して生きるための資質・能力」＞

2 基本目標に向けた取り組みへの切り口（キーワード）

キーワード

- ◇ 情熱あふれる教育
- ◇ 夢のある学び
- ◇ 市民との協働

本市は、「小さなまちの大きな教育」を合言葉に、教育実践を積み重ねてきました。

その中で、**教えることに夢や生き甲斐もった情熱あふれる指導者**により、（子どもや市民が）**学ぶことは将来への夢の実現につながるものであると実感できる「習志野教育」**が展開されてきたと考えています。

本「基本計画」は、このような本市教育の歴史と伝統を確実に継承し、その質的向上を図るとともに、時代の新たな要請に応じた方策を示すものです。

基本目標を実現するための政策・基本方針・施策を策定にあたっては、「**情熱あふれる教育**」、「**夢のある学び**」、並びに、今後ますます重要性が増してくると考えられる「**市民との協働**」という 3 つのキーワードを共通する配慮事項としております。さらに、この 3 つのキーワードは、施策を実践していく中で進捗状況を評価する際の切り口としていきます。

(1) 情熱あふれる教育

学校において情熱・使命感にあふれた教育が展開されることは、地域や保護者の皆さんの信頼を生み、学校が保護者・地域、関連諸機関の連携の核となって、地域ぐるみで子どもを育てていくことを可能にします。その際の各学校の取り組みは、自校の歴史・伝統を踏まえつつ現在の状況・課題に応じた具体的なものであることが求められます。さらに、その課題や取り組みのねらい・目標

は、保護者や地域・関係機関と協議し、共通理解が図られていることが必要です。

また、各学校は強い信念をもって子どもたちの健全育成に資するための様々な活動を行う団体やボランティアの方々に支えられていますが、その活動を引き継ぎ、推進していく情熱ある後継者の育成は重要な課題であります。

さらに、本市は、「一市民、一文化・一スポーツ・一ボランティア」を標榜して文化・スポーツの振興に努めておりますが、その活動も指導者の熱意に支えられるものであり、今後も情熱あふれる指導者を育成していくことが重要です。

情熱ある取り組みは信頼を生み、信頼されることで積極的な活動が可能になります。そこで、様々な場面で、情熱あふれた指導者を育成し、信頼感に基づいた協力関係を確立し、協働・協働によって学校教育、生涯学習の充実を図るための切り口として「情熱あふれる教育」をキーワードの1つに決めました。

<資料「⑥「習志野市市民意識調査 報告書」(平成24年10月)」>

(2) 夢のある学び

人は学ぶことにより、自立して社会で自己実現を図り、地域や社会の担い手となって人とつながることが可能になります。

知識基盤社会の進展、グローバル化を背景に、学校教育において基礎的・基本的な知識を身に付け、それらを活用して課題を解決していく力を身に付けるとともに、生涯学習を通して、知識を、不断に更新したり新たに身に付けたりしていくことが求められています。

しかしながら、国際的な学力調査において、日本の子どもは、学習時間が少なく学ぶことに楽しさや意義を感じられない傾向にあることが指摘されています。

人生のどの段階においても学び続けるためには

○子どもが、学ぶにことよって、未来をひらき、自己実現できることを実感できる。

○市民が、学ぶことで、人生を豊かで潤いのあるものにできることを実感できる。

ことが大切であると考えています。また、質の高い教育が行われるためには、指導者が自分の夢や理想に向かって教育活動を展開できることも重要です。そこで、学ぶ側・指導する側の両方に共通する切り口として「夢のある学び」をキーワードの1つに決めました。

<資料「⑦国際調査」>

(3) 市民との協働

生涯学習の成果や社会人としての経験を地域活動に活かすことで、相互理解や人と人との協働が生まれ、地域が活性化されます。「習志野市基本構想(H26～H37)」においても、「協働型社会の構築」は、重点プロジェクトに位置づけられています。さらに、東日本大震災以降は、地域ぐるみの防災・減災体制の確立が喫緊の課題となっています。

教育・子育てに関しても、子どもたちの規範意識を確立し、共に生きる力を培い、社会性を向上させるためには、学校教育と社会教育の分野を越えての、多様な連携と交流を欠くことはできません。基本的な生活習慣の育成、生活リズムの確立等、子どもの生きる力の基盤を育むためには、家庭や地域の教育力の向上が必要です。

また、子どもが巻き込まれる事件・事故が後を絶たず、子どもの安全・安心が脅かされる事態が続いている中、児童虐待などの事件や様々な事故の未然防止など、地域ぐるみで子どもたちを守る体制づくりが重要です。

子どもたちの健全な成長、複雑化・専門化する様々な教育に関する課題へ対応するために、地域の理解を得た上で協力や積極的な参画を求めていくための切り口として「市民との協働」をキーワードの1つに決めました。

Ⅲ 本市教育の方向性

習志野市の現状と課題、本「基本計画」の基本目標「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」に基づく、本「基本計画」期間中に取り組むべき4つの政策、18の基本方針、45の施策を定めました。政策及び基本方針とその方向性、取り組む施策は以下のとおりです。

1 未来をひらく教育の推進（政策Ⅰ）

子どもは、社会の宝です。「政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進」では、社会の変化を見据えながら、これからの社会を生き抜いていく上で必要な力を子どもたちにいかに培うか、また、その指導者である教職員をいかに育成するか、そのための方策を示します。

幼児教育の向上

（１）基本方針１ 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上

①幼児の主体性を伸ばし、心と体を育てる保育を展開します。

幼稚教育のニーズが多様化しているなかで、生きる力の基礎を培うため、幼児の主体性と元気な体と豊かな心を育む保育・教育課程を編成します。

【取り組む施策】

施策(1)	通し番号 1	社会の変化に対応した幼稚園教育の充実
施策(2)	2	「健康な心と体」を育てる教育の推進
施策(3)	3	幼児の安全・安心を守る教育の推進
施策(4)	4	特別支援教育の充実
施策(5)	5	私立幼稚園との連携及び就園奨励事業の推進

（２）基本方針２ 子育て・子育て支援の充実

①就園前の段階から、家庭・保護者への啓発に努め、基本的な生活習慣を身に付けていくことができるようにしていきます。

子どもの健全な育成のため、基本的な生活習慣や食事の大切さを啓発し、未就園児から家庭・保護者の教育力の向上に努めます。

【取り組む施策】

施策(1)	6	こども園の整備と充実
施策(2)	7	多様なニーズに対応した子育て支援の推進
施策(3)	8	家庭・地域との連携の強化

学校教育の向上

（３）基本方針３ 信頼を築く習志野教育の進展

① いじめ・不登校の未然防止に努め、いじめや不登校が発生した場合の解消に向けた取り組みの体制を整備します。

いじめを早期に発見すること、いじめが認められた時の初期の対応、保護者等も含めていじめにより人間関係が複雑化してしまった場合の対応など、それぞれの段階に応じて、指導主事を中心とした支援体制を強化します。また、各学校が、いじめの兆候の発見、初期の対応、深刻化したときの対応等、目的を明確にしたいじめの研修を行うことができるよう支援します。

②特別な支援を必要とする子どもたちに対して、長期的な視点をもって、ニーズに合った指導を行い、自立と社会参加を推進します。

通常学級に在籍する児童生徒を含め、個別の支援を一層進めます。また、研修により、特別支援教育に関する一定の知識・技能を身に付けた職員の数を増やし、インクルーシブ教育展開のためのシステム構築を構築します。

③「小さな街の大きな教育」を継承し、確かな指導力と情熱をもった教職員を育成します。

計画的・体系的な研修により、習志野市を愛し、習志野市の子どもたちの教育に情熱をもって取り組む教職員を育成します。

子どもたちの学校生活の中心は授業であることから、生徒指導の機能を生かした授業を展開する中で、基礎・基本の確実な定着はもとより、授業規律の確立や規範意識の醸成、道徳的心情や判断力、実践意欲と態度などの道徳性の育成、「守ること決めて、決めたことを守る」学級づくりなど、多岐にわたって、個々の児童生徒と学級集団の力を伸ばすことができるよう、総合的に指導力を高めます。

また、総合教育センター、学校教育部指導課等で、ICTの活用などによる双方型の学習や協働型の学習のあり方について研究を進めた上で、特に若年層の教員に対して、日本の教育の伝統である一斉授業の指導技術を継承するとともに、子どもたちの学び合いの充実に向け、個別学習やグループ学習等の多様な方法・形態をコーディネートしていく力、ICTや様々な教育機器を効果的に活用して授業を行う力を伸ばします。

さらに、「特色ある学校づくり推進事業」により、各校の独自の研究教科・領域に基づく研究の推進、伝統的な行事や取り組みの継承を支援します。

＜資料「⑧時代を超えて教師に求められる基本的な指導力」＞

【取り組む施策】

施策(1)	9	いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展	〔教育課題②〕
施策(2)	10	特別支援教育の一層に充実に向けた取り組みの進展	
施策(3)	11	教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展	

(4) 基本方針4 子どもの生きる力を育む教育の充実

①基礎・基本の確実な定着を図り、学ぶ意欲を高め、確かな学力を身に付けさせます。

知識基盤社会の本格的な到来に向けて、子どもたちに、基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させるとともに、生涯にわたって学び続けることができるよう、学び方そのものの習得と学ぶ意欲の喚起を図ります。

また、全国学力・学習調査、本市で行う学力調査の結果を分析し、授業の改善に資するとともに、小学校・中学校間の情報交換・連携により、学び直しや補充が適切に行えるよう、個々の児童生徒の学力状況を引き継いでいきます。

あわせて、ICTや教育機器は、さらなる急速な発展が見込まれます。そこで、これらを用いて基礎的・基本的な内容をより効果的に理解・定着させる指導方法を研究していきます。

②思いやりの心もち、互いを認め合い尊重し合うことができる「豊かな心」を育むとともに、他者につながる力を培っていきます。

道徳教育・人権教育の授業改善、体験学習の充実を図り、集団の中での活動や、自然の中での生活における様々な葛藤場面を通して、道徳的实践力や自他（の生命を）尊重しつつ協力し合っていこうとする態度を培います。また、図工や美術の指導を通して感性を磨くとともに、「音楽の

まち習志野」ならではの音楽活動の展開など、豊かな情操を育てる芸術文化活動を推進します。その際、言葉によって巧みに思いを表出したり、人と円滑につながったりすることができるよう、驚きや、疑問、感動を多様に表現する経験を通した言語力の育成に努めます。

③規範意識を育み、情報活用能力を高め、変化する社会の中で自立して生きていくための基礎を培います。

キャリア教育の一層の充実などにより自主及び自立の精神を確立していきます。また、自分自身や他者のために規律を守るとは人間尊重の基盤であることから、授業規律を重視するとともに、様々な活動においてルールを作り、協力して守っていく力を伸ばします。さらに、情報モラルの醸成など新たな場面での社会的な規範意識を培い、あわせて情報活用能力の育成などにより社会の変化に対応できる力を伸ばします。

④体力の維持・向上を図るとともに、自分自身で心と体の健康の保持・増進を進めていくことのできる力を培います。

「健やかな体」を育むために、生涯スポーツを見据えた学校体育の充実を図るとともに、地産・地消を推進し、「学校給食における危機管理マニュアル」に基づく給食調理事務の適切な衛生管理を行いながら、食育を充実させます。また、本市が「習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支えるための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例」を制定したことから、関係機関と連携して「個人の健康を支え、守るための社会環境づくり」の一環を担っていきます。

【取り組む施策】

施策(1)	12	確かな学力を保障する教育の推進 [教育課題③]
施策(2)	13	豊かな心を育む教育の一層の推進 [教育課題④]
施策(3)	14	健やかな体を育む教育の推進 [教育課題⑤]
施策(4)	15	食育の充実と完全・安心な学校給食の実施
施策(5)	16	特色ある学校づくりの進展

(5) 基本方針5 子どもを未来につなげる教育の展開

①活用する力を伸ばすために、思考力・判断力・表現力を育成する授業を展開します。

基礎的・基本的な知識・技能を日常的な事象や教科の中で活用する力を伸ばすため、問題解決的な学習や探究的な学習を取り入れた授業を展開していきます。また、自ら課題を発見しそれを解決していく能力や他者と協働するためのコミュニケーション能力などの重要な能力・スキルの確実な習得を図るために、言語活動を重視した授業、ICTを活用して子どもどうしがつながったり教室と教室がつながったりする授業、協働的な学習活動を取り入れた指導、等について研究していきます。

②言語活動の充実を図ります。

言語は、多様な人間関係を結んでいくために重要な役割を果たしています。知的活動（思考や論理に関わる内容）、感性や情緒の表現、他者と対話や議論など行う際の基盤である言語について、それぞれの場面における役割に応じた指導を充実させるとともに、これらを相互に関連させるために、教育活動全体を通じて、統合的に言語能力を育成していきます。

あわせて、

- 事実を正確に理解し、的確に分かりやすく伝える力
- 根拠や論理（推論）に基づいて、筋道を立てて考えを説明する力
- 考えを伝え合うことで、自らの考えや集団の考えを発展させる力

等の言語力は、教科の学習を深める上で重要なものです。そこで、学習を行うための重要な手段

としての言語力の育成、言語活動の充実も図っていきます。

③グローバルな社会で自己実現を図ることのできる国際性を身に付けさせるとともに、地域社会の問題に関心をもち、具体的に貢献できる資質を伸ばします。

様々な問題をグローバルな視点で見えていくこと、課題を解決していくためにローカルな行動を実践すること、が求められています。

そこで、姉妹都市タスカルーサ市の ALT と連携し、外国語の授業を通して、異文化理解、文化の異なる人々と協調する態度を養う授業を工夫するなど、国際化社会で生きる資質・能力を培う教育を推進します。また、我が国の文化や歴史についての理解を深め、日本人としての自覚を育てるとともに、地域の問題を扱う授業やボランティア活動の実施等により、地域に根ざした具体的な体験を積ませるとともに、主体的に地域・社会の形成に参画し発展に寄与しようとする態度を養います。関連して、福祉教育や環境教育を継続して進めていきます。

④安全教育の見直しを図り、地域と連携した防災体制を確立するとともに、自分の身を自分で守り、さらに地域の防災を担っていくことのできる児童生徒を育てます。

市の防災計画と連動した、学校の防災計画の基準を策定するとともに、基準をもとにした各学校の規模や環境等の状況に応じた防災計画・避難マニュアルの作成を支援します。また、自助・共助の精神を培い、将来の防災・減災の担い手を育成します。

【取り組む施策】

施策(1)	17	「思考力・判断力・表現力」を伸ばす教育の展開
施策(2)	18	国際化社会を生きる資質・能力を培う教育の展開
施策(3)	19	安全・安心を確保し、防災・減殺の力を培う教育の展開

(6) 基本方針 6 魅力ある市立高校づくり

①文武両道の教育を継続する中で、特に学力の向上に関する取り組みの一層の充実を図ります。

市立習志野高等学校では、「習志野の王冠たれ」をスローガンに、文武両道の教育を展開し、部活動の全国的な大会での活躍など大きな成果を上げています。今後も一層の学力向上、授業の充実に向けて、シラバスの作成、習熟度別授業の展開、選択授業の拡大等、生徒のニーズに対応した教育指導方法の工夫・改善を行います。

②社会的な自立に向けて、社会人として基本を身に付けための指導、キャリア教育・職業教育を充実させます。

生徒の生きる力を育成するため、キャリア教育の一層の推進、進路指導の充実を図ります。

また、部活動についても、市民の期待は大きく、部活動を通して、礼儀を身に付け、目標達成に向けて粘り強く心身の鍛錬を図っていくことは、生徒の人間形成にとって重要であることから、今後も部活動を奨励し、人的・物的支援体制を整え、生徒の夢や目標の実現を支援します。

③幼稚園・こども園、小学校、中学校との連携する中で、開かれた学校づくりを進めるとともに、地域の学びの拠点としての機能を高めていきます。

異校種との研修等の教職員同士の連携、出前授業などの小・中学校の授業への協力、生徒の小・中学校の行事等への参加や応援、地域ボランティア活動への取り組みを積極的に行います。

さらに、開かれた学校づくりの一環として、授業を始め学校公開を積極的に行うことで魅力ある習志野高校をアピールしていきます。また、地域社会に学校の施設を開放し、人材を派遣します。また、地域への生徒のボランティア活動を積極的に行います。

④教育環境の整備を進めます。

校内 LAN を活用した授業の充実や校務処理の効率化を図るなど、教育環境の整備に努めます。
また、安全確保に向けて耐震補強工事等を計画的に進めます。

【取り組む施策】

施策(1)	20	多様な高校教育の一層の充実
施策(2)	21	地域や社会に開かれた高校づくりの展開

2 生涯にわたる学びの推進（政策Ⅱ）

情報化・国際化が進み、新しいものが次々に生まれる時代にあって、学校で学んだ知識のみで、世の中の急速な発展に適応していくことはできません。社会の急激な変化に適切に対応し、よりよく生きていくため、自らの意志で学んで、知識を常に更新し、技術を高めていくことが求められています。

新たな知識や技能とこれまで培ってきた知恵や経験を基盤に、人とつながりながら、学習の成果を社会に還元していくとき、生き甲斐が生まれ、人生はより豊かなものになってまいります。

「政策Ⅲ 生涯にわたる学びの推進」では、生涯学習の充実を図るための方策を示します。

社会教育の推進

（１）基本方針７ 社会教育の充実

①生涯学習機会の充実を図り、生涯学習施設の整備を進めます。

公民館や図書館における生涯学習機能を充実させ、誰もが目的や志向に応じた学習ができる機会の提供に努めるとともに、市民が自立して学習が行えるよう支援します。また、市民が日常的に学習内容を深め、その学習成果を活かすことができるように生涯学習施設や地域における活動の情報提供に努めます。

【取り組む施策】

施策(1)	22	学習機会の充実
施策(2)	23	学習成果の活用
施策(3)	24	社会教育指導者の確保と養成
施策(4)	25	自主自立課題解決型社会の推進

（２）基本方針８ 文化財の保存と活用

①文化財に触れる機会の充実を図り、郷土愛を育みます。

本市の歴史を多くの方々に身近に感じてもらうことができるよう、考古資料・民俗資料・文献資料等の歴史資料の調査・収集・保護・保存・活用を推進します。

【取り組む施策】

施策(1)	26	文化財の保存
施策(2)	27	文化財の活用

（３）基本方針９ 芸術文化の振興

①芸術・文化に親しみ、みずみずしい感性を育むことができるまちづくりを進めます。

市民が自主自立して芸術・文化等の活動に親しむことができるよう、鑑賞し楽しんだり、参加し創造する機会の充実を図ります。また、芸術文化団体間の交流を推進し、団体の育成と併せ、芸術文化活動の活性化を図ります。

【取り組む施策】

施策(1)	28	芸術・文化活動の振興
-------	----	------------

生涯スポーツの推進

(4) 基本方針 10 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進

①年齢や世代を越え、誰もがスポーツによって人生を豊かにすることができるよう支援します。

生涯に渡るスポーツライフの実現を目指し、競技スポーツや、ジュニア世代、働き盛り世代、高齢者、障がい者のスポーツなど様々な種類のスポーツ活動の充実を図ります。さらに誰もが幅広くスポーツを楽しむという視点から「するスポーツ」「みるスポーツ」「支えるスポーツ」を充実します。

【取り組む施策】

施策(1)	29	「する・みる・支えるスポーツ」の推進
-------	----	--------------------

(5) 基本方針 11 青少年の健全育成の推進

①情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。

「青少年育成団体連絡協議会」を継続する中で、情報共有を行い、団体が協働で行うことにより、重複する同様のイベントを避け、子どもたちの参加の向上を図るとともに行事や研修など団体交流の場を設定していきます。また、子ども広場については、地域、家庭と連携を取る中で、屋外でも安心して遊べる環境整備を行います。

【取り組む施策】

施策(1)	30	放課後児童会の運営の充実
施策(2)	31	青少年育成団体の活動支援
施策(3)	32	家庭や地域の青少年教育力の向上
施策(4)	33	青少年のための施設における活動の充実

3 学校・家庭・地域の連携による教育の推進（政策Ⅲ）

子どもたちの健全育成のためには、学校・家庭・地域が一体となって地域全体で子どもを育てていかなければなりません。「政策Ⅲ 学校・家庭・地域の連携による教育の推進」では、地域との連携を深め、地域の教育力を高めていくための方策を示します。

(1) 基本方針 12 家庭教育力の向上

①家庭教育力の向上に向けて積極的に取り組みます。

核家族化の進行や家庭の孤立化、家庭力の低下により虐待の増加など、子どもを取り巻く問題は顕在化しており、家庭教育力向上への取り組みは大きな課題です。そこで、子どもの発達や発育に関する知識や子ども理解などの学習の機会を設定するなど、積極的な家庭教育力の向上に努めます。

特に、基本方針 3にある「確かな学力の向上」のためには、家庭での学習時間を十分に確保していくことが重要です。各学校が、家庭と連携して家庭学習の充実を図るための取り組みを支援していきます。

また、子どもの健全育成のため、基本的な生活習慣の確立、食育の推進に努め、子育てふれあ

い広場、自園開放広場を通して、基本的な生活習慣や食事の大切さを啓発し、未就学の段階から家庭、保護者の教育力の向上に努めます。

【取り組む施策】

施策(1)	34	公民館における学習機会の充実
施策(2)	35	家庭教育相談の充実

(2) 基本方針 13 地域に開かれた学校づくり [教育課題①]

①地域に開かれた学校づくりを推進します。

地域ぐるみで学校を支援する体制をつくりするためには、学校が保護者・地域からより一層の信頼を得ていくことが必要です。そのために、授業公開や教職員・児童生徒の地域行事への参加等、「地域の風がいきかう学校づくり」をさらに進めるとともに、「学校評価」を充実させ、学校運営の状況を広く公表した上で、保護者・地域と教育目標の共通理解を図り、目標の実現のための様々なアイデアの提供を受けながら、地域に根ざした教育を行います。

【取り組む施策】

施策(1)	36	積極的な情報公開と意見交換の充実
施策(2)	37	地域とともにある学校づくり

(3) 基本方針 14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

①地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを進めます。

子どもの「生きる力」は、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中でよりはぐくまれるものであり、学校のみで実現することはできません。また社会の変化に伴う多様化・複雑化するニーズに学校の職員や行政の力だけで対応していくことは困難です。学校が地域社会においてその役割を果たしていくため、地域との連携を一層推移し、地域ぐるみで子どもを育てる体制をつくります。

②中学校区を中心に、子どもたちを見守る地域の輪を確立し、子どもの安全・安心を確保していきます。

子どもの全人格的な成長と安全・安心の確保という共通の目的を持って、学校、保護者、青少年健全育成団体、医療関係者、福祉関係者、民生・児童委員、更生保護団体、警察、NPO団体・ボランティア団体、等の連携を一層強化し、学校を支援していきます。

特に、「子ども 110 番の家」については、その拡充を図り、犯罪の発生状況を勘案しながら適切な補導巡回パトロールを実施します。

【取り組む施策】

施策(1)	38	地域住民との協働による防犯・補導活動の推進
-------	----	-----------------------

4 教育環境・学習条件の整備（政策Ⅳ）

「政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備」では政策Ⅰ～Ⅲを支える基盤を整備していくことを目的とする方策を示します。なお、政策Ⅳを展開していく原動力が教育委員会であることから、教育委員会の活動の活性化もこの政策に含めております。

(1) 基本方針 15 安全で潤いのある学校環境の整備

①学校施設の耐震補強を速やかに行い、さらに長寿命化や建替え等を計画的に進めます。

学校施設の長寿命化や建て替えの検討を行い、公共施設再生計画と連携した学校施設再生計画

に基づく小中学校施設の再生に着手します。また、児童生徒数の推移や適正規模の検討を行いつつ、小中学校、高等学校施設及び鹿野山少年自然の家の耐震化を実施します。

②あたらしい学校施設づくりを進めます。

関係法令及び文部科学省の小学校施設整備検討指針等を基本とし、各校の特色や教育理念・教育環境に十分に配慮しながら、次の視点で本市の新しい学校施設づくりを進めます。

○柔軟性に富んだ施設

多様化する教育や学習内容を確実に支える基盤として、多機能で柔軟性を備えた施設とし、変化する教育内容や教育方法に弾力的に対応できる構造にします。

○ゆとりと潤いのある施設

児童の学習の場・生活の場として、ゆとりと潤いのある施設とするとともに学習意欲を高める生活空間、談話スペースなどの空間を形成します。

○環境に配慮した施設

自然エネルギーの有効活用や緑化等を通して、環境への負荷を抑制し、周辺の自然環境と調和したまちを形成します。

○安全・安心で質の高い教育環境

学校施設は災害時に地域の避難所になることから、地域の人々の生命を守る施設・機能を備えたものとし再生します。

○地域との交流・連携施設

地域に開かれた学校づくりを推進するため、子どもを含めた地域の人々が交流・連携しやすい空間を形成します。

【取り組む施策】

施策(1)	39	幼稚園・こども園の教育環境の整備
施策(2)	40	小中学校の教育環境の整備
施策(3)	41	市立高等学校の教育環境の整備
施策(4)	42	学校関連施設の点検・整備

(2) 基本方針 16 持続可能な社会教育施設の整備

①適切な規模と機能を併せ持った生涯学習施設の整備を進めます。

「習志野市公共施設再生計画基本方針」に基づき、狭隘な市域面積の中で、持続可能な施設の数及び配置を検討するとともに、長期的に安定して使用できるような施設整備を実施します。また、公民館、コミュニティーセンター等の社会教育施設については、今後も安定的にサービスができるような施設整備を図ります。

【取り組む施策】

施策(1)	43	様々な手法による社会教育施設の整備
-------	----	-------------------

(3) 基本方針 17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備

①生涯スポーツ関係の施設を設備し、学校体育施設や民間スポーツ施設の活用を推進します。

新たなスポーツ施設の実現に向けては、「習志野市公共施設再生計画基本方針」を踏まえて実施します。現存の袖ヶ浦体育館を中心とした区域については、体育館の建て替え時期に合わせ、スポーツゾーンとして、新たな拠点スポーツ施設の整備計画に取り組みます。

既存スポーツ施設の整備とバリアフリー化を進めるとともに、学校体育施設や民間スポーツ施設等の活用を推進します。

【取り組む施策】

施策(1)	44	健康・体力を育むスポーツ施設の整備
-------	----	-------------------

(4) 基本方針 18 教育行政の効率的・効果的展開

①教師が 子どもに向き合う環境を整備します。

コンピュータ等の効果的な活用や学校事務職員との連携により、学校事務の効率化を図り、教職員が子どもに向き合うことのできる環境を整備します。

②教育行政に関する PDCA サイクルの確立と、積極的な情報発信により、教育委員会の活動の充実を図ります。

これからの教育行政では、施策の体系的整理→計画的な事業展開→成果や課題の適切な分析→事業の改善、という計画と評価を関連付けた取り組みがより一層求められています。そこで、評価を見通した、実効性のある「教育行政方針」の策定と、「教育に関する事務の管理・執行状況の点検・評価」の点検・評価の方法・組織・報告書の形式等について、改善を加え、これらの相互に関連付けて、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るとともに、効果的な教育行政を推進します。また、教育委員会の活動の充実に向けては、市民との協働が重要です。その前提として、教育委員会の活動状況に関する積極的な情報発信を行い、説明責任を果たしていきます。

③先進的な施策の継続的研究と中長期的視野に立った施策の策定と、必要に応じた組織づくり、予算の計上を進めます。

異校種間で連携する教育、特別支援学校の設立・運営、地域のコミュニティづくり、などの先進的な施策、いじめ問題などの実効性のある対応例、などについて、本市の状況に適合するか継続的に研究します。

【取り組む施策】

施策(1)	45	教育委員会の活性化
-------	----	-----------

5 本市の教育課題について

前「基本計画」では、文部科学省や千葉県教育委員会の理念や施策、「H13 基本計画」、市民意識調査の実施状況を踏まえて、本市の教育課題を下記のように定めています。

これらの課題は、ここまでできればよしという到達点はなく、どもまでも継続して取り組むべき重要なものであることから、本「基本計画」においても教育課題として位置付けました。

なお、本「基本計画」では、特に関連の強い「基本方針」または「施策」に、教育課題を明示して、一層の取り組みの充実を図ることを目指しています。

学 校 教 育		生 涯 学 習	
課題 1	「地域の風がいきかう学校づくり」の推進 (地域に開かれた学校教育の確立)	課題 1	新しい公共の形成をめざす社会教育の 推進(一市民、一ボランティアの確立)
課題 2	「確かな学力」を育成する教育の推進 (生きる力→知の確立)	課題 2	市民の学びを支援する公民館・図書館 活動の推進 (一市民、一文化の確立)
課題 3	豊かな心を育む教育の推進 (生きる力→徳の確立)	課題 3	芸術と文化の都市“習志野”の推進(一 市民、一文化の確立)
課題 4	健やかな体を育む教育の推進 (生きる力→体の確立)	課題 4	生涯にわたって親しむスポーツ活動の 推進 (一市民、一スポーツの確立)
課題 5	いじめ、不登校の未然防止・解決を目指す 教育の推進 (人間関係力の確立)	課題 5	次代を担う青少年の健全育成の推進 (青少年の心と体の伴った成長の確立)
学社連携	「家庭・地域の教育力の向上」(家庭教育・地域で子どもを育てる環境づくりの推進)		

資料

①補足

- ✧ 教育委員会では、今後6年間、「第2章 基本計画」に掲げた施策等により教育の振興に努めていきますが、急速に変化する社会状況の中で、教育における課題も多様化しています。こうした状況に対応するために、今後の計画期間においても必要に応じて新しい課題に対する施策を検討していきます。
- ✧ 「小施策の具体的な方針」は方向性や主な事業を示すものとし、個々の事業の具体的な展開については、『本「基本計画」の実施計画』（「前期実施計画 H26～H28」及び「後期実施計画 H29～H31」）に、必要に応じては財政的な裏付けも考慮して、位置づけます。
- ✧ また、本「基本計画」の実施計画は、「教育委員会の管理及び執行の事務に関する点検及び評価」を行う際に、毎年度評価・見直しを行い、課題が生じた場合には、必要に応じて具体的な事業を新たに設定し、次年度の「教育行政方針」において明示します。
- ✧ 本市では現在、公共施設再編計画が検討されています。公共施設の中でも教育施設（特に学校）は大きな部分を占めており、施設再編に向けては、本市教育についての中・長期的なビジョンを継続的に検討していきます。
- ✧ 本「基本計画」では、上記の内容とも関連して、教育委員会の適切な対応が求められることから、教育委員会事務局の活動について、小施策に位置づけ、様々な課題に対する先進的な取り組みについての調査・研究を行い、必要に応じて新たな施策を検討し、習志野市の状況に適した、中長期的な施策の策定を継続的に行っていきます。
- ✧ 前「基本計画」に掲げた、習志野市の教育課題は、取り組むべき重要な課題であり、より充実した形での実現が求められるものとして、継続して取り組むべき課題とします。

②小学校と中学校の円滑な接続

- 個々の学力向上を長い視点で捉えていくために、少中学校間での「学び」について連携を図ったり、学年内で学習経験を共有したりするなど、連続性を意識して学習を積み重ねていきたい。
 - 学びのスパイラルの実現のため、教材研究で小中の用語の学びの接続を調べておくことが大切。本市で使っている教科書だけでなく、他社の教科書に目を通すのも大切である。
- 『平成24年度 習志野市学力調査結果に基づく授業改善について(報告)』より抜粋

③教育基本法（平成18年改正）に示された「教育の目標」

✧ 教育基本法 第2条（目標）

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んじる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

④「生きる力」と「確かな学力」、「学力を構成する3つの能力」

➤ 学校教育においては、変化の激しいこれからの社会を生きるために、知・徳・体のバランスのとれた力を育てることが求められています。

この力は、「生きる力」と名付けられ、「基礎基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力（「生きる力」の知の側面）、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性（「生きる力」の徳の側面）、たくましく生きるための健康や体力（「生きる力」の体の側面）」（平成8年中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」で提唱）を意味します。

➤ 「生きる力」を育むための要素として、学校教育において扱っていく主なものには次のような要素があります。

＜「生きる力」を育むにあたって重要な要素の例＞

- 自己に関すること
自己理解（自尊・自己肯定）・自己責任（自律・自制）、健康増進、意思決定、将来設計
- 自己と他者との関係
協調性・責任感、感性・表現、人間関係形成
- 自己と自然などとの関係
生命尊重、自然・環境理解
- 個人と社会との関係
責任・権利・勤労、社会・文化理解、言語・情報活用、知識・技術活用、課題発見・解決

➤ 「生きる力」の知の側面である「確かな学力」は、「優れた創造性」の基盤となるものです。学校教育法では、学力の重要な3つの要素として

○基礎的基本的な知識及び技能

○知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力

○主体的に学習に取り組む態度

が示されています。

参考

学校教育法 第30条（目標）

②前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを利用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない

⑤社会で自立して生きるための資質・能力

社会で自立して生きるための資質・能力に関しては、「人間力戦略研究会報告書1（内閣府 平成15年4月10日）、「社会人基礎力に関する研究会－中間取りまとめ－」（経済産業省 平成18年1月20日）等で様々な提言がなされています。

また、OECDのプログラム「コンピテンシーの定義と選択（DeSeCo）」（1997年末に開始され、PISA調査の概念枠組みの基本となっています。）の2003年の最終報告では、単なる知識や技能だけではなく、技能や態度を含む様々な心理的・社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な要求（課題）に対応することができる力である「コンピテンシー（能力）」という概念が導入され、その中でも、人生の成功や社会の発展にとって有益、さまざまな文脈の中でも重要な要求（課題）に対応するために必要、特定の専門家ではなくすべての個人にとって重要、といった性質を持つとして選択された「キー・コンピテンシー」が定義されています。

⑥「習志野市市民意識調査 報告書」（平成24年10月）

「習志野市市民意識調査 報告書」(平成 24 年 10 月)の「学校教育の施策として特に取り組むべきだと思うものは何ですか」という問い(問 10)に、39.1%が「5 教職員の資質の向上」と回答しているように、学校教育に求められるものは教師の指導力であり、その充実が信頼感につながっていきます。

⑦国際調査

経済協力開発機構(OECD)が実施している生徒の学習到達度(PISA)調査や、国際教育到達度評価学会(IEA)が行う国際数学・理科教育動向調査(TIMSS 調査)などの、国際的な調査における、日本の子どもの状況

○通常の授業以外の宿題や自分の勉強をする時間について、日本の生徒は週当たり平均 6.5 時間で、OECD 平均の 8.9 時間より短い。[2003 : PISA 調査]

○科学に関連した職業に就くための準備としての学校の有用性についての質問項目に肯定的に回答した日本の生徒の割合は少ない。[2006 : PISA 調査]

○勉強は楽しいと答えた生徒の割合が、TIMSS の国際平均よりも低い。(国際平均、日本の平均) 小学校算数(84%、73%)、中学校数学(71%、48%)・理科(80%、63%)

○勉強は好きだと答えた生徒の割合が、TIMSS の国際平均よりも低い。

小学校算数(81%、66%)・理科(86%、83%)、

中学校数学(66%、39%)・理科(76%、53%) [2011 : TIMSS 調査]

⑧時代を超えて教師に求められる基本的な指導力

本市教育委員会では、教師の資質の中でも、子どもたちの学校生活の多くの部分を占める授業における指導力を重視し、

○子どもの興味・関心を喚起する「発問」の工夫

○子どもの考えを繋ぐとともに学習内容のまとめ方の模範となる「板書」の構成

○子どもの思考を深め学習の足跡を記録する道具である「ノート」の指導

を行えることを、教師の指導力の根幹と位置付けています。これら 3 つの要素は一斉指導を行う上で必要な力であり、技術の定着の度合いが明確に評価できるものです。

一斉指導の授業力は、我が国の教師が連綿と継承し、教えるプロとして他の職業と教師を分かちつ重要な力であり、1 つの学級を一人の教師が指導するという極めて効率的な指導方法です。この力を支えるのが、これも伝統的な教師の文化である「授業研究」であり、「公開研究会」です。

この教師の基盤的な指導力である一斉授業の指導力は、新たな教育機器を活用して授業を行う場合や、ICT を活用して教室と教室を結んだり外国とのコミュニケーションを図ったりする際に、子どもの学びが表面的な上滑りしたものになることを防ぐうえでも必要なものであります。

本「基本計画」実施期間中、計画的・体系的な研修や学校訪問等での指導・助言により、本市の伝統である情熱と信頼あふれる教育の伝承を図り、さらに、今後ますます発展する新たな教育方法への対応力も高めていきます。

同時に、教職員の使命感や意欲、人間性そのものが子どもに与える影響もたいへん大きいことから、学校との連携による研修を通して、教職員の本市の歴史や自校の校風・伝統への理解を深める中で、本市を愛し、子どもとしっかりかかわりながら教育に情熱を燃やす教職員の育成に努めます。

<参考>

○「教職生活の全体を通じた教員能力の総合的な向上方策について(答申)」

平成 24 年 8 月 28 日 中央教育審議会

基本計画の記述の内容

政策	本「基本計画」の大きな方向性		施策の 通し番号
基本方針	「政策」を実現するための方針		
施策	「基本方針」に沿った個別的な取組み		
目 標			
	成果指標	※目標の達成度を、直接的または間接的に測定するための指標 ○「指標の求め方」による、成果の達成の割合(%表示)で示す。 ○定量的に示すことが難しい場合も、実施前後での経年比較により目標の達成状況を示せるようにする。 指標の求め方；定量的に示す場合の、指標を求めるための計算式	
現 状 と 課 題	「施策(1)」の「現状と課題」を、概ね以下の構成・内容で分析し、記述しています。 ①社会状況の分析 ②前「基本計画」における取組の状況 ③上記取組の後に残された課題 ④上記課題に対して本「基本計画」に位置付ける対応策 ⑤本「基本計画」実施期間中に生じると予想される課題 ⑥上記課題に対する対応策		

小施策① 「施策」の具体的な項目

ア 小施策に含まれる個々の取組み内容

【施策の連続性（継続事業か、新規事業か）：担当課】

○○…… 取組み内容の説明

第2部 基本計画 編

政策 ・ 基本方針 ・ 施策 ・ 小施策一覧

政策	基本方針	施策	小施策
Ⅰ 未来をひらく教育の推進	1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	(1) 社会の変化に対応した幼稚園教育の推進	① 主体性を育む教育課程の編成 ② 幼児一人一人の発達と理解に基づいた教育の展開 ③ 体験を重視した教育活動（※体験と言葉を重視した教育活動） ④ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続 ⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修の推進
		(2) 「健康な心と体」を育てる教育の推進	① 健康な心と体を育む身体活動の推進 ② 自他を思いやり、命を大切にすると人権教育の充実
		(3) 幼児の安全・安心を守る教育の推進	① 安全管理及び安全教育の推進
		(4) 特別支援教育の推進	① 特別支援教育の更なる充実
		(5) 私立幼稚園との連携及び就園奨励事業の推進	① 私立幼稚園との連携強化 ② 就園奨励事業の推進
	2 子育て・子育て支援	(1) こども園の整備と充実	① 市立こども園の充実 ② 新たなこども園の設置と検討
		(2) 多様なニーズに対応した子育て支援の推進	① 地域での子育て支援の推進
		(3) 家庭・地域との連携の強化	① 地域に根ざした幼稚園づくりの推進
	3 信頼を築く習志野教育の進展	(1) いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展【教育課題②】	① 共感的理解に根ざした心の通う生徒指導の推進 ② 豊かな人間関係づくりを支援する教育相談体制の充実 ③ 学校・家庭・地域や関係機関との連携の強化
		(2) 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展	① 特別支援教育システムの整備 ② 就学指導の改善・充実 ③ 通常学級に在籍する発達障がい児などに対する支援 ④ 特別支援教育の理解啓発の充実 ⑤ 支援員・介助員の配置
		(3) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展	① 「授業力」と「児童・生徒にかかわる力」の向上
	4 子どもの生きる力を育む教育の充実	(1) 確かな学力を保障する教育の推進【教育課題③】	① 「確かな学力」向上のための教師の「授業力」の充実
		(2) 豊かな心を育む教育の一層の推進【教育課題④】	① 豊かな体験活動の充実 ② 豊かな心を育てる道徳教育の充実 ③ 人を思いやり、命を大切にすると人権教育の充実 ④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進
		(3) 健やかな体を育む教育の推進【教育課題⑤】	① 健康教育の充実 ② 学校体育の充実
		(4) 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施	① 食育の充実 ② 地産地消の推進 ③ 衛生管理の徹底
		(5) 特色ある学校づくりの進展	① 各校の伝統の継承とその特性を生かす教育の推進
	5 子どもを未来へつなげる教育の展開	(1) 「思考力、判断力、表現力」を伸ばす教育の展開	① 授業形態、指導方法の改善
		(2) 国際化社会を生きる資質・能力を培う教育の展開	① キャリア教育の充実 ② 情報教育の充実
		(3) 安全安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開	① 安全管理の徹底 ② 安全教育の推進
	6 魅力ある市立高校づくり	(1) 多様な高校教育の一層の充実	① 教科指導法の工夫と改善 ② 進路指導の充実 ③ キャリア教育の充実 ④ 国際理解教育の充実 ⑤ 情報教育の充実 ⑥ 部活動支援体制の充実 ⑦ 情報機関としての魅力の創造 ⑧ 教育相談体制づくり
		(2) 地域や社会に開かれた高校づくりの展開	① 小中高連携 ② 地域人材の活用 ③ 学校施設の開放 ④ 地域ボランティア活動の充実 ⑤ 外部評価の充実

Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	7 社会教育の充実	(1) 学習機会の充実	① 多様な学習機会の提供
			(2) 学習成果の活用	① 学習成果を活かす活動の促進
			(3) 社会教育指導者の確保と養成	① 社会教育指導者の確保と養成
			(4) 自主自立課題解決型社会の推進	① 自主活動支援 ① 課題解決支援
		8 文化財の保存と活用	(1) 文化財の保存	① 郷土の歴史を学習できる文化財の保存 ② 埋蔵文化財保護体制の充実
			(2) 文化財の活用	① 文化財の公開・普及 ② 遺跡・歴史的建造物等の活用
		9 芸術文化の振興	(1) 芸術・文化活動の振興	① 市民参加行事の充実 ② マネジメント面の強化・自立 ③ 質の高い鑑賞機会の提供
		10 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進	(1) 「する・みる・支える」スポーツの推進	① 世代等に応じた活動の推進 ② 「みる」機会の充実 ③ 団体・指導者の充実と普及活動 ④ スポーツによるまちの活性化
		11 青少年の健全育成の推進	(1) 放課後児童会の運営の充実	① 地域で子どもを育てる環境づくりの推進 ② 放課後児童指導員の指導力の向上 ③ 保育時間延長に伴う保育環境の整備
			(2) 青少年育成団体の活動支援	① 青少年育成団体連絡協議会との協力体制の強化 ② 各団体が行う体験学習への支援
			(3) 家庭や地域の青少年教育力の向上	① 地域で子どもを育てる環境づくりの推進 ② 家庭の教育力の向上
			(4) 青少年のための施設における活動の充実	① 青少年施設を使用した活動の充実
Ⅲ	連携校による家庭教育・地域の推進	12 家庭教育力の向上	(1) 家庭教育に関する学習機会の充実	① 家庭教育を支援する事業の充実
			(2) 家庭教育相談の充実	① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割の推進 ② 学校から発信する家庭教育支援の推進
		13 地域に開かれた学校づくり <教育課題①>	(1) 積極的な情報公開と意見交換の充実	① 学校と家庭・地域相互の情報交換の促進
			(2) 地域と共にある学校づくり	① 家庭・地域の教育力を活かした教育活動の推進
Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	15 安全で潤いのある学校環境の整備	(1) 幼稚園・こども園の教育環境の整備	① 幼稚園・こども園の教育環境の整備
			(2) 小中学校の教育環境の整備	① 小中学校の教育環境の整備
			(3) 習志野高校の教育環境の整備	① 習志野高校の教育環境の整備
			(4) 学校関連施設の点検・整備	① 学校関連施設の点検・整備
		16 持続可能な社会教育施設の整備	(1) 様々な手法による社会教育施設の整備	① 社会教育施設の改修・整備 ② 民間施設との連携
		17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備	(1) 健康・体力を育むスポーツ施設の整備	① 身近なスポーツ施設の整備と活用 ② 市内大学との連携 ③ 新たな拠点施設の検討
		18 教育行政の効率的・効果的展開	(1) 教育委員会の活性化	① P D C Aサイクルに基づく活動の推進 ② 情報発信の推進 ③ 学校事務との連携強化 ④ 先進的な施策の研究

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 1／45
基本方針1	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上		
施策(1)	社会の変化に対応した幼稚園教育の推進		
目 標	目まぐるしく変化する社会の中で、たくましく生き抜く力の基礎を育む幼稚園教育を推進していきます。		
	成果指標	各園の各項目の評価指数の平均値≧前年度の平均値 指標の求め方；各園の学校評価指数	
現 状 と 課 題	社会の少子化、情報化、核家族化など、幼児を取り巻く環境の変化に伴い、幼児教育のニーズが多様化しています。また、平成20年度の幼稚園教育要領の改訂に伴い、幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であること、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことから、幼児教育の重要性が提言されました。 前「教育基本計画」では、「習志野市就学前保育一元カリキュラム」をふまえ、幼児の興味関心に応じた主体的な遊びが展開できるように、各園の研究、保育実践の中で発達に則した適切な環境構成や指導方法の工夫改善に努め、併せて指導計画の見直しに取り組んできました。 しかし、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、自ら学び、自ら考える能力や豊かな人間性を育成することができるよう、更なる教育・保育内容の充実が必要です。また、主体的な遊びの展開においては幼児の発達を理解し、遊具や教材などの物的環境だけではなく、教師の援助・役割を明確にした人的環境と取組みに応じた環境の再構成を考えることが重要です。その為に人的環境となる教師の指導力が求められています。特に若年層教員（臨時的任用職員）の指導力が課題となり、教員の資質向上のために更なる研修体制の整備・充実が必要と考えます。 これらの課題をふまえ、幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした生活を通して、一人一人の発達の特性に応じた総合的な指導を展開し、幼児理解に基づいた計画的な環境構成と教師の役割を明確にした援助を探究していきます。また、豊かな生活体験の充実により豊かな表現力や感性・思考力・言語能力を育み、発達や学びの連続性をふまえた幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続の推進とともに、教員の指導力の向上に努めていきます。 ※「習志野市就学前保育一元カリキュラム」 習志野市の全ての就学前の子どもたちが、健全な人間形成の基礎を培うことを目的に、幼保の枠を超えて保育・教育の基本として平成18年4月に策定された。		

小施策① 主体性を育む教育課程の編成

ア 主体性を育てる環境づくりの 創意工夫 【継続：こども保育課】

一人一人の幼児理解に基づく計画的で創意工夫のある環境構成と教師の役割の明確化に努め、一人一人の幼児が自ら周囲の環境に働きかけ意欲的に学ぶ主体性を育みます。

イ「就学前保育一元カリキュラム」 による保育の推進 【継続：こども保育課】

幼保の枠を超えた0歳児から5歳児までの一貫したカリキュラムに基づく教育・保育を推進します。
また、3年に一度カリキュラム内容の見直しを実施し、内容の充実を図ります。

小施策② 幼児一人一人の発達と理解に基づいた教育の展開

ア 発達の特性を踏まえた指導計

画の見直しと改善【継続：こども保育課】

幼児期の発達の特性や発達段階を十分理解し合う研究・研修を行い、幼児の自発的な活動としての遊びを通して、幼児期にふさわしい生活が展開できるように指導計画の見直し・改善・実践に努めます。

小施策③ 体験を重視した教育活動（※体験と言葉を重視した教育活動）

ア 自然体験の充実

【継続：こども保育課】

鹿野山宿泊保育では、幼児が豊かな自然環境の中で思いきり体を動かす心地よさ、自然に触れて遊ぶ楽しさ、自然の美しさや不思議さ、共同生活を通して友達と一緒に行動する充実感、自分の力でやり遂げる満足感を味わわせていきます。

イ 異年齢・地域の人との交流

【継続：こども保育課】

園生活の中で、幼児を取り巻く様々な人々・異年齢・保育所、小・中・高等学校の人たちとの交流やふれあいができるよう積極的に計画していきます。その中で「自分や他者を大切にする心」「良し悪しを判断する心」「人とかかわる楽しさを味わう、感じる心」を育てます。

ウ 幼児の感性を磨くための行事の充実【継続：こども保育課】

保・幼・小・中の幼児・児童・生徒の参加・出展による芸術文化活動として「総合教育展覧会」を積極的に推進していきます。
また、習志野高校主催の音楽会や地域の行事への参加、各施設での「観劇会（音楽会）」等の開催により、幼児の豊かな感性を育てます。

エ 身近な動植物とのふれあいの充実【継続：こども保育課】

身近な小動物とのふれあいや植物の世話を通して、生長や変化に気づき、自然に対して興味関心をもてるような環境を整えていきます。
また、かかわったり、触れたりする中で命を大切にする豊かな心を育んでいきます。

オ 幼児期における読書活動の推進【継続：こども保育課】

日々の保育の中で、子どもが絵本や童話に親しみ、自らふれることができるような場や時間と読み聞かせの時間を確保します。
また、保護者、ボランティア、地域の公民館等との連携協力を図りながら、読書することの楽しさ、喜びを感得できるようにし、読書習慣の形成につなげていきます。

小施策④ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

ア 幼保小連携の一層の推進

【継続：こども保育課】

幼・保の5歳児後半の学びを生かして小学校1年生への円滑な接続ができるよう、幼保小連携のカリキュラム作成及び接続期を設けた教育課程の取り組みを、連携を密に図りながら組織的・計画的に推進していきます。

また、小学校教育を見通して、友達と共通の目的を生み出し、協力、工夫して実現していく協同して活動する経験を重ねていきます。

イ 幼保小関連研修会の充実

【継続：こども保育課】

幼稚園・保育所・こども園・小学校が連携して保育・授業参観・合同研修、職場交流研修、園児・児童の交流学习等を開催し、相互の保育・教育の充実を図ります。

小施策⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修の推進

ア 若年層教員の資質向上

【継続：こども保育課】

1～5年目の教員を対象に、具体的な実践の中で、幼児理解、発達に則した指導方法や援助の仕方等の指導力を身につけることを目的とした初期層研修を行い、指導力の向上に努めます。

イ 中堅層教員の資質向上

【継続：こども保育課】

指導的立場となる中堅層教員を対象に、園経営への参画、若年層教員への指導、研究・研修の効率的な推進など、資質向上とともにリーダーの育成を図ります。

ウ 園内研究・研修への支援

【継続：こども保育課】

各幼稚園・こども園の課題をふまえた園内研究・研修の充実を図るため、学校教育課・指導課指導主事が要請により訪問し、指導・支援します。研究計画や指導案作成、保育研究、事例研究、公開研究会等様々な機会を通して指導主事の専門性を生かした支援を積極的に行います。

エ 幼保合同研修会の充実

【継続：こども保育課】

幼・保・こども園の職員が連携し、就学前保育一元カリキュラムの基本的な考え方を共有し、保育の見直しが積極的に行われるよう研修の充実を図ります。

オ 計画訪問の実施

【継続：こども保育課】

市の「教育行政方針」に基づき各幼稚園・こども園の実態を把握するとともに、各施設の諸問題について意見交換をし、実情に即した解決の方途を見出し、効果的な指導行政の推進及び幼児教育の充実を図ります。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 2／45
基本方針1	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上		
施策(2)	「健康な心と体」を育てる教育の推進		
目 標	健康な心と体を育む体験と教育の充実を図っていきます。		
	成果指標	○自然体験活動、ボランティア活動、社会体験活動の充実 →H24「できている」～7園⇒H32 9園（20％増） ○人権教育の充実 →H24「できている」～7園⇒H32 9園（20％増） ○運動に親しむ機会づくり・体力を高める指導 →H24「できている」～9園⇒H32 11園（20％増） ○朝食の喫食率 H24 94.5％⇒99％ 指標の求め方；「習志野市の教育課題の取り組みについてのアンケート」 の数値の比較	
現 状 と 課 題	現代の社会は科学技術の発展により、生活全体が豊かで便利になっています。また、社会環境や人々の生活様式が大きく変化したことで、子どもの遊ぶ場所、遊ぶ友達、遊ぶ時間の減少、そして交通事故や犯罪への懸念などから、体を動かして遊ぶ機会の減少を招いています。 一方、児童・生徒のいじめによる自殺が社会問題となるなど、乳幼児期からの人とかかわるコミュニケーション能力の育成も課題となっています。 前「教育基本計画」では、各園において地域の人材を活用したり、発達に応じた運動遊びの教材研究を深めたりして、魅力ある運動遊びを展開することで体力の向上に取り組んできました。また、運動の他、栄養・睡眠などの生活習慣の定着や食生活に関する指導の充実も図ってきました。併せて、自分の命や友達を大切にすることが育つように努めてきました。 しかし、子どもを取り巻く社会の変化は激しく、疲れやすい子どもや児童期の肥満、生活習慣病などの増加がみられます。また、活発に体を動かす遊びが減少し、幼児期からの多様な動きの獲得や体力・運動能力に影響しています。 そこで、幼児期の発達の特性をふまえて、遊びを中心に多様な動きを身に付けること、体を動かす楽しさや心地よさを実感できるよう、自発的に体を動かして遊ぶ機会を保証することなどを、日々の保育の中で意識していく必要があります。 また、幼児期の運動習慣によって、意欲、社会性や認知的な発達など心と体が相互に関連しながら育まれることから、生涯にわたる心身の健康づくりの視点からも指導計画を見直していきます。 併せて、規範意識の芽生えを培うために、集団生活の中で教師との信頼関係を土台に自己発揮し、互いの思いや考えを主張したり折り合いをつけたりする体験を大切にしていきます。		

小施策① 健康な心と体を育む身体活動の推進

ア 子どもたちが主体的に楽しく体を動かす環境づくりの推進

【継続：こども保育課】

幼児期運動指針（H24. 3）をふまえ、園生活の中で毎日楽しく体を動かして遊ぶ体験を通して、運動能力が高められるように遊びの工夫に努めます。更に、体を動かす意欲をもち、多様な動きを繰り返す経験できるよう、場・遊具・遊び方・環境構成の工夫に努めます。

イ 健康な心と体を育てる食育の推進【継続：こども保育課】

和やかな雰囲気の中で、友達や先生と食べる楽しさを味わわせたり、様々な食べ物への興味や関心をもたせたりなど、進んで食べようという気持ちを育てていきます。また、保護者や教職員には栄養士、保健師等による講話、研修会を通して、食習慣の重要性への理解に努めます。併せて「早寝早起き朝ごはん」運動を推進し、基本的な生活習慣の定着に向けた指導を進めていきます。

ウ 基本的生活習慣の定着・確立に向けた保護者との連携

【継続：こども保育課】

幼児の健全な成長発達のために、規則正しい生活リズムの定着・確立を目指していきます。幼稚園・家庭・地域のヘルスステーション（保健師）と連携を図り、テーマに沿った「健康教育」の開催や健康や生活習慣に関する指導を進め、基本的な生活習慣の定着・確立に努めます。

小施策② 自他を思いやり、命を大切にする人権教育の充実

ア 道徳性や規範意識の芽生えを培う教育の推進

【継続：こども保育課】

道徳性や規範意識の芽生えを培うためには、遊びや生活の充実を図るとともに、一人一人の実態や個性の理解と教師との信頼関係が基盤となります。また、互いが気持ちよく生活していくために決まりの必要性に気づき、自分の気持ちを調整する力、いろいろな人や環境とのかかわる力、社会のルール等、場を通して身につくように指導していきます。

イ 幼稚園人権教育の充実

【継続：こども保育課】

日々の保育においていろいろな経験を通して、自分を大切にする心、自分以外の友だちを思いやる心等について指導していきます。また、命を大切にする気持ちを育み、心身ともに健全な幼児を目指していきます。

ウ 人権教育研修の充実

【継続：こども保育課】

教職員が幼稚園の人権教育について正しい知識と理解がもてるように、人権教育にかかわる園内研修の充実を図ります。また、県主催の「学校人権教育地区別協議会」等への参加を支援し、研修内容を生かして人権意識を高めるとともに指導力の向上に努めます。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 3／45
基本方針1	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上		
施策(3)	幼児の安全・安心を守る教育の推進		
目 標	安全教育の充実により、幼児が園生活を安全・安心に過ごせるための教育を一層推進します。		
	成果指標	○緊急対応マニュアルの見直しと防災・不審者対応訓練実施の割合の増加 ○関連機関と連携した交通安全指導や園内での事故防止のための研修実施の割合の増加 指標の求め方；(実施している園の数) / (幼稚園・こども園の数)	
現 状 と 課 題	地震等の防災対策として、各園で計画的な訓練を実施し、各園の緊急対応マニュアルを基にした訓練の実施、評価、見直しをすることにより、幼児の安全・安心な生活の確保に努めてきました。 しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、巨大地震への画一的な対応は不可能であることが明らかになるなど、防災に対する考え方の大幅な修正を余儀なくされました。 各園では、東日本大震災時の教訓を活かした緊急防災マニュアルの見直しを行ない、大規模災害時の幼児の安全が十分に確保できるように努めてきました。 また、近年、不審者による事件、交通事故が年々多発しており、痛ましい交通事故のニュースも多く報じられ、大きな社会問題となっています。前「教育基本計画」でも園生活をより安全・安心に送ることができるよう、幼児・保護者を対象に交通安全教育の指導に努めてきました。 これらの課題を踏まえ、習志野市危機管理課、教育委員会、各園の防災計画や防災マニュアルの関連を図り、関係機関と連携した防災への対応システムを早期に確立し、園児の安全が確保されるよう、安全体制の一層の充実を図ります。 また、警察、消防署、近隣学校等の関係機関、PTA等との連携をさらに深め、「安全・安心な幼稚園（こども園）」を目標に、危機を未然に防ぐ危険予知能力等を身に付けられるよう、安全教育の充実を図ります。		

小施策① 安全管理及び安全教育の推進

ア 防災マニュアルを基にした防災・避難訓練

【継続：こども保育課】

各園で計画する訓練には、火災や地震、自然災害等の防災訓練、不審者対応訓練等があります。

各園の緊急対応マニュアルを基にした訓練の実施、評価、見直しをすることにより、幼児の安全・安心な生活を守るように努めます。

イ 交通安全教育の実施

【継続：こども保育課】

習志野市においても交通事故が多発しており、日常における交通安全指導は欠かせません。

通園区域における安全マップの活用、親子による交通安全指導、園周辺の実地調査（交通状況の把握等）、関係機関の連携等による実践的な交通安全教育を推進します。

ウ 幼児が理解できる安全教育の推進

【継続：こども保育課】

幼稚園・こども園における安全教育は、日々の保育全体を通して、計画的に実施されるものです。

幼児が、日々の訓練を通して、自分の身は自分で守ることの大切さ、緊急な事態が発生した場合の対応（先生や周囲の大人、友達に即知らせる）等を理解して行動できるような指導の充実を図っていきます。視聴覚機器の利用、関係機関による講話等により、危険予知能力等が幼児に身につくように努めます。

エ 安全教育研修の充実

【継続：こども保育課】

教職員の安全管理意識（危機管理意識）を高めるために「安全主任等研修会」の参加や園内研修等を通して、研修の充実を図り、教職員の安全管理意識と指導力の向上に努めます。

オ 防災における教職員の役割分担の明確化

【継続：こども保育課】

各園の実態に応じた教職員の役割や分担に沿って機能するための工夫や共通理解を図っていくことが大切になります。常に報告・連絡・相談・確認（チェック）を確実にこなうことができる体制づくりに努めます。

カ 保護者や関係機関との連携による安全確保

【継続：こども保育課】

家庭での日頃からの話し合い、警察、PTA、自治会、地区防犯協会等と連携を図り、要注意箇所の点検や教育委員会、青少年センター等からの不審者等の情報の速やかな伝達、園舎内外や地域の巡回等に努めます。そして、幼稚園・こども園と学校、地域、関係機関、団体等が一体となり実施しながら、幼児の安全確保に努めます。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 4／45
基本方針 1	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上		
施策(4)	特別支援教育の推進		
目 標	支援を必要とする幼児一人一人に応じた特別支援教育を推進していきます。		
	成果指標	○H24「できている」の数値⇒H32 20%増を目指す 指標の求め方；「習志野市の教育課題の取り組みについてのアンケート」 の特別支援教育についての各項目（7項目）の数値 H24「できている」の数値⇒H32 20%増を目指す	
現 状 と 課 題	近年、発達に障がいや課題をもつ幼児が増え、特性も多様化する中で、一人一人の幼児に応じた丁寧できめ細やかな支援が求められています。また、個々の幼児を理解した適切な支援や就学を見通した保護者支援など、関係機関と連携・協力して幼児や保護者を支援する体制づくりも必要です。 各園では教頭（副室長）を特別支援コーディネーターとして位置づけ、園全体で支援を必要とする幼児の指導方法を考え共通理解し、全職員でかかわっていく体制を整えてきました。また、関係機関との連携を図り、専門的な臨床心理士等による巡回相談を行う中で、幼児や保護者のニーズに応じたより良い支援の仕方や個別支援計画を考えてきました。更に、職員が特別支援教育に対する理解を深めて、指導にあたれるように研修会を実施してきました。 しかし、特別支援教育を更に推進していくためには、多様化する支援を必要とする幼児に対し、関係機関が連携・協力しながら、就学前から学校卒業後を見据えた一貫した支援の充実が図られることが求められています。特に幼児期においては、家庭や医療・福祉などの業務を行う関係機関と連携しながら、個々の幼児の障がいや発達に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うことが必要です。 また、集団生活を通して全体的な発達を促していくことから、共に学び合い育ち合う学級経営を基本として、幼児・保護者・担任を支え、共に幼児を育てていくことが重要です。 そこで、関係機関との連携を強化することで、支援を必要とする幼児や保護者に応じた理解・指導・相談などの園内の細やかな支援体制づくりに努めていきます。また、就学に向けた支援体制づくりや就学後の引継ぎなどに丁寧に取り組んでいきます。		

小施策① 特別支援教育の更なる充実

ア 一人一人の理解に基づいた指導方法の充実【継続：こども保育課】

特別な支援を必要とする幼児の行動特性に目を向け、障がいや発達課題を理解することに努めます。また、個々のニーズに応じた支援が適切に実施できるよう「個別支援計画・指導計画」の作成を推進していきます。

特に計画の目標設定・指導内容・支援方法については、専門的な立場からの具体的な助言を受けて内容の充実を図ります。

イ 園内における支援体制の強化【継続：こども保育課】

各園の発達支援コーディネーターを中心に、園内における個々の幼児への支援及び指導内容の理解を深め、園全体で計画的・組織的に幼児・保護者・担任を支援していく体制整備を推進していきます。

また、特別な支援を必要とする幼児の早期発見と早期支援ができるように努めます。

ウ 関係機関との円滑な連携

【継続：こども保育課】

個々の幼児の自立に向けた相談体制や支援体制確立のために、家庭や医療・福祉などの業務を行う関係機関との連携を強化します。特に就学を見通し、保護者への十分な情報提供に努めると共に、保護者との信頼関係を築きながら支援をしていきます。

また、就学先への引継ぎや就学後の学校訪問など、幼児・保護者のサポートの為に関係機関との協力体制作りを推進します。

エ 特別支援教育にかかわる研修の充実【継続：こども保育課】

園内の全職員が、特別支援教育への理解を深め、専門的な知識をもって支援・指導にあたれるように、研修会への参加を推奨します。また、各施設に配置されている指導員・介助員の研修体制を見直し、職員の資質向上を目指します。

更に各施設を訪問する中で、支援を要する幼児が在籍する学級の保育指導について支援します。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 5／45
基本方針1	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上		
施策(5)	私立幼稚園との連携及び就園奨励事業の推進		
目 標	私立幼稚園と市立幼稚園・こども園との連携を図りながら、研修の充実や就園奨励費補助事業の推進を図っていきます。		
	成果指標	平成25年度、研修会の参加者数より20%増の参加者を目指します。 指標の求め方；H24 研修会参加者数とH32 研修会参加者数の比較	
現 状 と 課 題	保護者の価値観・教育観の多様化から、幼稚園教育に求められるものが多様化しています。また、公立・私立幼稚園教員の資質や専門性の向上が求められてきています。 一方、社会全体の経済状況の悪化から、保護者の経済状況は厳しさを増しているために、私立幼稚園に通う保護者の教育費の負担が大きくなっています。 前「教育基本計画」では、私立幼稚園と公立幼稚園との連携を図りながら、職員の資質向上を目指して、私立幼稚園の職員が研修会に参加できる体制を整えてきました。一方、私立幼稚園に通う保護者の教育費の負担感を少なくするために就園奨励費補助事業に取り組んできました。 しかし、私立幼稚園の先生方が参加する研修が夏季に限られている現状があります。今後は、夏季に実施する研修以外にも積極的に参加ができるように連携を図り、職員の専門性を高めることを目指して研修体制を推進していきます。また、保護者への就園奨励補助事業も引き続き推進していきます。		

小施策① 私立幼稚園との連携強化

ア 研修会参加の促進

【継続：こども保育課】

公立幼稚園・こども園及び公立保育所との合同の研修会に、私立幼稚園の職員が参加できる研修体制の推進に努めます。また、積極的に参加することで、教育内容の充実と職員の専門性を高めることを目指します。

小施策② 就園奨励事業の推進

ア 就園奨励費補助事業の推進

【継続：こども保育課】

私立幼稚園に通園する保護者に対し、就園奨励費補助事業を引き続き推進します。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 6／45
基本方針 2	子育て・子育て支援の充実		
施策(1)	こども園の整備と充実		
目 標	既存こども園（3園）での保育一元化の充実を図るとともに、「第2期こども園整備計画と再編計画」に基づいて、新たなこども園整備を推進します。		
	成果指標	H24（2園） 29% → H32（4園） 57% 指標の求め方；「こども園整備計画」に基づくこども園の開設の割合	
現 状 と 課 題	近年、核家族化の進行、共働き家庭の増加に伴い、子育てと仕事の両立に対する支援（待機児童対策）や子育て家庭の孤立や子育て力低下など子育て家庭への支援が緊急の課題となっています。 本市では、これまで習志野市の全ての就学前の子ども達に、幼保の枠を超えて「習志野市就学前保育一元カリキュラム」に基づいて教育・保育を展開し、習志野市が目指す子ども像の実現に努めてきました。また、平成15年度「こども園構想」を策定し、幼保一元化と地域の子育て支援拠点施設となるこども園を整備してきました。（平成18年4月東習志野こども園、平成24年4月杉の子こども園を開園・平成26年4月（仮称）袖ヶ浦こども園開園予定） こども園は、幼保一元化（子どもの発達に即した教育・保育の展開）、各種相談、子育て情報の発信、保護者・地域のコミュニケーションの核となるなどの役割を担ってきました。また、地域との連携を充実させると共に、子育て家庭や孤立する家庭への支援にも取り組んできました。 しかし、近年の社会情勢とこどもセンターや一時保育の利用者増加を考えると、更なる子育て家庭に対する支援の充実が求められています。また、施設の老朽化についても考えていかなければならない課題の一つです。 そこで、今後「こども園整備計画（第2期）」と「習志野市公共施設再生計画」に基づいて、こども園を計画的に整備していきます。また、地域の子育て・子育て支援の拠点としての役割を担いながら、幼児教育の更なる充実を図ります。		

小施策① 市立こども園の充実

ア こども園の保育・教育の検証と

充実【継続：こども保育課】

同じ地域の子どもたちが、発達に沿った質の高い保育を受けることができるように、「習志野市就学前保育一元カリキュラム」に基づき、保育・教育活動を展開します。

また、運営面・教育課程等について具体的に検証を図り、教育・保育の充実に努めます。

イ 保護者ニーズの把握

【継続：こども保育課】

保護者のニーズを把握しながら、保護者の相談・交流ができる場の提供を行い、相談体制の充実を図るとともに、保護者間の交流が深まるように支援します。

ウ 地域や各施設との連携

【継続：こども保育課】

地域の行事への積極的な参加や地域環境・人材の活用、4か月・10か月健康相談を始めとした地域のヘルスステーションとの連携、公民館・私立幼稚園・小中学校との連携を推進します。

また、地域の子育て支援の拠点として、子育て・子育て情報の提供・発信を行っています。

小施策② 新たなこども園の設置と検討

ア 基本設計・実施設計

【継続：こども保育課】

就学前の全ての子どもへの支援を基本として、施設の老朽化に伴う「習志野市公共施設再生計画」と「こども園整備計画（第2期）」に基づいて、新たなこども園の設立を目指します。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 7／45
基本方針 2	子育て・子育て支援の充実		
施策(2)	多様なニーズに対応した子育て支援の推進		
目 標	安心・安全な子育て支援の充実と地域の子どもの心身の健全な育成を目指します。		
	成果指標	○子育てふれあい広場の充実と交流の場の提供 ・子育てふれあい広場・自園開放広場の参加人数の 10%増を目指します。 指標の求め方； H24 の参加人数と H32 の参加人数の比較	
現 状 と 課 題	少子化や核家族化等が急激に進行している中で、平成 1 9 年 6 月の学校教育法の一部改正により、預かり保育の実施等が「幼稚園教育要領」に位置付けられました。また、幼稚園のもつ機能や施設を地域に開放し、幼児期の教育にかかる相談に応じたり、情報を提供したりするなど、地域における幼児教育のセンターとしての機能が求められています。 前「教育基本計画」では、次代の親を育成する観点から、市立幼稚園・こども園での「子育てふれあい広場」や預かり保育を実施し、子育て支援活動を推進してきました。しかし、幼児教育に対するニーズの多様化、家庭の教育力・子育て力の低下、子育て家庭の孤立化がますます進み、幼稚園・こども園が子育て支援の拠点として更に機能していくことが期待されています。 これらの現状や課題をふまえ、今後も市立幼稚園・こども園では、家庭や地域の関係機関と連携をとりながら子育て支援を推進していくことで、地域における幼児教育のセンターとしての役割を担っていきます。そして、子育て家庭が安心や喜びを感じながら子育てができるように取り組んでいきます。		

小施策① 地域での子育て支援の推進

ア「子育てふれあい広場」の内容の充実

【継続：こども保育課】

親子が安全・安心して遊べる場と親子、子ども同士、親同士の交流の場の提供として、各幼稚園・こども園にて年間6回ずつ、年間全90回開催します。

広場の中では、遊びの紹介、在園児とのふれあいの場の提供、子育て相談を実施することで、子育ての楽しさや喜びを味わいながら、子どもの成長に期待をもって子育てができるように、地域の子育てを支援していきます。

イ 自園開放広場の開催

【新規：こども保育課】

各幼稚園・こども園にて、保育室・園庭等を定期的に開放します。地域の未就園児家庭に対して、気軽に遊べる場と交流の場の提供をする中で、親と子が共に育つ場となるようにします。

ウ 預かり保育の内容の充実

【継続：こども保育課】

各幼稚園・こども園にて、教育課程に係る教育時間終了後に、預かり保育を希望する園児を対象として行う教育活動です。幼児の心身の負担に配慮し、異年齢のかかわりや日常の保育との関連を大切にするとともに、家庭との連携を図りながら、内容の充実を目指します。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 8／45
基本方針 2	子育て・子育て支援の充実		
施策(3)	家庭・地域との連携強化		
目 標	保護者や地域の方々に信頼される園づくりを目指します。		
	成果指標	各園の評価数値の平均値≧前年度の平均値各園の職員による自己評価と指標の求め方；保護者によるアンケート評価数値	
現 状 と 課 題	幼児期は、園・家庭・地域の連続した生活の中で、様々な人とのかかわり、様々な体験を重ねることで、いろいろなことを学び、身に付けていきます。したがって、園生活と家庭・地域生活の連続性を考えながら、幼児教育や子育て支援の充実を図ることが重要です。充実の為には、園・家庭・地域それぞれが信頼し合う関係でなければなりません。 一方、教育の質の保証と更なる向上を図るために、平成 20 年 3 月「幼稚園における学校評価ガイドライン」が作成されました。（平成 22 年・23 年改訂） 前「教育基本計画」においても、地域に根ざした幼稚園づくりを目指して、家庭・地域と連携を図ったり、職員の自己評価や保護者によるアンケート評価を実施したりしてきました。そして、評価結果を基に園経営の改善に努めてきました。 しかし近年、家族のつながりや子育てを取り巻く状況が変化していることから、子どもをめぐる様々な問題が起きるなど、今後、更に家庭・地域との細やかな連携が必要になってきています。 そこで、保護者・地域の方々との信頼関係を築き、園・家庭・地域の連続した生活の中で幼児の望ましい発達が促されるように、更に連携の強化を図っていきます。 また、「幼稚園における学校評価ガイドライン」をふまえ、学校評価による園経営の改善を図るとともに、保護者・地域に対して積極的な情報公開に努めていきます。そして、幼児教育に対する理解と協力を得られるように、保護者や地域に信頼される幼稚園・こども園を目指します。		

小施策① 地域に根ざした幼稚園づくりの推進

p

ア 望ましい発達を促す家庭や地域社会との連携

【継続：こども保育課】

幼児の生活は家庭・地域・幼稚園・こども園と連続的に営まれています。園生活で培われた社会性・表現力・基本的生活習慣等が家庭や地域社会で生かされるという循環の中で、幼児の望ましい発達が促されるように、家庭・地域との連携強化を図っていきます。

イ 自己評価の実施と関係者評価の検討

【継続：こども保育課】

信頼される幼稚園・こども園となるために、園経営の在り方について、設定した目標や具体的な計画に照らして、達成状況を評価・公表することが必要です。

自己評価結果から、園経営の課題を明確にして改善を図り、保護者・地域の園経営・教育に対する理解を得ながら、信頼される園づくりを目指します。

また、自己評価結果に基づく関係者評価についても検討をしていきます。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 9/45
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展		
施策(1)	いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展【教育課題②】		
目 標	○いじめ・不登校の未然防止、解消を目指した「心の通う教育」を推進していきます。		
	成果指標	○不登校児童生徒数の割合 小学校 0. 2 %以下 中学校 2. 0 %以下 ○いじめの解消率 小学校・中学校 1 0 0 % ○指標の求め方；不登校の割合＝不登校児童生徒数÷全児童生徒数×100 いじめの解消率＝解消件数総数÷認知件数総数×100	
現 状 と 課 題	いじめは、いじめられた児童生徒に対する重大な人権侵害であると同時に、いじめた児童生徒にも深い心の傷を残すものです。いじめは決して許されないものでありますが、どの学校でもどの子どもにも起こりうるものであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応しなければなりません。 不登校についても依然として憂慮すべき状況であり、いじめ問題同様に早期発見、早期対応していくことが必要です。 「前基本計画」では、「いじめ、不登校等の解決を目指した教育の推進」を柱として、生徒指導体制や教育相談体制の確立を図り、全中学校への児童生徒教育相談員の配置、教育委員会統一のいじめアンケート実施による実態把握の実施など、いじめや不登校の早期発見・早期対応に努めてまいりました。また、教職員の研修・研究をととして指導力向上を図り、生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の推進に努めてまいりました。 本市のいじめの認知件数は増加傾向にありますが、小さなものでも積極的に対応している姿勢の現われといえ、本市の解消率を県の数値と比較すると、早い対応ができていることがいえます。不登校の割合については、その年によって増減が見られますが、減少傾向にあるといえます。 今後は、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図り、発達段階に応じた児童生徒理解と組織的な対応を充実させるとともに、家庭・地域・関係機関との連携を密にとりながら、いじめや不登校の未然防止、解消に向けて、努めてまいります。		

小施策① 共感的理解に根ざした心の通う生徒指導の推進

ア 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の推進 【継続：指導課】

児童生徒が自ら学ぶ意欲を持ち、満足感や成就感を抱きつつ自己理解に努め、自己実現を目指す指導を展開します。

そのために、教師と児童生徒の共感的人間関係（人間的なふれあい）を基盤に、児童生徒一人一人に自己存在感を持たせる場面や、自己決定の場面を与えるようにします。

また、児童生徒が互いに好ましい人間関係が構築できるよう、学校教育全体を通して、協力して活動できる場の設定に努めます。

※「わかる授業」の主な要件

- ①学習の目標を把握し、学習の方法がわかり、自分で取り組めること
- ②探究することや問題解決、表現の習熟等の学習活動に熱中できること
- ③学習の達成や成功の喜びが体験できること

イ 計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実 【継続：指導課】

教師間の共通理解に基づく指導体制の確立を目指し、生徒指導の方針や基準、重点目標を明確にして、年間生徒指導計画を作成し、具体的な指導方法を確立します。

生徒指導に関する校内研修を組織的・計画的に行い、教師の指導力向上に努めます。

問題行動の発生に備えた緊急時の対応のあり方について共通理解を図り、全教職員が適切に対応できるようにします。

ウ 生徒指導推進のための指導・支援

【継続：指導課】

指導主事の学校訪問において、学校の実態を開き、その対応等について指導・支援します。

生徒指導主任会議や長欠対策主任会議において情報交換する中で、各事例に対する対応について検討し、指導・支援を行います。

小施策② 豊かな人間関係づくりを支援する教育相談体制の充実

ア 教育相談体制の充実

【継続：指導課】

教育相談を学級担任が中心に、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター、児童生徒教育相談員等を含め、全ての教職員によって行います。

日常の学校生活において、発達に即した児童生徒理解に向けて、共感的な理解と受容的な態度を持って児童生徒に接し、いつでも相談できる体制を充実させていきます。

また、保護者の相談にも対応できる体制を作り上げていきます。

イ 児童生徒の人格的な成長・発達を援助する教育相談（開発的教育相談）の推進

【継続：指導課】

教育相談は、児童生徒の学習能力や思考力、社会的能力、対人関係能力、情緒的豊かさの獲得のための基礎である心の成長を支え、底上げしていく援助となります。

このことを全教職員が共通理解し、常に児童生徒の姿に目を向け、小さな心の変化も見逃さないようにします。

小施策③ 学校・家庭・地域及び関係機関との連携の促進

ア 学校・家庭・関係機関との連携

【継続：指導課】

家庭や地域に対して生徒指導の方針やいじめや不登校等の児童生徒の問題行動の現状について説明し、適切に情報提供を行い、家庭や地域の協力を得て対応できるようにします。

また、学校だけで抱え込むことなく、市総合教育センターや葛南教育事務所、警察等の関係機関と連携して、いじめ・不登校等の未然防止・解消に努めます。

イ 学校と市総合教育センターとの連携の充実

【継続：指導課】

学校と市総合教育センターの教育相談センターや適応指導教室（フレンドあいあい）の連携を充実させ、報告・連絡による情報の共有を図ることで不登校児童生徒への適切な対応に努め、不登校児童生徒の解消に努めます。

また、いじめ問題への早期発見・早期対応に努めます。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 10/45
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展	
施策(2)	特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展	
目 標	障がいのある子ども一人ひとりに配慮した特別支援教育を推進していきます。	
	成果指標	特別支援教育関連の研修会への参加者(全小中学校教員) 指標の求め方；参加者名簿を作成し算出する。
現 状 と 課 題	現在、一人一人の子どもを大切に考え、個に応じて適切に支援を講じようという特別支援教育の考え方に基づき、障がいを持った子どもに対し、一人一人のニーズに応じたきめ細かい支援が求められています。また、特別支援教育を必要とする児童・生徒の数も徐々に増えています。そのような状況の中、特別支援学級の子どもの効果的な支援を進めることと、通常の学級の中で学習に取り組んでいる障がいを有する子どもに対する、通常学級の中での支援を改善していくことも必要となっています。 各小中学校において、特別支援教育コーディネーターを中心に、特別な支援を有する子どもへの支援体制が整ってきました。また、特別支援教育関係の研修の充実も少しずつ図られてきております。しかし、市内全教員の意識、取り組みを見ると、特別支援教育担当者の専門性の向上と、全職員の特別支援教育に対する周知など、まだ課題が残っております。そして、「個別の教育支援計画」の取り組みについての共通認識についても課題と考えております。 特別支援学級において、障がいを有する子どもに支援を行う、特別支援学級担当者にとっては、個の障がいを適切に見取り、有効な支援や手立てを専門的に講じることができる力が必要です。また、通常の学級の担任にとっては、通常学級に在籍する子どもに、通常学級の中で障がいに対する手立てが講じられる状況を作ることのできる力が必要です。そのため、特別支援教育に対する専門的な知識を育成する特別支援学級対象の研修と、通常学級の担任に対する、幅広く基本的な特別支援教育に対する研修の、二つの側面の研修を深めていくことが大きな課題です。 特別支援学級担任に対しては、それぞれ担当する子どもに、より専門的な手立てが図れるように、「知的障がい指導法研修会」、「言語障がい・難聴指導法研修会」「自閉症、情緒障がい指導法研修会」と、障がい種別に研修を設けております。また、通常の学級担任に対しては、「通常学級担任対象事例研修会」を設け、また、校内の特別支援教育の推進役である、特別支援教育コーディネーターに対しては、「特別支援教育コーディネーター研修会」を行っております。それぞれの研修を年4回から、7回と充実させることで、市内の障がいを有するどの子が、いつでも適切な支援を受けることができるように、全ての教員に広く深い知識と技能が育成されるように推進しております。 一人一人の子どもに適切に対応していくために、学校全体で取り組んでいくことと、保護者や専門機関との連携を進めていくことが必要です。そのために、欠くことのできない「個別の教育支援計画」の作成を推進し、活用していくことが今後の大きな課題となります。また、「個別の教育支援計画」の作成方法や、計画書を通して引き継ぎなど、体制作りが求められます。 「個別の教育支援計画」を周知し、作成活用を通して、特別支援教育の充実が図れるように、「個別の教育支援計画」の作成・活用の研修を充実させます。また、「個別の教育支援計画」に関する連絡協議会等を設け、市内全体が「個別の教育支援計画」の充実に向かうように取り組んでまいります。	

小施策① 特別支援教育システムの整備

ア 特別支援教育の充実 【継続：指導課】

特別な支援を必要とする児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じた教育が受けられるように、研修を通して指導力の向上に努めます。

イ 専門的知識を有する教員の配置

【継続：学校教育課】

インクルーシブ教育システム構築のため、全ての教員は特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められます。現職教員については研修の受講等により専門性の向上に努めます。

小施策② 就学指導の改善・充実

ア 就学指導・相談体制の整備

【継続：総合教育センター】

乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、保護者を含め関係者が共通理解を深めることが重要です。保護者に寄り添い丁寧な就学相談の実施に努めます。また、就学に関するガイダンスを充実させます。

イ 校内委員会等の機能の充実

【継続：指導課】

校内支援体制の整備に向けて、特別支援教育コーディネーターを中心とした効果的な運用に努めます。校内委員会を中心として、関係機関の連携協力の体制を整備し、校内の特別支援教育についての理解や認識を深め、支援を必要とする子どもの早期発見・早期対応ができる体制作りに努めます。

小施策③ 通常学級に在籍する発達障がい児などに対する支援

ア 実態や指導状況の把握

【継続：指導課・総合教育センター】

学校訪問や、学校への相談を充実させて、学校現場との連携を深めることで、各学校での発達障がい有する子どもたちに対する支援を推進します。

イ 個別の指導計画など、対象児童生徒への対応

【継続：指導課・総合教育センター】

「個別の指導計画」の機能を備えた「個別的教育支援計画」の作成を推進し、一人一人の子どものニーズを捉え、個に応じた支援を確立します。

ウ 通級による指導の整備・充実

【継続：指導課】

通級による指導は、小学校では、東習志野小（言語・難聴・自閉症・情緒）、袖ヶ浦東小（言語・自閉症・情緒）、実花小（自閉症・情緒）、向山小（言語）、大久保東小（LD・ADHD等）の5校。中学校では、第二中（自閉症・情緒）、第三中（自閉症・情緒）、第四中（言語障がい、自閉症、情緒障がい）の3校で指導しています。各学校では、個別の指導や小集団の指導を通して、障がいの早期改善を図っています。担当教員を対象に年7回の研修会を実施し、その専門性を高めていきます。

小施策④ 特別支援教育の理解啓発の充実

ア 全ての教員を対象とした研修の充実

【継続：指導課】

多くの教員が専門的な知識を持ち、適切な指導・支援が行えるように研修会を実施します。「知的障がい指導法研修会（4回）」「言語・難聴指導法研修会（7回）」「自閉症・情緒障がい指導法研修会（7回）」「特別支援教育コーディネーター研修会（4回）」「通常学級担任研修会（4回）」に努めます。持管理に努めます。

イ 意図的・計画的な交流の推進

【継続：指導課】

特別支援学級と通常の学級の児童生徒が学校教育の一環として、活動を共にする交流は共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに多様性を尊重する心を育むことができます。より大きな成果を得るために、目的・意図を明確にした交流を推進します。

小施策⑤ 支援員・介助員の配置

ア 必要に応じた介助員の配置

【継続：指導課】

障がいのある児童生徒及び周りの児童生徒の安全確保のために、介助員を配置します。また、通常の学級に在籍する児童生徒へのサポートとして各校に介助員を配置します。介助員の資質向上のために、年間3回の研修会を開催します。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 11／45
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展		
施策(3)	教職員の資質・指導力の向上にむけた取り組みの進展		
目 標	子どもの「生きる力」を育むためには、学校の教育力の充実が欠かせません。その中核を担う教職員の資質・指導力の一層の向上を図るため、総合教育センターにおける教職員研修をさらに充実していきます。		
	成果指標	教職員が、資質・指導力の向上を図る各種研修会に積極的に参加し、研修の成果を実感できている。	
現 状 と 課 題	学校教育の担い手は、直接に児童・生徒の教育に携わる教職員が中心であります。「前教育基本計画」では、指導的立場の教職員には、学校運営への参画・若年層の指導・リーダーシップの育成を、若年層教職員には、「わかる授業」の実施・一人ひとりの児童や生徒の実態に応じた生徒指導・学校事務の適正な執行など、確かな指導力や態度、使命感の育成を目指した研修を行ってきました。 しかし、社会状況の大きな変化により、社会が学校教育に求めているものは、さらに高度に複雑になってきています。そのため教職員はより深い専門性と、教育に対する責任感、自らを律し努力できる意欲をこれまで以上に持たなければなりません。 そこで、これまでの教職経験や職務に応じた研修の充実を図るとともに、学校現場が充実するための課題やニーズに対応したより実践的な研修を実施し、職務に真摯に向かい、確かな指導力を持ち、自らも主体的に学ぶ教職員を育成し、学校教育の充実を図っていきます。		

小施策① 「授業力」と「児童・生徒にかかわる力」の向上

ア 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実を図る

【継続：総合教育センター】

若年層教職員に対しては「初期層教職員研修」等を通して教職員としての力量の向上を図ります。また指導的立場の教職員に対しては、その専門性を磨くとともに、学校全体の運営を高めるためのリーダーシップの育成を進めます。

イ 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修を推進する

【新規：総合教育センター】

児童・生徒のニーズに対応した教育相談や特別支援教育、情報活用力の育成を図るなど、教職現場の様々な課題に対応できる教職員の指導力向上を推進します。

ウ 習志野市への理解を深める研修の実践をすすめる

【新規：総合教育センター】

地域への愛着心を培うことは、社会を担う人材としての自覚を育むことにつながります。この充実をめざし、習志野市の自然・文化・環境等を学ぶ研修を行い、教職員の習志野市への理解を一層深め、地域を対象とした教育の充実を図ります。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 12/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	
施策(1)	確かな学力を保障する教育の推進【教育課題③】	
目 標	○一斉授業の指導力を高め、一人一人の児童生徒に「確かな学力」を身につけ、学力向上を図る教育を推進します。	
	成果指標	習志野市独自の学力テストの実施
現 状 と 課 題	習志野市の小学校及び中学校の児童生徒の結果は、小学校(国語・算数)中学校(国語・数学・英語)とも全国平均正答率を1.0～3.5ポイント上回り、基礎と活用においても全ての教科で0.9～5.6ポイント上回っていることが言えます。また、期待正答率(学習指導要領に示された内容について標準的な時間をかけて学んだ場合、正答できると期待した割合)から見てみると、基礎は上回っているものの活用が下回っているものがあることから、活用力の育成について課題が残ると言えます。	

小施策① 「確かな学力」向上のための教師の「授業力」の充実

ア わかる授業の推進 【継続：指導課】

一斉授業を基本とし、知識を教える授業から、思考し判断し表現するという言語活動の充実を図り、体験やコミュニケーションを重視した授業への転換を目指します。また、構造的な板書、ノート指導の充実を図り、ねらいを達成するための効果的な発問を重視して「わかる授業」を展開します。

これらを通して、生涯学び続けるための基礎・基本を身につけ、生きる力を培います。

イ 個に応じた指導の充実

【継続：指導課】

児童生徒の実態を的確に把握し、少人数指導やTTによる指導などを工夫し、児童生徒が個々の知識や技能、興味や関心に応じて学習を進めることができる個に応じたきめ細やかな指導を推進します。また、配慮を必要とする児童生徒への支援の推進に努めます。

ウ 柔軟な指導体制、指導方法の工夫【継続：指導課】

小・中学校の教員が互いに授業を見合える機会を設け、小・中学校の学びの連続性を推し進めます。小学校における「教科担任制」や「交換授業」等へのアプローチも積極的に実施します。「小・中・高連携授業」有効に活用し、小学校・中学校・高等学校の連携強化を図っていきます。

エ ICTの活用

【継続：指導課

・総合教育センター】

児童生徒は具体を通して理解を確実にします。児童にわかりやすい授業を行うためにパソコン、大型テレビやOHCなどのICT機器の効果的活用を図ります。図書室やインターネット等を活用した授業を展開し、児童生徒が情報を取捨選択しながら問題解決するような授業に努めます。

オ 指導と評価の一体化

【継続：指導課】

学習の過程を重視し、児童生徒のよさや可能性、進歩の状況を積極的に評価するように努めます。また、評価の結果に即して指導内容や指導方法を適切に修正していきます。児童生徒一人ひとりにきめ細かく対応できるよう指導と評価の一体化を推し進めていきます。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 13／45
基本方針 4	子どもの生きる力を育む教育の充実		
施策(2)	豊かな心を育む教育の一層の推進【教育課題④】		
目 標	○子どもが感動する豊かな体験活動を大切にし、道徳性や社会性を育成する「心の教育」を推進します。		
	成果指標	体験学習の実施率 道徳授業の公開回数 指標の求め方；各校の平成 25 年度末と 31 年度末の実施率・回数の比較	
お現 状 と 課 題	情報社会が進展し、都市化や少子化が進展することにより、子どもたちの自然とのかかわりや人との関わりが激減してきました。それに伴い、良好な人間関係がなかなか構築できず、いじめや自殺、不登校などを引き起こす場合もあり、大きな社会問題へと発展してきました。 前「基本計画」では、子どもたちに豊かな体験活動を充実させようと、富士吉田自然体験学習・鹿野山セカンドスクール等の自然体験学習、ごみ 0 運動、職場体験、夢仕事びったり体験などの社会体験学習を推進してきました。また、道徳を中心とした、人権教育の推進や芸術文化に触れる教育活動の充実を図ってまいりました。しかし、子どもたちの「心の教育」は今後もなお重要な課題の一つとなっております。 そこで、本「基本計画」では、これらの取り組みをさらに充実させると共に、引き続き、道徳教育の充実を図っていきます。		

小施策① 豊かな体験活動の充実

ア 自然体験活動の充実

【継続：指導課・学校教育課】

小学校の「鹿野山セカンドスクール」や中学校の「富士吉田自然体験学習」などの活動内容の改善を図り、友達と協力する喜びややり遂げる喜びなど感動あふれる体験活動を支援します。

イ ボランティア活動・社会体験活動の推進【継続：指導課】

「ごみ 0 運動」や「花いっぱい運動」「ジュニア防犯隊」などの取り組みに参加を促したり、「夢・仕事びったり体験」や職場体験の充実を図ったりして、児童生徒の豊かな人間性を育てていきます。

ウ 幼・保・こ・小・中連携による

異年齢交流の推進【継続：指導課】

幼・こ・保・小関連研修を充実させ、小学校と幼稚園・保育所との交流や中学校家庭科による保育体験学習等、異年齢交流学習を通して思いやりの心を育み、人間関係を築く力の基礎を培う教育を推進します。

エ 農作業などの生産物やそれを生み

出す労働に感謝する心の育成【継続：指導課】

「食育基本法」の制定に伴い、食育の指導が実施されています。今後も給食の時間をはじめ、特別活動、総合的な学習の時間等を通して、食育の充実を図ります。

小施策② 豊かな心を育てる道徳教育の充実

ア 道徳教育推進教師を中心とした

校内組織の充実【新規：指導課】

道徳教育推進教師の役割を明確にし、学校全体で進める道徳教育の一層の充実に努めます。

道徳教育推進教師を中心に、道徳教育の指導体制の充実を図り、全教職員が協力して道徳教育を推進します。

イ 読み物資料・映像資料等の指導教材の整備【新規：指導課】

千葉県教育委員会で作成した「映像教材」や「心豊かに」の積極的活用を図り、要としての道徳の時間を充実させます。保護者や地域住民が視聴し、共に考える機会を設けるなど、学校と家庭、地域が連携し、子どもたちの道徳性の向上を図るための有効活用の啓発をします。

学校教育の向上

ウ 地域ぐるみの道徳的実践活動活 の推進

【新規：指導課】

学校と家庭・地域とが連携して、あいさつ運動やゴミ拾い活動等を実施し、児童生徒の道徳心を育てていきます。

小施策③ 人を思いやり、命を大切にする人権教育の充実

ア 学校人権教育の充実

【継続：指導課】

いじめや自殺の早期解消、未然防止に向けて、県の研修事業等に取り組み、自他を尊重する教育を推進して、児童生徒の人権意識を醸成していきます。

イ 研修の充実【継続：指導課】

教職員の人権意識を高めるとともに、資質向上のため、千葉県教育委員会研修事業との連携によりリーダー層の育成を図ります。

また、人権教育にかかわる校内研修への支援を通して、教職員研修を充実し、教職員の醸成と実践力の向上に努めます。

小施策④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進

ア 芸術文化活動の開催と積極的な支援

【継続：指導課】

幼稚園・こども園・小学校・中学校の幼児児童生徒の参加・出品による芸術文化活動を積極的に推進しています。科学工夫論文展、読書感想文審査会、英語発表会、総合教育展覧会、小中書初展覧会、芸術鑑賞教室の開催や「文集ならしの」「ならしの“こども美術館”」の発行により、幼児児童生徒の豊かな情操を育てます。

イ 「音楽のまち習志野」ならではの 芸術・情操教育の推進

【継続：指導課・学校教育課】

吹奏楽や管弦楽の基盤づくりとなる管楽器講座を継続して実施します。また、習志野文化ホールを活用した各学校の合唱コンクールや音楽発表会への支援、小中音楽会の開催などを通して「音楽のまち習志野」ならではの、芸術振興・情操教育を推進します。

ウ 音楽を通じた情操教育のため の支援

【継続：学校教育課】

「小中音楽会」「ならしの学校音楽祭」の発表の場として習志野文化ホールを使用する場合に、送迎用のバスを配車したり、使用料の補助をしたりします。音楽活動を中心とした芸術文化活動を支援して児童生徒の豊かな情操の育成を図ります。

政策Ⅰ	子どもがいきいきと学ぶ教育の創造	施策番号 14/45
基本方針4	子どもが生きる力を育む教育の充実	
施策(3)	健やかな体を育む教育の推進【教育課題⑤】	
目 標	○生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成と体力の向上 ○健康で安全な生活を営むことのできる実践力の育成	
	成果指標	○体力・運動能力テスト 全学年及び全種目の市平均＞県平均 ○市内全小中学校における救急救命講座の実施 指標の求め方；年度末における体力・運動能力テスト結果の比較 各学校への救急救命講座実施アンケートによる調査
現 状 と 課 題	これまで、前「基本計画」のもと、各学校の学校保健委員会と地域が連携した取り組みが機能し、「朝食ぬき」の児童生徒が減少するとともに、市内全小中学校で薬物防止教室を実施し、健康への自己管理能力の基礎づくりを目指した取り組みが行われました。 また、体育・保健体育学習の充実に向けた取り組みにより、平成22年度以降、本市小中学生の体力・運動能力の全体平均は県平均よりも上回り、運動能力証合格者数も年々増加し、平成24年度の合格率は小学校で34%、中学校で35%となりました。 その反面、運動習慣の二極化や集団で遊ぶ子どもの減少、課題のある体力の現われ、コミュニケーション作りが苦手な子どもの増加等、課題が浮き彫りになってきました。 健康・安全面でも、自転車乗車中の交通事故による被害者・加害者の増加、感染症に対する予防等、児童生徒の危機管理能力・自己管理能力の育成が課題となっております。 こうした現状を踏まえ、学校における健康教育では、心身の健康の保持増進のための保健教育と、自他の生命尊重を基盤とした安全能力の育成等を図るための安全教育を推進し、相互に連携させながら、望ましい生活習慣や自らの健康・安全を管理できる能力を育成に努めてまいります。 一方、平成25年度までに順次適用された、小・中・高等学校の新しい学習指導要領では、心と体をより一体としてとらえ、心身の調和的発達を図ることが重要であると明確に示されています。そこでは、各学校段階の接続及び発達段階に応じて指導内容の体系化が図られ、特に、小学校・中学校・高等学校の12年間の発達段階を次のように3つの段階に整理しています。 ・小学1年生から小学4年生 「各種の運動の基礎を培う時期」 ・小学5年生から中学2年生 「多くの領域の学習を経験する時期」 ・中学3年生から高校3年生 「卒業後に少なくとも一つのスポーツを継続することができるようにする時期」 学校体育では、授業や部活動、体育的行事等、学校の教育活動全体を通じて、子どもの発達段階及び各学校段階（上記3つの段階）に合った指導を効果的・計画的に推進し、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育ててまいります。	

小施策① 学校と家庭・地域が連携した健康・安全教育の推進

ア 学校保健委員会の活性化

【継続：指導課・学校教育課】

近年、都市化、少子高齢化、情報化などによる社会環境や生活様式の急激な変化により、児童生徒の心身両面にわたる様々な健康上の問題が起っており、柔軟な対応や健康教育の充実が求められています。

そのために、各校の学校保健委員会の一層の活性化、教育相談部会等の校内における連携・協力体制を整備し、学校と家庭・地域を結ぶ組織としての機能充実を図り、児童生徒の健康の保持増進のための実践力の育成に努めます。

イ 薬物乱用防止教育、生・性・エイズ教育の充実

【継続：指導課・学校教育課】

児童生徒が健康と薬物乱用や喫煙との関わりについて早い時期から認識し、自らの健康を害する行為をしないという態度を養うことが大切です。

また、児童生徒の発達段階に応じて、「自他の命を大切にできる」心の教育が大切です。

各校において、専門家による薬物乱用防止教室（喫煙も含む）の実施や、医薬品の正しい利用の仕方、生・性を主体的に考え、正しく行動できる児童生徒を育成します。

ウ 救急救命講座実施の奨励

【新規：指導課・学校教育課】

交通事故や運動部活動等における事故発生時の救急救命を含めた初期対応の教育の充実が求められています。

市内全中学校では、消防署の協力を得て救急救命講座を実施しています。今後継続していくとともに、小学校における救急救命講座実施の奨励に努めます。

エ 交通安全教育の充実

【新規：指導課・学校教育課】

児童生徒の交通事故は、自転車乗車中のものが全体の半数以上を占め、近年では被害者だけでなく、加害者にもなるケースが増えています。

各校において家庭・地域と連携を図り、実技講習や体験を交えた交通安全教室を実施するなど、児童生徒や地域の実状に合った交通安全教育を充実させ、危険回避能力の育成に努めます。

小施策② 学校体育の充実

ア 体育・保健体育学習の充実

【継続：指導課】

平成24年度までに新しく適用された学習指導要領に示す基礎的・基本的な学習内容を、児童生徒の発達段階に応じて確実に身に付けさせることができるよう計画的に指導し、「生涯にわたる豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成」に努めます。

また、指導と評価の一体化を目指した授業を心がけ、児童生徒の能力・適正・興味・関心等に応じて運動の楽しさや喜びを味わい、自らの運動の課題を自ら考え工夫しながら解決していくことのできる学習指導の充実に努めます。

イ 体力・運動能力の向上

【継続：指導課】

児童生徒の体力や運動能力の向上を目指して、体力・運動能力テストの結果を活用し、体育・保健体育の授業、学校行事、業間体育、運動部活動等の身体を動かす場や機会の拡充と発達段階に応じた指導に努めます。

また、各校の体力向上推進組織の活性化を図り、運動に親しむ習慣の育成と、バランスのある体力・運動能力の向上に努めます。

ウ 運動・スポーツ活動の活性化

【継続：指導課】

運動部活動を充実するため、運動部活動外部指導者活用事業（スポーツエキスパート推進事業）を活用し、スポーツの楽しさや達成感を体験する機会を豊かにし、各種大会への出場推奨し、活性化に努めます。

また、近隣の学校や小中学校体育連盟、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体との連携を推進し、活性化に努めます。

エ 「遊・友スポーツランキングちば」参加の奨励

【新規：指導課】

千葉県教育委員会が、本県の児童生徒の体力向上と社会性の育成を目的として実施している『いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」』への参加を、小学校陸上競技大会の縄跳び大会をはじめ、各学校の授業や体育的行事、業間体育を通して奨励し、児童生徒の積極的な外遊びや運動習慣の育成を推進します。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 15／45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実		
施策(4)	食育の充実と安全・安心な学校給食の実施		
目 標	●栄養教諭や栄養職員による食に関する指導の充実を図り、健全な食習慣の育成を促すとともに、給食食材の安全確保を図り、安全・安心な学校給食を実施していきます。		
	成果指標	朝食の喫食率 平成24年度 92％⇒平成32年度 98％	
現 状 と 課 題	市内の小・中学校においては、「食育推進基本計画」に基づき、家庭科や総合的な学習の時間に担任と栄養教諭・栄養職員が連携して「食に関する授業」を実施し、子どもたちが健全な食習慣を身に付けられるよう取り組んできました。また、基本的な生活習慣の定着に向け、保護者や地域と連携し、「早寝早起き朝ごはん」を推進してきました。		
	また、市内の全中学校において学校給食が単独校化されるとともに、「地元野菜」の導入拡大や食器の計画的更新を進めてきました。 しかし、依然として児童・生徒の生活習慣は、夜型から脱却できず、朝食の欠食やイライラ感を訴える子どもが少なくない状況です。さらに、平成23年に発生した東日本大震災に伴う東京電力の放射能漏れ事故により、保護者は学校給食に使用する食材の安全性に対して不安をかかえており、学校給食に対してより一層の安全性が求められてきています。 このような課題を踏まえ、現在実施している授業での「食に関する指導」に加えて栄養教諭・栄養職員と教職員が連携した食育、学校・家庭・地域が連携した食育の取組を推進していきます。 また、生産者の顔が見える安心な食材としての「地元野菜」の継続的な導入を進めるとともに、平成24年度9月に作成した「学校給食における危機管理マニュアル」を遵守した安全衛生管理の徹底に努め、今後も安全・安心な学校給食の実施を目指します。		

小施策① 食育の充実

ア 栄養教諭や栄養職員による食育の授業の実施【継続：学校教育課】

栄養教諭や栄養職員が家庭科や特別活動の時間に、食品の栄養に関することや食料の生産・流通・消費に関すること、食事のマナーに関することなどの授業を実施していきます。

また、学級担任や教科担任、養護教諭と連携した授業を実施し、より効果的な食育の推進を図ります。

イ 食育関係職員研修会の実施【継続：学校教育課】

給食指導主任に加えて、養護教諭等の食育関係職員を対象とした食に関する研修会を実施し、学校全体で食育の推進を図ります。

ウ 給食時間における食育の実施【継続：学校教育課】

栄養教諭・栄養職員が給食時間に放送で流す給食についての一口メモを作ったり、各学級を巡回して、偏食の矯正や食事のマナーについての指導などの食育を実施します。

エ 保護者や地域との連携 【継続：学校教育課】

保護者向けの給食だよりを配布して、子どもたちの給食の現状を知らせるとともに、家庭における食育について、家庭教育学級や講演会への保護者の参加を通して周知し、学校と家庭が連携した食育を推進します。

さらに、子どもを取り巻く地域の方々との交流を図り、学校・家庭・地域が連携した食育を進めていきます。

小施策② 地産地消の推進

ア 新たな地元野菜の導入

【継続：学校教育課】

平成17年度から実施している「キャロット計画」により、地元農家との連携が図れ、安定的な供給が可能となりました。

今後も新たな地元野菜の導入に向けて取り組んでいきます。

小施策③ 衛生管理の徹底

ア 学校給食における危機管理、マニュアルを遵守した衛生管理の徹底 【継続：学校教育課】

平成24年度に作成した「学校給食における危機管理マニュアル」を遵守して、給食食材の安全管理や給食調理における衛生管理の徹底を図ります。

また、食器の定期的な更新を行い、安全で衛生的な食器を使用します。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 16／45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実		
施策(5)	特色ある学校づくりの進展		
目 標	○各学校が児童生徒や地域の実態等を十分踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開することにより、生きる力をはぐくむ教育を推進します。		
	成果指標	自校の校内研究における指導主事訪問の回数 地域人材及び地域教材を活用した授業の回数	
現 状 と 課 題	多くの学校が自校の実態を踏まえ、地域の教育力を生かした特色ある学校づくりを推進し、自主研究を進めています。それらをより一層充実したものにするために、その研究の一端を広く公開することにより成果と課題を明確にし、より研究の深まりを目指しています。各学校の特色ある取り組みが充実したものになるよう物的、質的な援助をしていきます。		

小施策① 各校の伝統の継承とその特性を生かす教育の推進

ア 特色ある学校づくり推進事業 【継続：指導課】

各学校の自主研究及び市指定校の特定の課題に対する研究を支援し、推進していきます。それぞれの学校の特色ある研究に対して、指導主事が学校を訪問し、「わかる授業」が学校の実態に応じた形で展開されるよう指導・助言を行います。

イ 地域の教育環境を生かした教材の開発【継続：指導課】

地域の特色を生かし、その地域にある素材を教材化して授業を構成したり、家庭・地域の優れた人材を授業の中に取り入れたりして、児童生徒の学びを豊かなものにし、人間関係形成能力を育んでいきます。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 17／45
基本方針5	子どもを未来へつなげる多様な教育の展開		
施策(1)	「思考力、判断力、表現力」を伸ばす教育の展開		
目 標	○基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視し、言語活動の充実を図ることにより思考力、判断力、表現力を伸ばす教育を推し進めます。		
	成果指標	習志野市独自の学力テストの実施	
現 状 と 課 題	学習指導要領においては作業的、体験的な学習や問題解決的な学習を一層充実させることにより、学習や生活の基盤となる知識・技能を習得させるとともに、それらを活用して学習していくことが求められている。言語活動を充実させ、問題解決的な学習を改善し、児童生徒が主体的に問題解決し、考えたことを自分の言葉でまとめ伝えあうことによりお互いの考えを深めていく学習の充実を図ることに課題があります。		

小施策① 授業形態・指導方法の改善

ア 問題解決学習的な学習の改善 【新規：指導課】

日々の授業の中で主体的な学習を通して、思考力、判断力、表現力等の能力を身に付けさせる「問題解決的な学習」に努めます。
各学校での実践の積み重ねから、よりよい学習過程を工夫していき児童生徒が相互に関わり合い学びあう活動の充実を図ります。

イ 言語活動の充実【新規：指導課】

国語科で培った能力を基本に、それぞれの教科等の目標を実現する手立てとして、言語活動を充実させていきます。教科の特性を生かして、調べ学習・観察・実験・レポート作成、話し合い活動や発表等の学習活動を通して、言語に関する興味関心を高めます。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 18／45
基本方針5	子どもを未来へつなげる多様な教育の展開		
施策(2)	国際化社会に生きる資質・能力を培う教育の展開		
目 標	○子どもたちが、個々にしっかりとした意志を持ち、現代社会を生き抜く力を身につけるようにします。		
	成果指標	中学校職場体験・インターンシップの実態状況調査及び小学校キャリア教育に関する実施状況調査	
現 状 と 課 題	情報化等が進展し、現代はまさに国際化社会と言える一方、自らの将来の目標が持てずに、フリーターやニート、ひきこもりになってしまう若者が少なくありません。そうした中、前「基本計画」のキャリア教育においては、職場体験や進路指導に焦点を当てて勤労観・職業観を養うものとしてきました。 本「基本計画」では、自己の生き方を決定する能力をさらに習得させるために、キャリア教育で育成する能力を基礎的汎用的能力として、全教育活動を通じてそれぞれの能力を育成するようにします。その上での進路指導を施していくようにします。 さらには、めまぐるしく変動する国際社会に適応できるように、情報機器の正しい活用ができるようにしていきます。		

小施策① キャリア教育の充実

ア 基礎的・汎用的能力の育成

【新規：指導課】

児童生徒が激動する社会を力強く生き抜いていくために必要な人間関係形成能力、社会形成能力、自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力を学校の教育活動全般を通して指導するよう指導・助言していきます。

イ 自己の生き方を考える教育の推進

【継続：指導課】

児童生徒が地域住民や卒業生などのふれあいや偉人、有名人に触れる学習を通し、自らの生き方を考える教育活動を推進します。

ウ 個に応じた進路指導の充実

【継続：指導課】

生徒一人ひとりの進路目標を重視した指導が展開されるよう、進路情報の提供、ガイダンス機能や進路相談の充実など、きめ細かな進路指導の推進を指導・助言していきます。

小施策② 情報教育の充実

ア ICT等の有効活用による「わかる授業」の推進

【継続：指導課・総合教育センター】

日々進展する情報化に対応した実践的な研修により、教員のICT機器等の活用力を育成し、「わかる授業」の実践を推進します。同時に、児童・生徒の情報活用能力を育成します。「ICT活用」「パソコン基礎実技」等の各研修の実施及び情報教育担当職員の学校訪問による支援を行います。

イ インターネットの効果的活用と情報

モラル教育の推進 【継続：指導課】

必要な情報を主体的に判断し、受け手の状況などを踏まえて発信できる能力を育成するとともに、小・中学校で発達段階に応じた系統的な情報モラル教育を推進します。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 19/45
基本方針5	子どもを未来へつなげる多様な教育の展開	
施策(3)	安心安全を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開	
目 標	各学校の実態に応じた災害安全・生活安全における安全管理マニュアルを作成するとともに、交通安全も含めた三領域について地域住民とともに学習会または訓練を推進し、自助・共助の精神を養う。	
成果指標	地域と連携した避難訓練・安全教室を実施する小中学校の割合 100% (連携の内容は、学校の実態や地域の状況に応じる)	
現 状 と 課 題	防災・防犯教育については、学校の実態に応じた防災計画を作成し、様々な場面を想定した防災・防犯訓練を実施してきました。しかし平成23年3月の東日本大震災において、海浜地区では想定していなかった液状化被害が起こり、各校の地震対応マニュアルを早急に修正する必要に迫られました。各校では地域性を生かしつつ、国・県の想定とも整合性をとるような地震対応マニュアルを作成しています。今後は市の危機管理課とも連携し、地域住民と協力した避難対応ができるようにするなど、地震対応マニュアルをより現実的で具体的なものに改訂していきます。そして地震対応を含めた防災計画に基づく、避難訓練及び防災教育を推進していきます。 また24年度は全国で通学途中の児童の死亡事故が相次ぎました。本市でも児童・生徒の交通事故発生件数は22年度は減少したものの、以降は微増の状況にあります。各校で開催する交通安全教室は、平成18年度は84%の開催率でありましたが、平成22年度以降100%開催しています。引き続き各校の実態に合わせた交通安全教室を開催し、内容の充実に努め、交通安全教育を推進していきます。さらに通学路の安全確保も喫緊の課題であることから、通学路の安全点検については十分に調査を行い、改善要望のあった箇所には確実に対応していきます。	

小施策① 安全管理の徹底

ア 対応マニュアルによる防災・防犯訓練の実施

【継続：学校教育課】

3.11以降の新地震対応マニュアル・不審者対応マニュアル等を作成し、防災・防犯訓練を実施します。また、市や地域と連携した訓練を行うことにより、子どもたちの安全・安心の確保に努めます。

イ 教職員の役割分担の明確化

【継続：学校教育課】

学校における、安全管理体制及び防災・防犯体制を整備し、機能させるためには、職員の役割分担の明確化が必要になります。

有事の際の児童生徒引き渡しや授業時以外の職員参集計画などを整備し、役割分担を整備します。

小施策② 安全教育の推進

ア 生活安全教育の実施

【継続：学校教育課】

学校における安全教育は、学級活動の時間を中心に、教育活動全体を通して、計画的に実施されるものです。子どもたちが、自分の身は自分で守れるように、体験的な学習を充実させ、危険予知・危険回避能力を身につけさせます。

イ 災害安全教育の実施

【継続：学校教育課】

東日本大震災後、各校で改訂した地震対応マニュアルに基づき、計画的に避難訓練を行っています。また、各教科や特別活動等の中で、身近な自然や環境を理解する学習や、有識者の講話を聞く学習などを取り入れ、減災・自助・共助の精神を養う教育を充実させていきます。

ウ 交通安全教育の実施

【継続：学校教育課】

交通事故が後を絶たない状況下で、交通安全教育は、日々欠かすことのできないものです。安全マップのさらなる改善・有効活用や、実地調査・実技指導をもとに、実践的な交通安全教育を実施します。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 20／45
基本方針 6	魅力ある市立高校づくり		
施策(1)	多様な高校教育の一層の展開		
目 標	生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した学校教育の展開により、創造性豊かな人材を育成します		
	成果指標	平成 31 年度末の学校への満足度を平成 24 年度末より 5 %向上させる。 指標の求め方；生徒による学校評価の平均を比較する。	
現 状 と 課 題	創造性豊かな人材を育成するために、生徒・保護者のニーズに対応した多様な学校教育の展開を図りました。また高度情報通信ネットワーク社会に対応するため、校内 LAN を整備しました。さらに、知・徳・体のバランスのとれた力の育成、正しい勤労観をもって将来の設計をおこなう力の育成に努めるとともに、海外英語研修、インターネットを活用した情報教育など、国際化や情報化、価値観の多様化等、社会の変化に対応した教育活動を進めてきました。市立の高等学校として、部活動を始めとする市民からの習志野高校への期待はたいへん大きいものがあります。 今後も、変化の激しい社会をたくましく、創造性豊かに生きる人材の育成をめざして、文武両道の精神に基づく教育を強力に推進します。 学力の一層の向上、授業の充実、自らキャリアプランを立て継続的に学習できる力の育成に向けて、シラバスの有効活用、習熟度別授業やティーム・ティーチングの充実、選択授業の一層の拡大、文理類型分けによる適正な指導強化、校内 LAN を活用した授業の展開など、生徒のニーズに対応できる指導方法の工夫・改善を進めます。 また、生徒の生きる力を育成するため、キャリア教育の一層の推進、地域の協力を得た体験的学習、生徒・保護者・学校の三位一体による進路学習を展開します。 また、これまで、スクールカウンセラーの配置など多様な生徒に対応する体制を整備してきましたが、さらにきめ細かな教育相談の充実を図るとともに、いじめ問題の未然防止・早期解消に向けた取り組みを進めていきます。 校務処理の効率化を図って教師が生徒に向き合う環境の整備に努め、あわせて、教職員に対する研修を充実させます 部活動に対する市民の期待は大きく、また、部活動を通して礼儀を身に付け、目標達成に向けて粘り強く心身の鍛錬を図っていくことは、生徒の人間形成のにとって重要であることから、今後も部活動を奨励し、人的・物的支援体制を整え、生徒の夢や目標の実現を支援します。		

小施策① 教科指導法の工夫改善

ア 授業計画と評価(シラバス)の作成と活用

【継続：習志野高校 学校教育課】

シラバスは、生徒及び保護者に対し、1年間の各科目の授業がどのように行われるか、どのように評価されるのか、授業を受ける心構えなどを示すものです。シラバスを有効に活用しながら、自ら学習目標を設定し、授業に主体的に取り組む生徒を育成します。

イ 習熟度別授業の実施

【継続：習志野高校 学校教育課】

習熟度別のクラス編成を行い、個々の生徒の状況を的確に把握して、学習活動を支援することができる体制を整備します。主として、1学年及び2学年での数学・英語、商業科目などで実施します。

ウ ティームティーチングによる指導

【継続：習志野高校 学校教育課】

一つの授業に複数の教員を配置し、教員一人に対する生徒の数が減らして、個々の生徒の状況を的確に把握できるようにします。主として理科の実験、情報や商業科目の実習などで実施し、個性を生かした学習活動を展開します。

エ 選択授業を多く取り入れた教育課程の実施

【継続：習志野高校 学校教育課】

教育課程とは、生徒が3年間にどのような教科・科目を、どのような順番で学習していくかを示したものです。生徒が自分で選ぶ選択科目の多様化を図り、興味関心や進路希望に合わせた学習を進め、目標を達成できるよう支援します。

学校教育の向上

オ 文・理類型分けによる適正な指導の強化

【新規：習志野高校 学校教育課】

第3学年では、生徒の文系・理系別の進路希望に対応した適正な指導を行い、生徒が進路を切り開いていけるよう支援します。

小施策② 進路指導の充実

ア 進路目標に合わせた課題設定

【継続：習志野高校 学校教育課】

1・2年生を対象に、職場訪問による体験学習、上級学校の見学等を実施します。

また、主に3年生を対象に、「働くことの意味」「勉強法」「入試形態について」等について、深い知識を持たせ、自分の進路について深く考えさせ、充実した人生を送るために何が必要かを理解させていくことを目指します。

イ 進路ガイダンスの充実

【継続：習志野高校 学校教育課】

生徒の的確なキャリアプランの創造のために、ロングホームルームや総合的な学習の時間、受験対策講座を活用し、キャリア学習を深めます。

また、多くの大学や短期大学、専門学校等を招いた進路ガイダンス実施や、職業人との対話の機会を設けるなど、生徒の求める多様なキャリアプランに対応する取り組みを強化します。

ウ 保護者への進路指導 【継続：習志野高校 学校教育課】

社会の変化に伴い、生徒のキャリアに対する価値観や社会の求める人物像が著しく変化しています。保護者もこの変化を受け止めるとともに、子どもの的確なキャリアプラン創造のための支援をしていく必要があります。そのために保護者を対象とした外部講師による講演会や大学、短期大学の視察などの研修を実施します。

小施策③ 体系的・系統的キャリア教育の充実

ア 職場訪問や体験活動の実施

【継続：習志野高校 学校教育課】

職場体験やインターンシップ、企業・上級学校見学、ボランティア等の体験的な活動に取り組みます。これらを通して、自らの適性を発見させ、社会や職業についての理解をえ深めさせ、好ましい勤労観や職業観の形成を図っていきます。また、専門的知識をもつ外部講師を招聘し、幅広い知識の習得を目指します。

イ 市内及び近隣大学等との連携の強化

【継続：習志野高校 学校教育課】

習志野市内及び近隣にある大学等との連携を深めることにより、生徒が主体となって学問的興味関心を高め、自己研鑽する方法を学び、望ましいキャリアの構築ができるようにします。

小施策④ 国際理解教育の充実

ア 異文化交流の実施

【継続：習志野高校 学校教育課】

外国人留学生・研修生や外国の青少年訪問団等と積極的にスポーツ・文化交流を推進し、国際理解を深めていきます。

小施策⑤ 情報教育の充実

ア コンピュータやインターネットを活用した授業の推進

【継続：習志野高校 学校教育課】

各教室や特別教室からインターネットへ接続するための校内LANの整備がある程度完了したので、高度情報通信ネットワーク社会に対応した授業を推進します。

小施策⑥ 部活動支援体制の充実

ア 部活動の活性化

【継続：習志野高校 学校教育課】

生徒の競技力・技能を向上させるために施設・設備の拡充に努めます。

また、部活動の活性化をはかるために、専門的知識や技能をもった指導力のある人材を積極的に配置します。

さらには、指導者の技術力の向上と医学的知識の習得のために各種団体の研修会等に積極的に参加します。

小施策⑦ 教育機関としての魅力の創造

ア 卒業生ネットワークの構築と起業家教育の推進

【継続：習志野高校 学校教育課】

市内在住の卒業生が多いことを生かし、学校教育に参加してもらうことにより、学校諸活動の活性化を目指します。

また、起業家支援対策として、地域の企業起業家との交流深め、地域に根ざした市立高等学校の魅力を引き出します。

小施策⑧ 教育相談体制づくり

ア 教育相談体制の一層の充実 【継続：習志野高校 学校教育課】

多様な生徒に対応するために、生徒の人間関係の把握のため、いじめの等に関するアンケート等を実施して、生徒の抱える課題の早期発見に努めます。さらに、教育相談連絡会議を定期的に開催し、関係教職員、スクールカウンセラーが情報交換と共通理解を図り、保護者や外部機関とも連携して、組織的に対応できる体制を確立し、多様な生徒一人ひとりにきめ細かく適切に対応します。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 21／45
基本方針 6	魅力ある市立高校づくり		
施策(2)	地域や社会に開かれた高校づくりの推進		
目 標	豊かな人材を活用して、地域や社会に学校を開き、地域の核となる高校づくりを推進します。		
	成果指標	平成 31 年度末の学校への満足度を平成 24 年度末より 5 %向上させる。 指標の求め方；保護者・地域住民による学校評価の平均を比較する。	
現 状 と 課 題	習志野高校では、“習志野の王冠たれ”という学校創立時の精神のもと、文武両道を掲げ、吹奏楽や運動系の部活動で全国レベルの輝かしい成果をあげて習志野の名を全国に轟かせるとともに、社会のあらゆる分野に多くの人材を輩出してきました。 今後も生徒一人ひとりの自己実現を支援していく取り組みに一層力を入れていくとともに、まちづくりの一翼を担う「市民の高校」として、市民の生活、意識の中により一層浸透していく魅力ある市立高校づくりが求められています。 そこで、地域社会に開かれた学校づくりを推進するために、地域社会に学校の施設や人材を積極的に開放・派遣する中で、学校評議員や地域・保護者の評価・意見を積極的に取り入れた学校運営を推進し、より一層、教育力の向上を目指します。 前「教育基本計画」では、市内小・中学校との交流をより深め、現代の子供たちに対する共通理解を異校種間で図ることを課題としました。 市立高校としての特性を十分に生かすために、地域社会に学校の施設や人材を積極的に開放・派遣し、インターンシップや外部講師による学習会等手法を取り入れて市民と協働して教育活動にあたるなど、の創意工夫を凝らした学校づくりが求められています。開かれた学校づくりの一環として、市内の小・中学校との交流をより深め、授業を始め学校公開を積極的に行うことで魅力ある習志野高校をアピールするほか、地域社会に学校の施設を開放し、人材を派遣します。また、地域への生徒のボランティア活動を積極的に行います。		

小施策① 小中高連携

ア 近隣の小学校との相互交流（授業公開の実施と職員交流）

【継続：習志野高校 学校教育課】

学校行事や授業公開、施設開放等を通して、近隣の小・中学校の児童生徒、PTA、教職員との交流を積極的に推進し、小・中・高等学校相互の理解を深めるとともに、教職員の研修の場とします。

イ 学校説明会や体験入学、部活動を通じた小・中学生との交流

【継続：習志野高校 学校教育課】

学校行事開催日時については、地域や学校関係者へ情報を伝えます。中学生対象の学校説明会では、専門教員による商業文書デザインなど、コンピュータの体験授業を行います。

また、吹奏楽部員による小学生・中学生への演奏技術の指導を通して、高等学校の専門性を生かした魅力ある交流を一層進めていきます。

小施策② 地域人材の活用

ア 地域への学習の場の提供

【継続：習志野高校 学校教育課】

情報処理室は、「習志野市民カレッジ」のコンピュータ講座に、また、音楽ホールは、地域の小学生や中学生、県内の高校生の各種コンクール会場として活用されています。

イ 外部講師活用や就業体験等の充実

【継続：習志野高校 学校教育課】

市立高等学校であることを最大限利用し、行政機関や事業所と連携を取りながら、就業体験を行い、望ましいキャリアの考え方を身に付けさせていくことを目指します。

また、事業所の責任者等を学校に招き、「世の中のこと」を学ぶ機会を設定し、生徒と交流する機会の設定に努め、社会性に富んだ人材を育成します

小施策③ 学校施設の開放

ア 施設の開放

【継続：習志野高校 学校教育課】

市民の誰もがいつでも、どこでもスポーツや文化にたしむことができるように、可能な限り学校施設を開放します。

また、スポーツ・健康教育を支えていくための人材の底辺拡大に貢献するために、部活動を中心として、地域との交流を深めます。

小施策④ 地域ボランティア活動の充実

ア NPOや任意団体等との連携

【継続：習志野高校 学校教育課】

生徒会やJRC(青少年赤十字)同好会の生徒が中心となって、日本赤十字社千葉県支部主催のボランティア活動等に積極的に参加していきます。また、異校種との交流により地域との関係を深めます。

さらに、市主催行事や福祉コンサートへの参加、福祉施設への訪問や地域清掃活動の実施等を通して、思いやりの心を育成します。

小施策⑤ 外部評価の実施

ア 学校評価システムの効果的な運用

【継続：習志野高校 学校教育課】

保護者や地域住民の信頼に応じて家庭や地域と連携協力していくために、本校及び近隣の小・中・高等学校のPTAや「学校評議員協議会」等を通して、学校の情報公開を推進し、説明責任を果たします。

また、外部評価を実施し、その結果について、検討・公表し、教職員の意識改革や資質の向上を図り、開かれた学校を目指します。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 22／45
基本方針7	社会教育の充実	
施策(1)	学習機会の充実	
目 標	目的や志向に応じた学習ができる機会を提供します。	
	成果指標	①公民館の主催事業 ②図書館の図書貸出冊数 指標の求め方；①公民館事業の開催回数、参加者数 ②図書の貸出冊数
現 状 と 課 題	国際化や情報化などの進展に伴い、人々の学習に対する関心が高まり、ニーズも多様化・高度化する傾向を示しています。 このような社会情勢の中で、市民一人一人が自立した社会生活を営むうえで、必要な知識・技能等を習得・更新し、伸ばすことができるよう、目的や志向に応じて学習することができる機会を提供していかなければなりません。 これまで、学習機会の提供として市民の学校である市民カレッジの充実を図るとともに、公民館では市民が自主的に企画する講座の実施、さらに図書館ではインターネットを活用した資料検索や予約システムの構築、開館日の拡大を実施してきました。 しかし、市民の生活状況は刻々と変化しており、それぞれのライフスタイルに応じた学習機会の提供を求める声は依然高いものがあります。 その反面、行財政改革の観点から公共サービスに対する民間活力の導入や、市民との協働など、これまで行政が公的に提供してきたサービスに代わり、市民が自らその役割を果たす状況が増えていくと考えられます。 したがって、本基本計画では引き続き乳幼児から高齢者まで全ての市民の生活文化を高めるために、地域と連携したより多様な学習機会の提供に努めてまいります。	

小施策① 多様な学習機会の提供

ア 公民館の実施する講座の充実 【継続：公民館】

子どもから高齢者まであらゆる世代の学習ニーズに対応した公民館講座を企画し、実施します。

イ 図書館資料の充実 【継続：図書館】

引き続き、市民ニーズに基づく資料整備に努めるとともに、情報化社会の進展に伴う新たな資料形態にも対応できるよう図書館資料の充実を図ります。

ウ 「届ける学習」の推進 【新規：社会教育課・公民館】

インターネットなどを活用し、学習機会を求める人のもとに必要な情報を提供できるような仕組みづくりを行います。

エ 大学等との連携による学習機会の提供 【継続：社会教育課・公民館・図書館】

産学官の連携のもと、市内の大学や企業などとの協働により、高度な学習機会の提供に努めます。

オ 地縁組織やNPOとの連携による学習機会の提供 【新規：社会教育課・公民館】

町会やPTA、NPOなどとの協働による学習機会の提供に努めます。

カ 学習情報の積極的な提供 【継続：社会教育課・公民館・図書館】

市民の自発的な学習活動を支援するため、生涯学習に関する情報をホームページ等を活用し提供します。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進		施策番号 23／45
基本方針7	社会教育の充実		
施策(2)	学習成果の活用		
目 標	社会教育施設が活動拠点の一つとなるように努めます。		
	成果指標	①公民館の利用団体数及び利用人数 ②図書館のボランティア人数 指標の求め方；①公民館の登録団体数、登録人数 ②図書館のボランティア登録者数	
現 状 と 課 題	生涯にわたり学びを推進するためには、学習機会の充実を図るとともに、各個人がその学習成果を活かすことができる社会が求められています。 学習成果の活用は、社会における多様な活動において行われるものですが、社会全体の教育力向上の観点からも各個人が学習した成果を地域社会における様々な教育活動に活かすことが期待されています。 これまで市内各公民館を拠点に活動している地域学習圏会議は、各地域の課題等を学習しながら、近隣小学校へ出向き、子どもに手作りおもちゃの製作指導やイベント運営をしてきました。 そのことは、学習したことを地域に還元するという目的に加え、異世代間の交流を深めることにつながっています。 また、市民カレッジでは、平成23年度に2年目の専攻課程を3コースから1つ増やし、地域で主体的な活動をするための手法を学ぶ「まちづくりコース」を新設しました。 更に平成25年度からは、市民の地域活動を推進するため、設置目的を卒業後の地域活動を推進することを目標として学習する「習志野市に寄与する市民の学び舎」に変更し、すべての課程を見直しました。 今後は、平成23年度から開始した地域で主体的な活動をする市民の育成が確実に実を結び、多くの方が学習成果を活かした活動ができるよう努めてまいります。 そこで本基本計画では、引き続き学習成果を活かす場の提供を行い、更に学習成果を地域活動に活かすことのできるコーディネーターの育成に取り組んでまいります。		

小施策① 学習成果を活かす活動の促進

ア 学習成果を活かす場の提供 【継続：社会教育課・公民館】

ボランティアをはじめ、地域で自主的に活動する機会の拡充や情報提供の推進を図ります。
また、学習成果を発表する場を提供することについても積極的に取り組んでまいります。

イ コーディネーターの育成 【新規：社会教育課・公民館】

平成25年度に一新した市民カレッジの中で、地域活動を推進するコーディネーターの育成に取り組めます。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 24/45
基本方針7	社会教育の充実	
施策(3)	社会教育指導者の確保と養成	
目 標	社会教育指導者の確保と資質の向上を図ります。	
	成果指標	社会教育課、公民館及び図書館における専門職の配置及び研修指標の求め方；専門職の人数、研修の回数
現 状 と 課 題	市民が生涯にわたり、学び、心豊かな充実した人生を送るためには、社会の変化に対応するための学習機会を充実させ、一定の教育水準を維持することが不可欠です。そのためには、様々な学習活動について指導・助言を行う指導者の確保・養成が必要です。 指導者が適切にアドバイスすることにより、学習が円滑に進み、社会活動への参加が推進されるなどの効果が期待されます。 これまで公民館においては、社会教育主事の資格を持つ職員配置の推進、図書館においては、指定管理者制度導入による司書資格を持つ職員の安定的な確保などに努めてまいりました。 また、専門的な知識を得るための各種研修会に積極的に参加してまいりました。 今後も引き続き専門職の確保に努めるとともに、指導者として求められる「学習課題の把握と企画立案能力」「コミュニケーション能力」「組織化援助能力」「マネジメント能力」「幅広い視野と探究心」を身に付けていくための研修の充実に取り組んでまいります。 また、地域の様々な人材や団体との連携・協力することで、より多様な分野で指導・助言を行う指導者の確保が図れないか研究してまいります。	

小施策① 社会教育指導者の確保と養成

ア 指導者の確保

【継続：社会教育課】

社会教育主事や図書館司書など社会教育を推進する上で必要な専門職員の確保に努めます。

また、地域やNPOとの連携・協力による指導者の確保について研究します。

イ 指導者の養成

【新規：社会教育課】

引き続き、専門的な知識を得るための各種研修に積極的に参加するとともに、専門職が相互に教えあい、学びあうことで、職員の資質向上を図ります。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 25／45
基本方針7	社会教育の充実	
施策(4)	自主自立課題解決型社会の推進	
目 標	地域や社会教育団体が自らの力で地域の課題を解決できる社会の推進を図ります。	
	成果指標	公民館及び図書館の主催事業 指標の求め方；自主活動支援や課題解決支援に関する事業数、参加者数
現 状 と 課 題	様々な分野で行財政改革が進む中、これまで行政主体で実施していた公的サービスは、縮小される傾向があります。 これからの社会においては、地域住民等が自ら役割を担っていくことが求められていきます。 このような状況の中、市民が様々な課題を解決していくためには、各個人が自己の責任において主体的に判断できるよう、必要な情報を的確に得られる仕組み作りが重要になってきています。 さらに地域社会が自らの課題に対して、自らの力を統合して解決していく自立した地域社会の形成も必要となっており、各個人の学習の支援のみならず、地域社会の基盤強化につながる地域全体の教育力の向上の要請も高まっています。 これまで、生涯学習活動を推進するための支援として、団体への補助金の交付や活動場所の提供などを実施してきました。 本計画では、市民が個人又は団体として活動を行う場合、市からの財政的な援助等に頼ることなく、経済的に自立し、活動を継続していけるよう支援してまいります。	

小施策① 自主活動支援

ア 自主活動する場の提供 【新規：社会教育課・公民館】

公民館やコミュニティセンター等を利用することで、より自主的な活動を活発にできるような仕組みを作ります。

イ 自主活動団体設立の支援 【新規：社会教育課・公民館】

団体の設立から運営までのマネジメント能力を持つリーダーの養成を行います。

小施策② 課題解決支援

ア 図書館機能の充実 【新規：図書館】

市民が自らの力で課題解決できるような情報取得方法の紹介や資料の整備に努めます。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 26/45
基本方針8	文化財の保存と活用	
施策(1)	文化財の保存	
目 標	郷土の歴史を見直し、文化財の保存を推進するとともに、郷土を愛する心を育みます。	
	成果指標	・市内文化財の把握（種類・数） ・市内遺跡の把握（数） ・開発に伴う埋蔵文化財の調査（相談・調査の件数）
現 状 と 課 題	近年、社会状況の変化に伴い、郷土の歴史及び文化財に対する市民の興味関心がより一層高まってきています。 「前教育基本計画」では、郷土の文化財の保存を推進する観点から、市内の新たな文化財の発見とその保存の推進を目指しました。 例として、JR 津田沼駅南口特定土地地区画整理事業に伴う谷津貝塚埋蔵文化財発掘調査等において、事業者及び民間調査組織に対して指導助言を行い、記録保存等の充実を図ってきました。また、千葉県教育委員会の「出土品等の区分に関する基準」に従って区分整理を行い、埋蔵文化財調査室の整備を実施しました。さらに、千葉県教育委員会及び千葉県北西部地区の教育委員会との連絡を密にし、文化財保護行政の情報の共有化を図ると共に、歴史資料のデータ化等を実施しました。 しかし、それらに伴い、次のような課題も残されました。 ・谷津貝塚埋蔵文化財発掘調査等における出土品等の収蔵・展示施設の確保が急務となったこと。 ・市内遺跡における出土品等の一般公開を望む声が、市民から多く寄せられていること。 ・東日本大震災で被災した旧鵜田家住宅の早急な復旧工事が必要なこと。 ・歴史資料等の調査・収集に伴い、その成果を刊行物にまとめる必要性があること。 ・市指定文化財追加の検討が望まれていること。 以上の各課題等に対し、「本教育基本計画」において積極的に取り組み、文化財の保存に向けて一層の充実を図ります。	

小施策① 郷土の歴史を学習できる文化財の保存

ア 歴史資料の収集・保存の充実

【継続：社会教育課】

歴史資料の調査・収集・保存・指定等を充実させます。
また、東日本大震災で被災した旧鵜田家住宅の災害復旧に努めます。

イ 開発に伴う埋蔵文化財の調査及び事業者との調整

【継続：社会教育課】

開発工事等に伴う埋蔵文化財調査を実施するに当たり、事業者及び関係機関等との調整・協議を行い、埋蔵文化財の保護に努めます。

ウ 歴史資料の収蔵の充実

【継続：社会教育課】

市内遺跡からの出土品、写真・図面資料等の歴史資料を収蔵するための施設の確保及び維持管理に努めます。

小施策② 埋蔵文化財保護体制の充実

ア 専門職員の配置の促進及び研修への参加

【継続：社会教育課】

埋蔵文化財保護体制を充実させるために、専門職員の配置を促進、研修等に積極的に参加して研鑽に努めます。

イ 千葉県教育委員会等との連携の充実

【継続：社会教育課】

千葉県教育委員会及び近隣自治体等との連携を密にし、積極的に情報の共有化に努めます。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 27/45
基本方針 8	文化財の保存と活用	
施策(2)	文化財の活用	
目 標	郷土の歴史を見直し、文化財の活用を推進するとともに、郷土を愛する心を育みます。	
	成果指標	・文化財の展示公開の件数 ・歴史講座等への講師派遣数 ・職場体験等の受け入れ件数
現 状 と 課 題	近年、郷土の歴史に対する市民の関心が高まってきており、それに伴い、文化財の活用（普及・公開）が求められています。 「前教育基本計画」では、市民が文化財に身近に触れられる機会を増やすことを目指しました。例として、埋蔵文化財調査室・第四庁舎・習志野市総合教育センターでの出土品等の展示、市民カレッジ等への講師派遣及び中学校の職場体験学習の受け入れ、JR 津田沼駅南口特定土地地区画整理事業に伴う谷津貝塚埋蔵文化財発掘調査における調査中の遺跡（遺構）及び出土品の一般公開、千葉県北西部地区文化財発表会における市内遺跡の出土品等の展示公開、旧鵜田家住宅における「お月見の会」実施等があげられます。 しかし、それらに伴い、下記のような課題も残されました。 ・旧鵜田家住宅が東日本大震災で被災したため、早急な復旧工事が必要となったこと。 ・谷津貝塚埋蔵文化財発掘調査等における出土品等の一般公開を望む声が、市民から多く寄せられていること。 ・歴史資料等の調査・収集の成果を刊行物にまとめ、情報を市民に提供する必要があること。 ・史跡案内板の劣化に伴う補修が必要な個所があること。 以上の各課題等に対し、「本教育基本計画」において積極的に取り組み、文化財の活用に向けて一層の充実を図ります。 なお、旧鵜田家住宅の災害復旧事業においては、関係各課と協議を重ねたうえで、早急な実施に努め、文化財施設の有効活用を目指します。	

小施策① 文化財の普及・公開

ア 歴史資料の展示公開

【継続：社会教育課】

市内遺跡からの出土品等を展示公開し、市民等が郷土の歴史を学習する環境を整えます。

イ 文化財・歴史関係資料の刊行及び市ホームページの充実 【継続：社会教育課】

市内の文化財及び歴史関係資料の調査・収集・研究等の成果をまとめ、冊子及びパンフレット等の刊行を目指します。また、それに関連する情報を市のホームページに掲載いたします。

ウ 史跡案内板の補修

【継続：社会教育課】

市内に設置されている史跡案内板の経年劣化等に伴う補修を適宜行います。

エ 出前講座等への講師派遣 【継続：社会教育課】

出前講座等への講師派遣の要請に応じ、市民等の郷土の歴史学習に寄与いたします。
また、中学校の職場体験学習の受け入れを行います。

小施策② 遺跡・歴史的建造物等の活用

ア 旧大沢家住宅・旧鵜田家住宅の活用の充実 【継続：社会教育課】

千葉県指定有形文化財である両住宅の維持管理を充実させると共に、文化財施設の有効活用に努めます。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 28/45
基本方針9	芸術文化の振興	
施策(1)	芸術・文化活動の振興	
目 標	芸術文化活動の振興を図り、活動団体の自立を支援します。	
	成果指標	行事の規模を拡大していく 指標の求め方；会期、参加者、見学者の増加
現 状 と 課 題	子どもから高齢者までがいきいきと生活するためには、心の豊かさが求められます。この状況にかんがみ、前「教育基本計画」では、①市民の芸術・文化活動の促進、②習志野文化ホールにおける鑑賞機会の充実を施策に掲げ、取り組んできました。 ①については、市民の多くが芸術鑑賞や文化活動の機会を持つことを目指しました。具体的には、公民館等の地域の身近な施設を会場とする市民文化祭を展開するほか、日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真の6部門で構成される、習志野市美術会との共催事業「市展」を開催し、広く市民が文化・芸術に親しむ機会を提供しました。また、NPO法人習志野第九合唱団主催の習志野第九演奏会をはじめとする「音楽のまち習志野」の名にふさわしい市民の音楽活動を支援しました。平成22年度からは第九演奏会のリハーサルが公開され、児童生徒に演奏会が創り上げられていく過程を鑑賞する機会も生まれました。また、公民館を拠点とし地域の団体の協力のもと、学校の子どもたちも参加して開催される音楽会は、多くの市民に親しまれる行事として定着してきています。 このような団体の行事開催の支援にとどまらず、団体運営そのものの自立支援を図ることも文化行政の使命であると考えます。団体の活動が活発化することは市民の芸術・文化活動の促進につながるわけですが、構成員の高齢化等により、団体のマネジメント実務の弱さが課題となっております。この点も引き続き、支援していきます。 ②については、習志野文化ホール自主事業を通じて、各種ジャンルにわたる鑑賞機会を提供することを目指しました。習志野文化ホールは昭和53年に開館以降、音楽をはじめとする芸術鑑賞、各種の文化活動の発表や交流の場として大きな役割を果たしています。なお、習志野文化ホールの公益法人制度改革関連3法（平成20年12月施行）への適合化については、公益財団法人への移行認定を受け、平成24年4月から「公益法人習志野文化ホール」として、新たな一步を踏み出すことになりました。引き続き、公益性の高い市民ニーズに合ったホールの自主事業の充実を要請していきます。また、平成24年6月施行の劇場、音楽堂等の活性化に関する法律にも対応していきます。	

小施策① 市民参加行事の充実

ア 市民文化祭の充実 【継続：社会教育課】

身近な施設で市民が芸術文化に親しむ機会づくりとして、創作活動を発表、鑑賞する市民文化祭事業の充実を図ります。

イ 習志野市美術展覧会「市展」の充実

【継続：社会教育課】

習志野市美術会との共催事業である「市展」の充実を図ります。また、習志野市美術会の自立支援を進めます。

ウ 市民音楽活動に対する支援の充実 【継続：社会教育課】

NPO法人が主催する習志野第九演奏会への支援並びに他の市民の音楽活動を支援します。

小施策② マネジメント面の強化・自立

ア 芸術・文化団体に対する自立支援の充実

【継続：社会教育課】

市民文化の一層の振興を図るため、習志野市芸術文化協会をはじめとする団体のマネジメントを支援します。

小施策③ 質の高い鑑賞機会の提供要請

ア 公益財団法人に対する要請

【継続：社会教育課】

習志野文化ホールの自主事業の充実について、法人に要請していきます。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進		施策番号 29／45
基本方針 1 0	生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進		
施策(1)	「する・みる・支える」スポーツの推進		
目 標	「する・みる・支える」スポーツを推進し、スポーツの力で地域を元気にします。		
	成果指標	スポーツ活動を実践する人の割合を増やします。 指標の求め方；アンケートによる比較（計画前と計画終了後）	
現 状 と 課 題	幼児から大人、高齢者や障がいのある人など、だれもがそれぞれの目的や能力に応じて、日常的に運動やスポーツに親しむことは心身ともに充実した豊かな生活を送るうえで大切なことです。また、個人の嗜好の多様化により愛好される運動やスポーツの種類も多岐にわたること、市民のニーズに応じたスポーツ施設の充実には莫大な費用がかかること、競技スポーツの推進は学校や企業にかかる比重が高いこと、超高齢社会を迎えるにあたり、高齢者スポーツの必要性がますます高まることなどが現代の生涯スポーツを取り巻く大きな特徴と考えられます。 前「基本計画」では、そのような社会状況を踏まえ、平成20年度より25年度までの6年間、生涯スポーツ活動の推進を図り、着実に成果を上げてきましたが、その一方以下のような課題とその解決が必要になってきました。 ① 「みる」スポーツと「支える」スポーツの一層の充実を図る。 ② 市役所や教育委員会の関連部局間の連携を強化する。 ③ 指導者やスポーツ施設の充実のため、民間との連携を推進する。 ④ スポーツの推進を通してまちの活性化を図る。 本「基本計画」では、上記の課題を克服するため、4つの小施策ごとにそれぞれ以下のような目標と重点項目を立て、主な取り組みの実施により、施策の目標達成を図っていきます。 小施策① 世代等に応じた活動の推進 目標：市民のライフステージに応じたスポーツの場を提供します。 重点項目：「世代等に応じた活動の推進」「スポーツと健康」 小施策② 「みる」機会の充実 目標：市民がスポーツを見る機会を増やします。 重点項目：「全国的イベントの開催」「みる機会の充実」 小施策③ 団体・指導者の充実と普及活動 目標：市民のスポーツ環境を充実します。 重点項目：「団体・指導者の充実」「スポーツの普及」 小施策④ スポーツによるまちの活性化 目標：スポーツの力で地域を元気にします。 重点項目：「地域貢献活動の推進」「イベントの研究」		

小施策① 世代等に応じた活動の推進

ア 幼児期・ジュニア期における機会の充実 【新規：生涯スポーツ課】

幼児・ジュニア期におけるスポーツ体験や運動等は、心身の健全な発育・発達等に影響を与え、生涯スポーツの基盤となるため、スポーツに触れ合う機会を増やす取り組みを推進します。

イ 働き盛り世代への活動の支援 【継続：生涯スポーツ課】

仕事や子育てのため、スポーツへの参加機会が減ってしまっている世代に対して、様々なニーズに対応し、健康や体力の増進と生きがいや自己実現につながるような取り組みを推進します。

ウ 高齢者・障がいのある人への支援 【継続：生涯スポーツ課】

高齢者及び障がい者がスポーツに参加することは、生活の質を高めるとともに、心身の健康の面からも大切なことであることから、関係各課と連携し、スポーツ活動を支援します。

エ 健康増進への寄与 【新規：生涯スポーツ課】

健康維持や生活習慣病対策、更には生きがいのある生活を送るために、関係各課と連携し、日常的に運動・スポーツ活動を行えるような取り組みを推進します。

小施策② 「みる」機会の充実

ア 全国規模の大会の開催 【継続：生涯スポーツ課】

平成26年度全国高等学校総合体育大会水泳競技大会を実施します。

イ スポーツ情報の発信 【新規：生涯スポーツ課】

市内または近隣市等で行われるスポーツ大会の情報を発信することで、市民が実際に会場で見ることができるような取り組みを推進します。また、市内の優れた競技者等の成績等の把握ができるような方法の研究をします。

ウ トップチームとの連携 【新規：生涯スポーツ課】

市内に拠点を置く社会人スポーツチームの活動等の情報の発信を推進するとともに、学校や地域イベント等への参加を促進し、市民のスポーツへの関心を高める取り組みを推進します。

小施策③ 団体・指導者の充実と普及活動

ア 推進団体と指導者の育成 【継続：生涯スポーツ課】

本市のスポーツ活動を推進するために、既存のスポーツ団体の活性化や市民スポーツ指導員を計画的に育成していきます。

イ 民間との連携 【新規：生涯スポーツ課】

市内のスポーツチームや民間スポーツクラブ等からの指導者派遣やスポーツ教室を実施するなど、スポーツ活動を推進します。

ウ ニュースポーツの推進 【新規：生涯スポーツ課】

市民が気軽にスポーツを行うことができるニュースポーツを紹介するとともに、用具等の貸出について周知を図ります。

施策④ スポーツによるまちの活性化

ア スポーツ団体による地域貢献活動の推進【新規：生涯スポーツ課】

スポーツ団体がおこなっている地域貢献の取り組みを推進します。

イ 地域活性化につながるスポーツイベントの研究 【新規：生涯スポーツ課】

市内外からたくさんの方が参加して地域の活性化につながるようなイベントの開催について研究します。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 30/45
基本方針 11	青少年健全育成の推進	
施策(1)	放課後児童会運営の充実	
目 標	放課後児童会運営の充実を図るために、施設環境の改善や指導員の指導力向上を推進していきます。	
	成果指標	全入制の維持
現 状 と 課 題	本市の放課後児童会は「小学校に就学している概ね十歳未満の児童であって、保護者の労働等により放課後家庭において適切な保護が受けられない児童の健全な育成を図る事業である。」という児童福祉法に基づき、公設公営、希望児童全入制（市内小学校1年生から3年生までの児童と6年生までの障がいをもった児童の受け入れ）及び全小学校敷地内開設を原則に、16小学校の余裕教室や専用施設を使用し運営しています。 また、平成25年度より学校休業中の保育時間を30分拡大し、8時からの開設としたところであります。 近年は社会情勢の変化から共働き家庭が増えるとともに、大規模マンション開発等から入会希望児童も増加傾向が見られています。そこで、本市がこれまで掲げてきた待機児童を出さない「全入制」については入会希望と施設整備の兼ね合いから用地の確保など限りある学校敷地内での施設整備がどこまで可能なかが課題であります。なお、子ども・子育て支援法（平成27年4月施行予定）の制定に伴い、小学6年生までの児童が対象とされましたが、受け入れについては、今後の国、県の指導を仰ぐ中で対応を考えてまいります。	

小施策① 地域で子どもを育てる環境づくりの推進

ア 施設環境の改善

【継続：青少年課】

大規模化する児童会については、施設の分割など、施設環境の改善に取り組みます。

イ 児童会の安全対策の整備 【継続：青少年課】

児童会の安全を確保するため赤色灯やサイレンの整備並びにそれらの防犯機器の周知を学校や地域に行います。

また、「安全対策マニュアル」の確認とそれを生かした避難訓練や防犯訓練を定期的に行うとともに、指導員研修の中に危機管理をテーマとした演習を取り入れ、安全対策の意識づけの徹底を図ります。

小施策② 放課後児童指導員の指導力の向上

ア 指導員研修の充実 【継続：青少年課】

全指導員を対象とした例月の研修について、特別支援を要する児童の対処方など複数回のシリーズ化として開催するとともに、昨今の新聞、テレビ報道等でも取り上げられる不審者情報より、児童会での不審者に対する対応訓練など、児童の安心・安全な児童会とするために、研修を充実させ、指導員の資質向上を図ります。

イ 放課後児童会相談員活動の推進

【継続：青少年課】

各児童会の保育状況を把握し、指導員の抱えている保育問題の相談活動にあたる相談員の派遣を積極的に行い、各児童会の保育内容の向上を目指します。

小施策③ 保育時間延長に伴う保育環境の整備

保育時間延長の推進

【継続：青少年課】

平成25年度より実施した学校休業中の午前8時開室に伴い、保育時間が延長となったことを受け、指導員の負担軽減のためにシフト制を有効に機能させます。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進		施策番号 31／45
基本方針 11	青少年健全育成の推進		
施策(2)	青少年育成団体の活動支援		
目 標	青少年育成団体の活動支援を積極的に行い、「豊かな心」の育成を図ります。		
	成果指標	平成23年度 → 平成26年度 事業(市民まつり子ども広場)への参加者人数 8,960人 → 9140人	
現 状 と 課 題	現在、「青少年育成団体連絡協議会」には、青少年相談員連絡協議会、青少年補導委員連絡協議会、習志野市子ども会育成会連絡協議会（習子連）など18団体が加盟し、それぞれの立場から青少年の健全育成を推進しています。これらの団体活動は、それぞれの団体が横のつながりを持つことでさらに大きな地域の教育力として機能すると考えて、協力体制の支援に取り組んで参りました。具体的には、青少年相談員の「おもしろ体験講座」や習子連の「夏季キャンプ」などの体験活動、ソフトボール協会や少年野球連盟、スポーツ少年団等の体育的活動、ラボパーティ、ならし子ども劇場等の文化活動などに複数の団体に関わり、育成団体全体で取り組む真夏のイベント「習志野市民まつり子ども広場」があります。それぞれの活動の利点を学びあうことでより活動を進化させることができます。反面、継続したボランティア活動を続けるうえでスムーズな世代交代が出来づらく、どの団体も参加人数の減少や役員の高齢化が進み次世代への移行方法などが課題となっています。		

小施策① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制の強化

ア 団体間における事業の調整・協力

【継続：青少年課】

18団体が構成する青少年育成団体連絡協議会は、横のつながりをつくることでより大きな地域力となります。各団体の行事等が重ならないよう調整するとともに、協力体制で行う行事や研修など交流の場を設けます。具体的には、習子連が主催する夏季キャンプやニュースポーツ大会等に他の複数団体メンバーが育成者や指導員として参加したり、市民まつり子ども広場を企画し、育成団体連協からそれぞれ出店したり、成人式に各団体合同で運営業務の協力分担したりすることで、団体同士の交流、協力体制をより深めていきます。

イ 指導者研修の実施

【継続：青少年課】

育成団体の活動を支える指導者の育成を目的とした研修が各団体にあります。具体的には、青少年相談員の「相談員研修」や習子連の「育成者講習会」、リーダースクラブの「研修会」等が行われています。青少年課としては、これらの研修会に多くの参加者が出席するように広報活動に協力するとともに、講師の紹介や研修へのアドバイスなど積極的に支援していきます。

小施策② 各団体が行う体験学習への支援

ア 体験学習への支援活動 【継続：青少年課】

青少年相談員の「おもしろ体験講座」や習子連の「夏季キャンプ」の体験学習は、不登校やニートなどの原因の一つと思われる人間関係の不得手さを改善し、「生きる力」を育むものです。これらの体験学習が推進できるように、施設、運営両面で積極的なバックアップ体制をとっていきます。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進		施策番号 32／45
基本方針 11	青少年健全育成の推進		
施策(3)	家庭や地域の青少年教育力の向上		
目 標	家庭や地域の教育力を向上させるため、啓発活動や子育て支援を推進します。		
	成果指標	○家族が触れ合う機会を提供し、多くの家族が参加して、交流が図られたと実感できる。 ○各団体のパトロール活動が継続して行われ、個々の地域ごとに環境が浄化されていることを実感できる。	
現 状 と 課 題	少子高齢化、核家族化の急速な変化の中で青少年の「模範意識」の低下や自己中心主義の広がり、自尊感情の欠落等が指摘される現状が見られ、青少年の心の基盤をつくる家庭教育の大切さを改めて認識し、全国的に青少年による凶悪犯罪の増加や青少年が被害者となる、不審者による傷害や誘拐・監禁事件も相次ぎ、今まで以上に家庭・地域・学校・行政等の役割の明確化と互いの連携の強化が不可欠となりました。本市では、地域における自主パトロール隊の活動や中学校区青少年健全育成連絡協議会、青少年補導委員連絡協議会、PTA等による防犯活動の強化から、青少年が大きな事件の被害者あるいは加害者になるような事件は、他地域と比較し、少ない状況にはありますが、今後さらに進む地域や家庭環境の変化、青少年の意識の変化を的確に把握し、青少年の健全育成に向け啓発活動や子育て支援に努めてまいります。		

小施策① 地域で子どもを育てる環境づくりの推進

ア 地域の教育力の向上 【継続：青少年課】

青少年有害図書審議会を毎年実施し、書店で暴力、性描写や過激な描写等の図書の陳列をできる限り子供たちの目に触れないように地元の書店等に依頼し、地域、学校との連携を図っています。また、青少年問題協議会において青少年における様々な問題をテーマに地域の有識者及び教育関係者による協議会を開催し、青少年問題の現状把握と対策のための情報交換を行い、教育力の向上を図ります。

イ 中学校区青少年健全育成連絡協議会による地域活動の活性化 【継続：青少年センター】

各中学校区に設置している青少年健全育成連絡協議会は、地域の環境浄化や広報・パトロール活動を通して、青少年の健全育成に大きな役割を果たしており、今後一層の活性化を図ります。また、毎年11月の第3土曜日「少年の日」に「青少年健全育成大会」を開催し、幅広く市民や関係者に対する啓発活動を実施して青少年の健全育成を推進します。

小施策② 家庭の教育力の向上

ア 地域の教育力の向上 【継続：青少年課】

共働き家庭や一人親家庭の増加から、親子の触れ合う時間が減少しています。青少年課では青少年育成団体連絡協議会が企画する「ウオークラリー」「人形劇」「ニュースポーツ大会」「夏季キャンプ」等親子で参加できるイベントの支援をしています。今後も家族の交流の機会を提供して参ります。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進		施策番号 33／45
基本方針 11	青少年健全育成の推進		
施策(4)	青少年のための施設における活動の充実		
目 標	青少年に豊かで多様な体験活動を提供するとともに、交流も図られる居場所づくりを推進します。		
	成果指標	平成23年度 → 平成26年度 あづまこども会館(中学生以下) 15,708人 → 利用人数の維持 富士吉田青年の家 宿泊 (26歳未満) 3,823人 → 市内利用者の増加 体育館(一般含む) 12,584人 → 市内利用者の増加	
現 状 と 課 題	本市の青少年の活動施設は、「あづまこども会館」「富士吉田青年の家」「藤崎青年館」があげられます。これらの施設における主催事業などの活動内容を見直し、青少年の利用者数の増加を図るとともに、広報等を有効に活用して情報の提供を積極的に行ってまいりました。 「あづま子ども会館」は、児童福祉法に基づく、子どもたちが安心して遊べる児童厚生施設であり、子どもたちの健康を増進し、情操を豊かにするための地域活動の拠点として、年間約1万5千人の利用者（うち1万人が中学生以下）がありますが、こどもの学習塾やけいこごとなど学習機会が増えたことなどから年々利用者の減少傾向が見られます。 「富士吉田青年の家」は、富士の裾野の豊かな自然の中に位置し、多様な体験学習が行える施設です。平成25年に40周年を迎え、記念行事として事業が企画されました。「富士山周遊のいざない」、「富士サファリパーク見学と南アルプス市ぶどう狩り」等6事業を行うとともに通常も家族でご利用できます。 また、子どもから高齢者まで参加できる主催事業を行うとともに、市内中学2年生の自然体験学習、子ども会やリーダーズクラブなど教育機関や青少年育成団体等の宿泊や体育館使用で年間延べ3万人を超える（富士吉田体育館含む）利用者があります。今後は老朽化した施設の維持や宅地化する周辺環境との調整、自然体験のコース整備などが課題となります。 「青年館」はこれまで青少年及び青少年を育成する団体の語り合い及び娯楽施設として親しまれてきましたが、昨今の社会情勢の変化などから地元地域のサークル活動、団体活動などが主な利用となっています。今後はあづまこども会館、青年館など、老朽化した施設について公共施設再生計画の中で施設機能のあり方を検討して参ります。		

小施策① 青少年施設を使用した活動の充実

ア 富士吉田青年の家における活動への支援

【継続：青少年課】

青少年相談員が行う「おもしろ体験講座」での宿泊、ボーイ・ガールスカウトのキャンプ、習子連が実施する夏季キャンプ、リーダーズ研修など各青少年育成団体が実施する体験学習の目標の達成に向け、支援に努めてまいります。また、公民館や図書館その他の身近な公共施設等で青年の家の情報が入手しやすいように、情報コーナーの設置や常に新しい情報が構築できるような取組を行います。

イ あづまこども会館における子どもの居場所づくり活動への支援

【継続：青少年課】

来館する子どもの情操教育を豊かにするための、専門指導者を招いて行う折り紙教室、書道教室などの主催事業、四季折々の工作作りや卓球教室、映画鑑賞会など子ども達に喜ばれる自主事業を行います。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 34/45
基本方針 12	家庭教育力の向上	
施策(1)	家庭教育に関する学習機会の充実	
目 標	家庭教育に関する学習機会を増やし、地域に根差した家庭教育力の向上を図る。	
	成果指標	家庭教育に関する事業 指標の求め方；実施回数、参加人数
現 状 と 課 題	すべての教育の原点である家庭教育は、生活習慣や生活能力、自立心や自制心、豊かな情操、他人に対する思いやり、倫理観や正義感、社会的なマナー、学習に対する意欲や態度等の基礎を子どもたちに育むものとして大変重要です。 家庭教育の推進にあたっては、保護者と子どもの主体的な「育ち」、地域社会全体での子育てを行う「支え」、年齢、性別、障がいのあるなし、生活環境の違い等から生じる価値観の多様性を分かち合う「認め」の視点を持つことが必要です。 これまで公民館では、PTA家庭教育学級を通じ、保護者や学校関係者と連携を図りながら幼稚園から中学校までの子どもを持つ保護者に対し、子どもの発達段階に応じた学習の提供を支援してきました。 また、幼児家庭教育学級や育児講座など乳幼児を持つ保護者に対する学習機会の提供も積極的に行ってきました。 今後は、公民館において、引き続き子どもの成長に合わせた適切な家庭教育ができるよう支援に努めるとともに、公民館以外の施設においても家庭教育の推進に努めてまいります。	

小施策① 家庭教育を支援する事業の充実

ア 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実

【継続：社会教育課・公民館】

乳幼児から中学校まで子どもの発達段階に応じた家庭教育について、具体的に学べる講座を開催します。

また、幼稚園や学校を含めた地域とより連携をした事業推進に努めます。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 35/45
基本方針 12	家庭教育力の向上	
施策(2)	家庭教育相談の充実	
目 標	学校や行政・他機関等とネットワークを構築し、家庭教育に関わる相談体制の充実を図ります。	
	成果指標	多くの保護者が、教育に関する相談がしやいと実感できる。また、子育てに関するサポート体制ができていると実感できる。 指標の求め方；学校評価やアンケートにおける肯定的な評価の割合
現 状 と 課 題	現在、社会の急激な変化の中で、家庭教育も揺らいでいます。保護者自身が子育てを学ぶ機会が乏しく、地域とのつながりが薄れて、多様な情報をどのように取捨選択していくのがよいのか迷い不安を感じて、子育てに自信がもてない保護者が多くいます。また、子どもたちは、近年社会的に認知が広がった発達障害を含めて、学習面や集団生活への不適応、友だち関係のトラブルなどが問題行動や不登校という形となって表れています。 このような状況を踏まえて、習志野市ではこれまでの教育相談に加えて、青少年センターで受け付けていた青少年テレホン・来所相談、家庭教育テレホン・来所相談を一元化して、より幅広く利用者の皆様のニーズに応えることができるように、相談活動の充実に努めているところです。相談者の秘密厳守を第一にしながら、多様な相談に適切に対応していくために、必要な場合には了解を得た上で他機関との連携をとるなど、総合教育センターがコーディネーター的役割を果たして、解決を図っていきます。	

小施策① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割の推進

ア 教育相談活動の充実

【継続：総合教育センター】

不登校やいじめ、発達や障がいに関すること、子どもの養育上のことなど、子どもたちを取り巻く様々な課題に対する相談業務を行います。質の高い相談活動のために、相談員のカウンセリングなどの専門的な知識や技術の習得を目指しての研修、他機関との連携を積極的に進めます。

イ 不登校児童生徒に対する支援

【継続：総合教育センター】

不登校及び不登校傾向にある子どもたちに適切な支援を行います。子どもの状況により、保護者や学校と共通理解を図り、訪問相談・来所相談・グループ活動・適応指導教室への通級などに結びつけていきます。適応指導教室では、学校への復帰を目指して、子どもたちの心にエネルギーが蓄えられるような学習活動を実施していきます。

ウ 学校との連携の推進

【継続：総合教育センター】

子どもたちの問題行動の解決のために、担任の先生をはじめとして学校と連携していくことは非常に有効です。保護者からの要望に応じて、学校訪問や電話による情報交換、時には関係者によるケース会議を開いて、解決に向けて具体的な手立てを話し合います。

エ 他機関との連携の推進

【新規：総合教育センター】

多様な相談に対応していくためにひまわり発達相談センター・指導課とのより密接な連携を目指して「発達支援連携会議」を実施していきます。また、療育センターや子育て支援課、障がい福祉課等ときめ細やかな連絡をとっていきます。

小施策② 学校から発信する家庭教育支援の推進

ア 家庭教育支援のための情報発信の充実 【新規：指導課】

PTA 家庭教育学級の実施や「学校便り」等の情報発信により、子育てへの不安の解消を図ります。民生委員・児童委員や地域のボランティアの方々との連携を図り、子育てへのサポート体制を整備します。「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進し、家庭の協力を得ながら基本的な生活習慣を確立するとともに、保護者と一体となって家庭学習の充実を図ります。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進		施策番号 36／45
基本方針 13	地域に開かれた学校づくり		
施策(1)	積極的な情報公開と意見交換の充実		
目 標	学校・家庭・地域の円滑な関係を構築し、相互の意思疎通・共通理解を図ります。		
	成果指標	○適切な情報発信がなされ、学校の活動内容がよくわかると実感できる保護者の割合が多い。 ○地域との集会で、熟議がなされていると実感できる参加者の割合が多い。 指標の求め方；学校評価やアンケート、集会等での感想	
現 状 と 課 題	情報社会の進展、社会の国際化の進展などに伴い、価値観の多様化する中で、児童虐待、いじめ、不登校が、深刻な社会問題となっており、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てていく体制が必要となっています。各校では、学校便りやホームページ等をして、学校の経営方針や教育活動の様子等を情報提供するとともに、保護者会、1000 か所ミニ集会を開催し学校と家庭・地域の両者の意思疎通、共通理解を図っているところです。今後、それらの一層の充実を図り、開かれた学校づくりの推進を支援して参ります。		

小施策① 学校と家庭・地域相互の情報交換の促進

ア 学校教育活動等の情報発信と 家庭・地域ニーズの掌握

【新規：指導課】

学校の経営方針や教育活動について広く情報発信するとともに、家庭・地域の考えや意見を掌握して、互いの意思疎通を図っていきます。

イ 学校評議員制度(学校運営協議会)、1000 か所ミニ集会などの推進

【新規：指導課】

学校評議員制度(学校運営協議会)や、1000 か所ミニ集会の充実を図り、家庭・地域との意見交換を活性化させて参ります。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進		施策番号 37／45
基本方針 13	地域に開かれた学校づくり		
施策(2)	地域と共にある学校づくり		
目 標	○家庭・地域の教育力を学校教育活動に生かし、学校・家庭・地域の連携をより進めます。		
	成果指標	各学校で、ボランティアの方が積極的に活動し、授業等で地域の人材が生かされている。 指標の求め方；各校のボランティアによる活動の回数 各学校で授業等に協力いただいている地域人材の人数	
現 状 と 課 題	今や子どもの教育は、家庭・地域の協力支援が不可欠になってきています。前「基本計画」では、小施策として「子どもの基本的生活習慣の育成」「家庭や地域の教育力の向上」などがあげられていました。それらは、家庭における教育の充実に重きを置くものでした。 本「基本計画」では、さらにそれを進展させ、家庭・地域の教育力を学校の教育活動に反映させていきます。学校支援ボランティアの活動として学習支援、安全支援、環境支援、さらには部活動や学校行事の支援など、学校と家庭・地域が一体となって子どもを育てていく活動を推進していきます。		

小施策① 家庭・地域の教育力を活かした教育活動の推進

ア 学校を支援するボランティア活動の充実 【新規：指導課】

学校支援ボランティア会議等を通して、近隣校との情報交換を行い、自校のボランティア活動の一層の充実を図っていきます。

イ 授業における家庭・地域の人材登用や地域教材の活用 【新規：指導課】

家庭や地域に存在する人材を学校教育に生かしていくようにするための支援や、地域の素材を教材化して授業に生かすための指導援助をしていきます。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進		施策番号 38／45
基本方針 14	地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり		
施策(1)	地域住民との協同による防犯・補導活動の推進		
目 標	「子ども１１０番の家」の機能を充実させ、学校と地域と行政が協力して子どもの安全を守ります。 青少年補導委員連絡協議会や中学校区青少年連絡協議会と連携し防犯パトロールをはじめとして、青少年の健全育成に取り組みます。 学校防犯ボランティアの活動に教職員が積極的に参加・協力します。		
	成果指標	「子ども１１０番の家」の加入件数 平成２４年度 → 平成３２年度 １，０８３件 → １，２００件	
現 状 と 課 題	社会が大きく変化する中で、子どもたちの安全を脅かす重大な事件・事故が多発しています。 習志野市の学校では、これまで、青少年補導委員連絡協議会や中学校区青少年健全育成連絡協議会の防犯活動及び青少年健全育成に協力するとともに、学校防犯ボランティアの組織づくりに積極的に関わってきました。 しかし、青少年センターへ各学校から痴漢等の不審者情報の連絡が急増しており、繁華街・公園等や通学路の安全点検を徹底し、登下校時間帯や帰宅後の子どもたちの見守り活動を強化することが求められています。 そこで、学校と地域、行政が一体となり、連携したこれまでの活動を継続するとともに、学校職員が地域の見守り活動や防犯パトロールに協力し、子どもたちの安全を守るシステムづくりに取り組みます。 また、市が主催する「キラット・ジュニア防犯隊」への参加を促し、子どもたちの防犯意識の高揚や自主・自立の防犯対策が身につけられるように図っていきます。		

小施策① 安全を守るシステムづくりの推進

ア 「子ども110番の家」の機能の充実 【継続：青少年センター】

「子ども110番の家」協力者にアンケートを実施し、駆け込み等の状況や活動を続けるにあたっての要望を聞き、機能の充実を図ります。また、小学校を通じ、新規加入を呼びかけていきます。

学校では、児童生徒に緊急避難場所としての「子ども110番の家」の周知徹底を図ります。

イ 「愛のひと声」運動、「見守り活動」の推進 【継続：青少年センター】

「青少年補導委員連絡協議会」には、通常の補導に加え、「愛のひと声」運動、「見守り活動」の推進役として活動していただきます。さらに、学校、地域の方々へも拡大し、運動の充実を図ります。

ウ 学校防犯ボランティアへの協力 【継続：学校教育課】

学校防犯ボランティアの組織づくりや活動に積極的に関わることで、子どもの安全を守るシステムをつくります。

エ 中学校区青少年健全育成連絡協議会への協力 【継続：青少年センター】

地域の青少年健全育成を目的に青少年健全育成連絡協議会が設立されています。防犯パトロールをはじめとする活動に、教職員が積極的に参加し、地域と協力して子どもたちの安全を守ります。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 39／45
基本方針 15	安全で潤いのある学校環境の整備	
施策(1) 39	幼稚園・こども園の教育環境の整備	
目 標	快適で安全・安心な教育・保育環境の整備をし、教育・保育活動の充実を図ります。	
	成果指標	耐震改修工事完了の施設の割合 指標の求め方；H24 8棟／17棟 47.1% ⇒H27 15棟／15棟 100%
現 状 と 課 題	幼稚園・こども園は、子どもたちにとって安全で安心な楽しい生活の場でなければなりません。 前「教育基本計画」では、園舎等の老朽化が進行しているため、「こども園整備計画」に基づく施設整備を進めるとともに、耐震診断結果の下に老朽化した施設の維持補修を計画的に進め、教育環境の整備に努めてきました。また、安全・安心な園づくりを目指し、緊急通報システムの導入（平成17年度）、フェンスの改修による防犯力の向上に取り組んできました。 しかし、東日本大震災を契機に、より一層の安心・安全な施設整備が喫緊の課題であり、施設の耐震化の早期完了を最優先施策として考えていかなければならない状況です。 そこで、地震による建築物の倒壊等を防ぐために、施設の耐震対策を推進し、幼稚園・こども園の耐震改修工事を実施します。	

小施策① 安全・安心な教育環境の整備

ア 幼稚園・こども園の耐震化の推進 【継続：こども保育課】

耐震施設 Is 値 0.7 以下の施設の耐震改修工事を実施し、平成 27 年度までに幼稚園・こども園施設耐震化の完了を目指します。

イ 幼稚園・こども園の施設補修 【継続：こども保育課】

幼稚園・こども園の施設の老朽化に伴い、老朽化の著しい施設の補修を行い、良好な教育・保育環境の維持に努めます。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備		施策番号 40／45
基本方針 15	安全で潤いのある学校環境の整備		
施策(2)	小中学校の教育環境の整備		
目 標	子どもたちが快適で安全・安心した教育環境で活発な教育活動を展開し、併せて教育の質の向上を図ります。		
	成果指標	学校施設再生計画に基づく建替えや長寿命化を含め、小中学校トイレの改善率 70％ 指標の求め方； $(\text{校舎内の整備済みトイレ個数}) \div (\text{校舎内のトイレ総戸数}) \times 100$	
現 状 と 課 題	本市では、教育内容・指導方法の多様化や教育機器のハイテク化に対応すべく校内 LAN を整備するとともに、習志野市学校施設整備計画に基づき、学校校舎・体育館の老朽化、アスベスト対策及び耐震化に取り組む中で生活の場としてふさわしい潤いのある学校トイレの乾式化整備を進めてきました。 しかしながら、東日本大震災を契機として、より一層の安心・安全な施設整備を喫緊の課題とし、学校施設の耐震化の早期完了を優先施策として取り組み、学校施設の老朽化対策として津田沼小学校全面改築事業の次なる建替え等が急務となっており、早期の学校施設再生計画を策定し、公共施設再生計画との連携が必要となっています。 本市の小中学校施設は少子高齢化の進展により、児童・生徒の急増期に建築された施設が多く、建築後 50 年を経過する建物が存在し、老朽化も顕著となってきたことから、小学校施設のトイレ改善や大規模改修、長寿命化や建替え等を公共施設再生計画と連携した学校施設再生計画に基づき小中学校施設の再生を推進します。 また、本市学校教育における大規模校・小規模校それぞれの特色ある教育の展開に取り組んできましたが、一方で不均衡さゆえの課題もあることから、本市における学校規模・適正配置の方針が必要となっています。 このようなことから、本市学校施設の適正配置を推進すべく、地域住民を含めた委員会等設置の上、指針等の策定に取り組むとともに教育環境の整備、質の向上を図ります。		

小施策① 快適で安全・安心な教育環境の整備

ア 小中学校施設の耐震化の推進

【継続：教育総務課】

学校施設整備計画に基づき、1s 値 0.6 未満の校舎・体育館の耐震化を実施し、平成 26 年度中の小中学校施設耐震化の完了を目指します。

イ 小中学校トイレ改善整備の推進

【継続：教育総務課】

学校施設再生計画に基づき、老朽化の著しい学校トイレの改善を推進し、子どもたちの快適で潤いのある教育環境の整備を推進します。

小施策② 小中学校適正配置の推進

ア 学校規模適正規模の検討

【新規：教育総務課】

学校規模の大小による教育環境の不均衡を是正し、教育の質の充実を図ります。

①(仮称)習志野市学校規模適正化検討委員会を設置し、本市小中学校適正配置を推進すべく検討に着手します。

小施策③ 学校施設の再生

ア 学校施設の大規模改修の推進

【新規：教育総務課】

学校施設再生計画に基づき、良好な教育環境を維持するため、老朽化の著しい学校施設の改修を行います。

イ 学校施設の再生

【新規：教育総務課】

学校施設再生計画に基づき、築後 60 年を超える学校施設の改築又は長寿命化を図り、良好な教育環境の整備、教育の質向上を図ります。

策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備		施策番号 41／45
基本方針 15	安全で潤いのある学校環境の整備		
施策(3)	習志野高校の教育環境の整備		
目 標	多様な高校教育の展開や開かれた学校づくりの展開に基づく学校施設整備を行います。		
	成果指標	生徒及び保護者・地域住民の学校への満足度を向上させる。 指標の求め方；生徒及び保護者・地域住民による学校評価の関係する項目への評価の平均を比較する。	
現 状 と 課 題	生徒への教育内容・方法の多様化や教育機材のハイテク化に対応しつつ、生徒の生涯学習の基礎を築く場としてふさわしい学校づくりが必要になっています。 校舎の老朽化が進行しているため、改築、改造及び耐震補強等により、安全な学校づくりが必要となっております。（第一体育館、第二体育館耐震補強済） 市民と生徒との交流を深めるため、学校運営に支障が出ない範囲で、開かれた学校を目指した施設整備が必要となっております。		

小施策① 習志野高校の教育環境の整備

ア 施設の耐震補強及び老朽化への対応等による安全性の向上と施設の改築・改造・補修による維持 【継続：習志野高校、学校教育課】

普通教室棟、特別教室棟の耐震補強工事を行うことにより、生徒が安全に過ごせる施設として維持していきます。

イ 生徒と市民の交流の拠点となる施設整備 【継続：習志野高校、学校教育課】

習志野高校の施設を開放することで、多くの市民の方に利用していただき、生徒と市民との交流を深めていきます。また、市民への施設開放等の活動を行うにあたり、より安全な施設の改築や補修など行います。

小施策② 習志野高校の学習条件の整備

ア 校内LANの活用 【継続：習志野高校、学校教育課】

校内 LAN を積極的に活用し、情報の共有などを活発化させていきます。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備		施策番号 42／45
基本方針 15	安全で潤いのある学校環境の整備		
施策(4)	学校関連施設の点検・整備		
目 標	学校関連施設として、衛生管理の徹底に努め、安全・安心な施設整備を行います。		
	成果指標	○施設利用者数【鹿野山少年自然の家】 平成24年度 18,391人 → 平成31年度 18,500人 ○衛生管理マニュアルに即した給食の実施【給食センター】 平成24年度 100% → 平成31年度 100%	
現 状 と 課 題	【鹿野山少年自然の家】 ① これまでの環境整備の取り組み状況 H20より、玄関屋根改修、各宿泊室の照明器具の交換、非常階段改修、浄化槽設備の交換工事などが行われています。また、H20に施設の耐震診断も行われました。 ② 上記取組み後に残された課題 ・H24の特殊建築物の定期調査で改善を指摘されている箇所です。 屋上防水層の劣化及び損傷、屋根葺材の剥離及び落下、天井仕上り材の劣化及び損傷 ・耐震診断の結果より、宿泊棟（Is値0.35）と体育館・食堂棟（Is値0.45）の耐震工事です。 ※Is値は最低値 ③ 「H26 基本計画」で位置付けた対応策 H26年度に耐震工事行う方向。合わせて屋上防水層、屋根葺材の改修ができるとよいと思います。 ④ 「H26 基本計画」実施期間中に生じると予想される課題 後期期間中の利用の停止。それに伴うSS等の日程調整。 ⑤ 上記課題に対する対応策 工期を除いた利用可能日での受け入れの工夫です。 異学年同時の利用、他校の同学年の利用、保育園を含めた利用学年の見直し、宿泊数の変更等が考えられます。 【給食センター】 現在、築42年が経過しており激しく老朽化しています。 ① 建物自体の老朽化及び耐震構造強度不足 建物の外壁、屋根、給排水管等が老朽化により劣化しています。 また、第一調理場は耐震診断においてIsx=0.33<0.70で強度をみたしていません。 ② 使用器械の老朽化 特にボイラーについて、標準耐用年数20年に対して今年度で25年を迎え、いつ故障して使用不可になるか分からない状況で早急に交換の必要があります。 また、洗浄機等の老朽化も目立ち始め、順番に入れ替える必要があります。 現在の給食センターの建替えも検討していく必要があります。		

小施策① 学校関連施設の点検・整備

ア「鹿野山少年自然の家」の施設の点検・整備

【学校教育課、鹿野山少年自然の家】
宿泊体験学習ができる施設としてゆとりと潤いのある教育環境の整備に努めます。

イ「給食センター」の施設の点検・整備

【学校教育課、給食センター】
使用器械の点検・整備及び修繕をすみやかに行い、滞りなく学校給食を提供していきます。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 43／45
基本方針 16	持続可能な社会教育施設の整備	
施策(1)	様々な手法による社会教育施設の整備	
目 標	社会教育施設を安全かつ快適に利用できるよう改修・整備を図ります。	
	成果指標	生涯学習施設改修計画の進捗（公共施設再生計画を含む） 指標の求め方；計画の進捗状況
現 状 と 課 題	本市の社会教育施設は、その多くが高度経済成長期である昭和40年代から50年代にかけて建設されています。 その結果、多くの社会教育施設が一斉に老朽化し、更新時期を迎えています。 この状況は、社会教育施設だけではなく、市内の公共施設すべてに共通するものとなっています。 しかし、日本全体の経済が停滞する中、本市の財政状況も同様に厳しさを増しており、これまで建設してきた公共施設をすべてそのままの形で更新することは不可能であることが明らかとなっています。 今後は、限られた財源の中で本市公共施設再生計画と照らし合わせながら、持続可能な施設改修及び維持ができるよう努めてまいります。 なお、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で改めて大規模地震に対する施設の耐震性能の必要性が認識されたところですが、社会教育施設においては、耐震診断が必要なすべての施設の診断を終了し、早急に耐震改修が必要な施設の耐震改修工事も完了しております。	

小施策① 社会教育施設の改修・整備

ア 社会教育施設の改修・整備

【継続：社会教育課】

施設の再編・集約化を視野に入れ、利用者の安全を確保し、快適に施設を利用していただけるよう、適切な改修整備を計画的に実施します。

イ 既存施設の活用による施設の

整備 【新規：社会教育課】

新たな社会教育施設の設置が困難であることから、既存施設の用途変更や一部共有化することにより、社会教育施設の整備が可能か検討します。

小施策② 民間施設との連携

ア 民間施設との連携による施設の確保

【新規：社会教育課】

市内の大学や企業など、民間施設を活用することにより、きめ細かい施設の提供が可能となるような仕組み作りに努めます。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備		施策番号 44／45
基本方針 1 7	健康・体力を育むスポーツ施設の整備		
施策(1)	健康・体力を育むスポーツ施設の整備		
目 標	市民のスポーツ環境を充実するため、身近なスポーツ施設の整備・市内大学との連携・新たな拠点施設の検討を推進していきます。		
	成果指標	市内大学施設を利用できるようにします。 指標の求め方；平成 25 年度利用可能大学 0 → 1 校以上	
現 状 と 課 題	平成 2 3 年 5 月に芝園テニスコート・フットサル場がオープンしましたが、その他の既存スポーツ施設はそのほとんどが建築後 2 0 年以上経過しており、改修や建替え等の老朽化対策が必要となっています。しかし、改修等を行う財源が不足していることから、施設の整備については、それを維持していくための計画的な修繕に努めます。 また、平成 2 4 年 1 0 月分より、インターネットによる市内スポーツ施設の予約システムを開始しました。これにより、市民の方が自宅等から気軽にスポーツ施設を予約し、利用できるようになりました。 生涯スポーツの高まりにより、市内スポーツ施設の整備充実が課題となっています。よって、その対策として、今後更に学校体育施設の活用と民間スポーツ施設の利用を促進していかなければなりません。具体的には、小・中学校の体育施設を無駄なく活用するための調整と市内大学のスポーツ施設をより円滑に利用できるようにするためのしくみを作っていきます。 なお、袖ヶ浦運動公園を本市のスポーツ拠点ゾーンとして整備していく計画は長期ビジョンとして引き続き検討を進めていきます。		

小施策 ① 身近なスポーツ施設の整備と活用

ア 既存スポーツ施設の整備と活用 【継続：生涯スポーツ課】

既存スポーツ施設の整備を確実に行っていきます。また、スポーツ予約システムを改善していくことにより、多くの市民に本市の既存スポーツ施設を活用してもらえるように努めます。

イ 身近なスポーツの場の提供 【新規：生涯スポーツ課】

ジョギング・ウォーキング・サイクリング・体操などのスポーツやレクリエーションができる歩道や公園を紹介していきます。

ウ 学校体育施設の利用 【継続：生涯スポーツ課】

学校体育施設開放事業により、生涯スポーツのために体育館とグラウンドを活用していきます。

夏休み期間中の学校水泳プール一般開放事業により、学校水泳プールを広く市民に開放していきます。

小施策② 市内大学との連携

ア 市内大学施設の利用検討 【新規：生涯スポーツ課】

市内の大学と連携し、大学が有する施設等を市民も利用できるような方策について検討します。

小施策③ 新たな拠点施設の検討

ア 袖ヶ浦運動公園スポーツゾーンの検討 【新規：生涯スポーツ課】

新たな拠点施設について市内の既存施設の有効利用を図りながら段階的な整備を検討します。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備		施策番号 45／45
基本方針 18	教育行政の効率的・効果的展開		
施策(1)	教育委員会の活性化		
目 標	教育行政に関するP D C Aサイクルの確立と、積極的な情報発信により、教育委員会の活動の充実を図ります。		
	成果指標	満足・やや満足；30％→35％ 学校教育施策に対する市民意識 やや不満・不満；20％→20％ わからない ；40％→35％ 指標の求め方；市民意識調査の平成 31 年度の結果を平成 24 年度と比較	
現 状 と 課 題	学校教育法の改訂、学習指導要領の改訂により、教育の目標・目的が明確にされ、全国学力・学習状況調査委の実施などにより、教育の結果の精査と、結果の説明、明らかになった課題の改善方向を具体的にすること、等が求められるようになりました。その一方でいじめ問題への不適切な対応等から、教育委員会が十分に機能していないのではないかと批判も生じるようになりました。		
	教育委員会では、これからも、社会の急速な変化にともなって生起する様々な教育課題に対しては、学校を始めとする教育機関、関連機関、地域と連携して対応していかなければなりません。 「習志野市市民意識調査報告書」(平成 24 年 10 月)によると、学校教育施策に対してどのように感じているかについて、満足・やや満足；29.8%、やや不満・不満；19.8%に対して、わからないが 39.4%であり市民との繋がりが十分であるとは言えません。 市民との協働した教育行政の推進を図るためには、本市における教育実践や教育委員会の方針・運営に関する積極的な情報発信を行うとともに、広く意見を聴取して、教育行政に生かしていく必要があります。 また、本市全体の教育・芸術・文化・スポーツの振興、地域の教育力の向上、健康・福祉の充実等、教育行政の対象が拡大しています。そのため、市長部局と連携し、全庁的な視野をもって、迅速かつ組織的に対応していくことが求められます。 さらに、多くの課題に対応していくためには、1つ1つの施策・事業の質を高め効果的なものにしていかなければなりません。そこで、「教育行政方針」と「教育委員会における事務の管理及び執行状況の点検及び評価」、「H26 基本計画の実施計画」とを適切にリンクさせ、P D C Aサイクルによる運営を行っていきます。 なお、ここでの教育委員会とは、教育委員の合議体としての教育委員会(狭義)と、事務局員を含めた教育委員会(広義)の両方を示します。 ■教育委員定例会議の充実と教育委員による積極的な研修への参加・外部の連携・情報収集 ○教育委員定例会議あり方について、研究し改善を加える。 ○教育員のための研修会や教職員向けの研修会に出席する。 ○学校を訪問し、保護者や学校評議員と意見交換する。 ○教育委員が、地域との集会(1000 か所ミニ集会)等に参加し、意見交換する。		

小施策① PDCA サイクルに基づく活動の推進

ア 教育行政方針の充実と方針に基づく具体的な事業の展開 【新規：教育総務課】

これからの教育行政では、施策の体系的整理→計画的な事業展開→成果や課題の適切な分析→事業の改善、という計画と評価を関連付けた取り組みがより一層求められてきます。そこで、評価を見通した、実効性のある「教育行政方針」の策定をさらに推進していきます。

イ 教育に関する事務の点検・評価の改善・充実 【新規：教育総務課】

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正(平成20年4月1日施行)に基づき、平成20年度から、教育行政事務の管理・執行状況について、点検・評価を行っています。効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすために、点検・評価の方法、組織、報告書の形式等について、改善を加えていきます。

小施策② 情報発信の推進

ア 広報活動の充実

【新規：教育総務課】

習志野市教育委員会では、教育行政と学校現場とが一体となって教育活動を展開していくため、情報共有の媒体として平成 22 年 1 月より「学校教育だより」を定期的に発行しています。今後も、内容・形式の改善、ホームページ上での公開などの情報発信の工夫に取り組む中で、本市教育の方針や具体的な取り組みを広く学校関係者・市民の皆様を示して、理解と協力・参画を求めています。

小施策③ 学校事務との連携

ア 学校事務との連携の強化

【新規：教育総務課・学校教育課】

習志野市教育委員会では、学校事務部会と連携して、事務の協働実施にとりくんできました。学校事務のスリム化、教職員の多忙感の解消に向けて、事務の効率化は重要であります。

教職員が子どもに向き合える環境の整備、効率的かつ正確な事務の実施に向け、さらに連携を強めていきます。

小施策④ 先進的な施策の研究

ア 先進的な施策の継続的研究と必要に応じた組織づくり

【新規：教育総務課】

異校種間で連携する教育、特別支援学校の設立・運営、地域のコミュニティーづくり、などの先進的な施策、いじめ問題などの実効性のある対応例、などについて、本市の状況に適合するか継続的に研究します。

また、文教センター地区構想の見直しなど、中・長期的な視野に立ったビジョン、実践する場合に必要な施策・組織について検討します。

習志野市教育基本計画(平成 26 年度～平成 31 年度)策定要綱

1. 策定の趣旨

本市は、「文教住宅都市憲章」の理念に沿って、先進的な教育施策を推進し、特色ある「習志野の教育」を築き上げてきた。

教育委員会では、国の教育改革が進む中、本市教育の独自性、自主性、自律性を発揮し、意図的・計画的な教育改革の推進を図るために、「習志野市教育基本計画(平成 13 年度～19 年度)」(以下「H13 基本計画」)及び「習志野市教育基本計画(平成 20 年度～26 年度)」(以下「H20 基本計画」)を策定した。

これらの基本計画は、「習志野市長期計画」(平成 13 年 3 月)の精神である「市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市(まち)習志野」を実現することを目指して策定されたものであり、「習志野市長期計画」と計画期間を一にしている。

現在、「H20 基本計画」に基づく施策に取り組んでいるところであるが、この度、社会経済情勢の大きな変化、東日本大震災による被害、被害の復旧復興にかかる多額の費用、厳しい財政状況、将来に対する不安感、習志野市の将来像を示す必要性等により、次期「習志野市基本構想」とそれに基づく「前期基本計画」が、本来 27 年度から開始されるところ、1 年前倒した平成 26 年度より実施されることとなった。

そこで、教育委員会でも、当初の予定を 1 年前倒しした平成 26 年度を開始年度とする「習志野市教育基本計画」(以下「H26 基本計画」)を策定し、これからの習志野教育の方向性を示すこととした。

なお、「H26 基本計画」の策定にあたっては、「H20 基本計画」の事業展開に係る行政評価(中間評価)を実施してその結果を反映させるとともに、国・県の動向も踏まえつつ次期「習志野市基本構想(平成 26 年度～37 年度)」との整合性を図っていく。その上で、教育における基盤的な施策、本市教育の伝統を踏まえた特色ある施策、今日的な教育課題の解決に向けた施策により構成していくものとする。

2. 目的

学校教育と社会教育の充実、これらを結びつける学社連携の強化、これらの基盤となる教育環境の整備について、本市の進むべき方向やその実現に必要な具体的な事業・施策を長期的な視野に立って明らかにするとともに、本市教育行政の方向と施策を広く示すことにより、市民の理解と協力・参画を求める。

3. 実施期間

「習志野市基本構想(平成 26 年度～37 年度)」に基づく「習志野市基本計画(平成 26 年～平成 31 年度)」に合わせ、平成 26 年度を初年度とし、平成 31 年度を目標とする。(6 か年計画)

4. 策定期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までとする。ただし、平成 25 年 11 月 30 日までを調整期間とする。

5. 推進体制

①基本計画策定委員会

- ア 基本計画策定に係る重要事項を審議し、関係部局との総合的な調整を行う。
- イ 本委員会は、学校教育部長、生涯学習部長、こども部長、学校教育部次長、学校教育部参事、生涯学習部次長、こども部参事、総合教育センター所長、青少年センター所長、策定担当で構成し、会長は学校教育部参事が務める。
- ウ 策定委員会の指示を受け、策定のための事前協議及び連絡調整を行う作業部会を設置する。作業部会は、課長相当職又は係長相当職の担当者をもって構成し、学校教育部教育総務課長が部会長を務める。

②関係者等からの意見聴取

- ア 基本計画策定にあたっては、事務局職員、市立学校校園長、社会教育委員会などの意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。
- イ 附属機関等の意見を十分踏まえ、各分野の専門的な意見を反映させるように努めるものとする。
- ウ 必要に応じて、市長事務部局の意見を聴くものとする。

6 その他

この要綱の定めるものの他、基本計画策定に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行し、基本計画策定をもって廃止する。

附則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行し、基本計画策定をもって廃止する。